

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。企画総務委員会を始めさせていただきます。

まず、本日は区長提出議案の審査でございますけれども、議案審査におきましては私のほうから、委員会条例第17条に基づきまして議長に申し入れて、区長にご出席を頂いております。区長におかれましては、大変お忙しいところを当委員会にご出席いただきまして、ありがとうございました。

それでは、お手元に本日の日程をお配りしてございます。議案審査6件、陳情審査1件、報告事項、政策経営部から2件、そしてその他でございますので、スムーズな委員会運営を、ご協力をお願いしたいと存じます。このとおり進めさせていただいてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、まず、日程1番、議案審査に入ります。執行機関の説明を求めますけれども、議案第39号、千代田区個人情報保護条例の一部を改正する条例の審査に入ります。はい、どうぞ。

○中田総務課長 はい。それでは政策経営部資料1に基づきまして、ご説明のほうをいたします。

個人情報保護の条例の一部を改正する条例になります。国におきまして、デジタル庁の設置法、またデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。この法改正に伴いまして、本区の個人情報保護条例の一部改正が必要となりましたので、今回ご提出のほうをいたしております。

まず、デジタル庁設置法によりまして、情報提供ネットワークシステムの管理者が総務大臣から内閣総理大臣に変更になり、名称を変更する必要があります。

次に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、番号法の一部が改正され、マイナンバーカードが利用できる場合の例外規定が追加され、号ずれが生じました。追加された内容は、従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とするというものになります。区の条例では、番号法の号を引用している部分がございますので、号ずれを改める必要があります。

その他、規定の整備を行うということになります。

新旧対照表は、こちらの資料の2枚目のものとなっております。

施行の期日は公布の日からとなります。

なお、この改正は、ほかの自治体でも同様に行っているものとなります。

ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○嶋崎委員長 はい。担当者から説明がありました。質疑を受けます。

○小林たかや委員 コロナ禍におきまして、この地方自治法では個人情報保護の考え方が異なっていたために情報のやり取りがスムーズにいかないということで苦労しているということですが、地方自治体で個人情報の考え方を統一することだと思いますが、これまでの地方自治体は、個人情報制度に関しては国をリードしてきた面もあり、地方自治体の主体性が非常に大切であると思えます。

そこで、個人情報保護と全国共通ルール化と地方自治の関係についてどのように捉えているかお答えください。

○中田総務課長 今ご質問にございますように、地方行政に関しましては、できる限り条例に委ねましょうということで、これまで法律に条を一本立てまして、条例で規定するという方法が取られてまいりました。地方税に関しましても、そのような方法で取られてきたと思います。

今回、国の法律によりまして共通化という考えが示されました。この見直しに当たりましては、事前に国のほうで全国知事会ですとか全国市長会、町村会にヒアリングなどを行うほか、各自治体にアンケートなども行いまして、実質的な議論に入ったというふうに伺っております。こういった方法を積み重ねて、今回はこれまでの方法とは異なるような対応をされてきたというふうに思っております。

全国の団体の調査を行ったところ、かなりの部分が共通していたということと、各自治体のほうから、共通のルールでやはり進めていかないと、災害対応ですとか今回の感染症の対応、そういったところでも非常に不自由が生じるということで、そういった要望も多く寄せられたということで、今回の法改正につながったということでお話のほうを伺っております。

○小林たかや委員 個人情報保護法は令和5年春に施行されると聞いておりますけれども、条例はそもそも法律に基づき制定されるという原則がある以上、法の施行に伴い、個人情報保護条例の取扱いはどう変わるんでしょう。

○中田総務課長 ご指摘の個人情報保護の条例についての取扱いになります。こちら、先日、国で説明会がございまして、その際には、個人情報保護については法律に一本化ということで、改正後の法律は、地方公共団体の機関、法人にも適用、直接適用されるということになりますので、国としての考え方は、基本的には廃止の方向にあるということで理解をさせていただきます。

○小林たかや委員 そうすると、これまで国が個人情報保護制度の見直しを検討する中でデータの活用という点が心配されるんですが、匿名加工情報制度ということでありますけれども、その辺はどのように区としては考えているのかお答えください。

○中田総務課長 匿名加工情報につきましては非常に重要なものでありますけれども、こちら、当面は都道府県と指定都市に限定されるということでお話のほうを伺っております。市町村に関しましては、それらの動向を踏まえた対応ということで、今後どのように市町村、まあ、区を含めた市町村がやっていくのかについては、都道府県ですとか、また政令指定都市の事例などを踏まえて検討していきたいと考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかに。

○木村委員 本条例の改正理由というのは、先ほどのご説明だと、デジタル庁設置法の公布とそれからマイナンバー法の一部改正に伴う規定整理ということでございました。

デジタル法ができたことで、デジタル庁の設置によって、情報ネットワークの管理者が、総務大臣から、デジタル庁の長である内閣総理大臣に変更するということがありますけれども、国の説明ですと、デジタル庁というのは、ほかの省にはない、強力な総合調整権限を持っていて、その総合調整権限を担保するために強力な勧告権を付与していると、こう

いう、政府決定がなされています。この強力な勧告権、総合調整権限が地方自治を侵害することはないだろうか、こういう不安が非常に大きいわけです。

それで、ちょっと2点伺いたいんですけども、基本方針を踏まえた重点計画はデジタル庁が作成する、と。その重点計画の中には、地方公共団体の情報システムの共同化に関し、政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策が含まれている、と。本会議でも質問したけれども、情報システムというのは、住民サービスの在り方に大きく影響するわけですよ。その重点計画を、その情報システムの共同化を含む重点計画をつくるのがデジタル庁で、それには勧告権を含めた強力な権限を付与していますと。となると、これ、このとおり条例化すると、うーん、何といいましょうか、千代田区民のサービスにも大きな影響を与えかねない勧告が、言うことを聞かないとですよ、千代田区が。いや、これはもう住民が望んでいるから、このサービスを付与するためにはこういうシステムを外部に付与しなくちゃいけないんだみたいなことを言うと、強力な勧告権が働くんじゃないかと、そういう心配があるんだけど、その辺はどうでしょう。

○加茂IT推進課長 ただいまの木村委員のご指摘、ご質問の件でございます。

デジタル庁が強力な権限を持ってということでございますけども、デジタル庁が強力な権限を持つのは、今、住民にとってみると、いろいろサービスの不都合があったり、重複があったり、非常に、住民としてみると、行政サービスの利用について課題があるということで、それを集約することで縦割り行政を排して、いわゆる住民目線で再編成をするというのがデジタル庁の設置の基本的な考え方だと私自身は考えております。

今ご指摘がありました、情報システムの共同化でございます。こちらのほうは、今何が起きているかということ、ご存じのように各自治体ばらばらで情報システムをつくっております。当然のことながら、それぞれ自治体が工夫している区民サービスもあれば、あるいはそれぞれの地域の特性に応じた、いろんな条例に応じたシステムもございます。一方で、必要な部分として、最低限、共通な部分というのが住民系のシステムでもございます。この辺りを共通化、共同化することによって、運用、保守に関わる経費を削減する、あるいはそれに対して法改正があったときに、それに対応するために多くの人員を各自治体が割かなきゃいけない、そういったことを是正するというのが最大の目的であるというふうに感じております。

標準システムについては、国が標準仕様を準備いたします。その標準仕様も、あくまでも共通部分のところの仕様でございます。それに沿って合わせることで各自治体が住民サービスの運営の効率化を図るということと、あと、やはりそれぞれの自治体独自の必要なものについては、外付けシステムという形の中で残すということで、引き続き継続して住民サービスが提供できるんじゃないかというふうに考えております。

○木村委員 今のご答弁によりますと、住民に必要なサービスは外付けのシステムとしてきちんと位置づけで対応していくということなんでしょうけれども、それはあくまでも必要最小限の追加だと。何が必要最小限かを判断するのは、これは国ですから、強力な権限を持つのは。そういった意味では、やはりサービスへの影響というのは、やっぱり懸念は払拭できないんですよ。

もう一つ、今回の改正については、マイナンバー法の改正に伴う規定整備ということで、今回のデジタル庁の業務の一つに、マイナンバー制度全般の企画立案を一元化すると。そ

れからJ-LIS、地方公共団体情報システム機構を国と地方が共同で管理する。これをデジタル庁の業務の一つにするということで、デジタル庁設置法には、もう、うたわれています。これは、特定個人情報を、分散管理から国の統一管理に移すことになるんじゃないかと。

今は、J-LISは地方公共団体が出資して、国の財政支援もあるのかな、一応国の、自治体が出資で運営しているという建前になっているわけですよ。それが国との共同管理に変わってくるわけですね。そうすると、マイナンバーについては相当批判も強い、心配、不安も相当強いということで、マイナンバーカードを持っている方が、なかなか国の思うようには進まないということで、マイナンバーの制度全般の企画立案を一元化して、それでJ-LISを国と地方が共同で管理するように変えて、強力な権限を持つデジタル庁によって一気に普及していくと。こういう流れの下での改正なんじゃありませんかね、これ。何で地方自治体が共同で運営したものを国との共同管理にするんだと。ほかの、次の条例にも関わるんで、あまり深く言いませんけれども。手数料条例と関連してくるんでね。

これは、地方分権という流れに、このデジタル庁ができたことで、特定個人情報を分散管理から国への統一管理に一気に流れが強まっていくというふうに受け止めることができるんじゃないかと思うんだけど、それについてはどうでしょう。

○中田総務課長 先日、本会議の中でも部長のほうから答弁差し上げたとおり、情報に関しましては、共通化ではなくて、制度は共通化になりますけれども、情報に関しましては各自治体のほうで、こちらのほうは保有していくということで認識をさせていただきます。

○木村委員 先ほど小林（た）委員もおっしゃられたように、個人情報の保護というのは、これ、ある意味で地方自治体が最初、川崎市の個人情報保護条例は非常に有名だけれども、自治体が先行して、国が後から来た、そういう状況だと思うんですよ。

それで、千代田区の個人情報保護条例にもうたわれているけれども、大事な原則、要するに個人情報は直接本人から収集する、直接収集原則というのが条例でうたわれていますし、それから収集しては駄目だという、いわゆるセンシティブ情報ですよ、思想信条だとか病歴だとか犯罪歴だとか、そういうセンシティブ情報については収集しないと、こういう規定が条例ではうたわれています。この大事な原則というのは、個人情報保護法制の一本化によって、どう変わるんでしょう。この原則は変わらないんでしょうか。

○中田総務課長 個人情報の範囲についてですけれども、国の法律に一本化されますと、若干そちらのほうの範囲というのも変わってくるというふうに聞いてございます。

○木村委員 いいです。

○嶋崎委員長 いいですか。はい。

○木村委員 そういう問題があると。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、質疑を終了いたします。討論はいかがいしましょう。（発言する者あり）しますか。はい。

では、木村委員からどうぞ。

○木村委員 反対の立場から述べさせていただきます。

本議案は、総務大臣から、情報提供ネットワークシステムの管理者を総務大臣から内閣総理大臣に変える、あるいはマイナンバー法の改正による規定整備という簡易な改正に見えるんだけど、内実は、デジタル改革を、デジタル庁に相当な権限を持たせて一気に進めていくという組織再編の象徴的な表れというふうに捉えざるを得ません。デジタル庁がより強大な権限を持つことで、地方自治への侵害、あるいは個人情報の取扱いについて、強く懸念されることがあることから反対いたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。小林（た）委員。

○小林たかや委員 賛成の立場から意見発表します。

今回の提出された千代田区個人情報保護条例の一部を改正する条例は、文言修正や号ずれなど、国の法令の一部改正に伴う規定整備であります。個人情報保護制度については、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ活用が要請される中、令和3年5月に個人情報保護法が改正され、全国共通ルールが規定されております。個人情報保護制度の一元化は安全管理措置の観点から、国全体として個人情報保護のレベルを向上させるものであり、一定の方針を国の責任において全国共通に定めることから、十分な合理性があるのではないかと認識しているところであります。

審議の中で、国は令和4年春までにガイドラインを公表し、詳細な考え方を示すこと、執行機関は、そのガイドラインの下、庁内において議論を深めていただき、令和5年度春の法改正に向けて準備を進めていることが明らかになっております。執行機関においては、議論の進捗に応じて、議会に対して丁寧な説明を順次行うことを求め、本議案には賛成いたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第39号、千代田区個人情報保護条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大坂委員、永田委員、小林たかや委員、桜井ただし議長、大串ひろやす副委員長、以上の方が賛成でございます。よって、議案第39号は可決、賛成多数により可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第40号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○加茂IT推進課長 それでは、お手元の政策経営部資料2に沿って、ご説明申し上げます。

千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてということでございます。

まず、1点目の改正理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）

が公布されました。この法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）——以下、「番号利用法」といいます——の一部が改正され、令和3年9月1日から施行するものです。これに伴い、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において、番号利用法を引用する条文を改めるほか、規定を整備するというものでございます。

こちらの、もともとの参照している法の改正につきましては、先ほど個人情報保護条例のところでお話をしましたように、民間企業にお勤めの従業員が転職をするときに、本人の同意があれば、もともといた企業から転職先の企業に対して個人情報を提供するというのが一つ加わったということでございます。

それに伴って、2番目の改正内容でございます。

条例の第1条及び第5条第1項中、「第19条第10号」、これは国の法律でございますけれども、先ほどご説明したように、間に一つ法律が入りましたので、号ずれを起こしたということで、「第19条第11号」に改めるというものでございます。

新旧対照表につきましては、次のページにございます内容でございます。

以上でございます。何とぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。質疑を受けます。

○永田委員 個人番号の利活用を進めていくにはマイナンバーカードの普及率を上げることが大きな課題となっていると思いますが、本区における区民の取得状況について、答弁をお願いします。

○加茂IT推進課長 マイナンバーカードの取得状況でございます。9月9日時点でございますけれども、全区民のうち3万1,000人、約46.2%が、今、マイナンバーカードを取得しているという状況でございます。また、実際に申請されている方も3万8,000人ということで、57.5%ということになっております。

○永田委員 併せてマイナポイントのキャンペーンが行われましたが、あのキャンペーン後どのように取得率が上がったのかということと、あと、併せて区の職員の取得率も分かれば教えてください。分かれば結構です、そこは。

○嶋崎委員長 2件だよ、2件。

どうぞ。

○加茂IT推進課長 やはりマイナンバーカードを取得することの、住民の方からすると、どういうメリットがあるのかということが非常に重要になるというふうに思っております。先ほど、今、マイナポイントというお話がございましたけれども、マイナポイント制度も、この12月31日まで延期になっております。そういった形で、マイナポイントを利用される住民の方、さらに増えるというふうに思っておりますので、それが今後の取得率の前進につながるのかなというところでございます。

それから、区職員の保有率につきましては、ちょっと、私、今、データを持っておりません。

○嶋崎委員長 分からないの。ちょっと待って。誰も分からないの。今、分からないの。

○永田委員 以前にご答弁をもらった覚えがあるんですけど。

○嶋崎委員長 総務課長。

○中田総務課長 昨年度、調査が国のほうからありましたので、その際に統計を取ったん

ですけれども、現時点では、職員に関して統計は取っていないということを確認しております。

○嶋崎委員長 取っていないのね。

○中田総務課長 はい。

○嶋崎委員長 取っていないんだって。

○永田委員 取っていない。

○嶋崎委員長 永田委員。

○永田委員 やっぱ職員というのは、ある意味、区民のお手本となるべき存在でもあるので、取得率100%を目指して、まあ、強制ということではできないのかもしれないですけども、その辺の指導は必要だと思います。それは私の意見ですが。

なかなかマイナンバーカードの取得率が上がらないという原因の一つに、持っていなくても困らないということがよく言われることで、このマイナポイントのキャンペーンについても私も実際いろいろ、ほかの電子マネーカードとひも付けするときに、結構難しいというか、どこかで引っかかってしまったりとか、あるいは近所の高齢者の方から、やり方が分からないから教えてほしいと言われたりとか、そういうことが多いんですね。

そういうことも大きな課題になっていると思いますが、区として取得率が上がらない要因として今考えている、あるいはそれを改善する策というものがありましたら、答弁をお願いします。

○加茂IT推進課長 ただいまのご指摘のように、なかなか取得が進んでいないんじゃないかということもございます。また、マイナポイントも操作が非常に煩雑だということで、キャッシュバックするにも銀行のATMで操作しないとイケないとか、情報機器に不慣れな方にとってみると、非常にその障壁が大きいかなというふうに思っております。

マイナンバーカードにつきましては、ただ単にカードを普及させるだけではなくて、業界用語でユーザーインターフェースという言い方をしていますけども、いかに簡単にマイナンバーカードを利用いただくか。当然のことながら個人情報の保護には努めますけども、いかにユーザーインターフェースをどなたでも使えるようにしていくという工夫が今後されていくというふうに考えております。

また、マイナンバーカード自身が今後健康保険証の代わりになったり、あるいは運転免許証になったり、あるいはいろんな証明書の代わりをするということ。それとあと、今はスマホを経由してマイナンバーカードで本人確認を行っていますけども、今後は基本3情報を、場合によっては、本人の希望によってはスマホの中で蓄え、蓄積することができるということで、マイナンバーカードを使わなくても、そのままダイレクトにいろんな行政サービスなり手続きを受けていただけるということで、そういった意味で今後進んでいくのではないかなというふうに思っております。

○永田委員 今、答弁あったように、マイナンバーカードの利便性が高まれば、自動的に、必然的にというか、取得率は上がっていくのかもしれないんですけど、今現状でマイナンバーカードを申請すると発行に予約が必要だということなので、例えば予約なしでも、そんなに窓口が混雑しないのであれば対応できるような体制ができればと思いますが、その点について、どうでしょうか。

○加茂IT推進課長 特に、区としてというよりも、今、国が進めているのは、確かに申

請に窓口に来られて、そこから受け取るまでの時間が非常に長い、と。先ほどJ-LISという言葉がありましたけども、J-LISの中でその業務を担っているという形になります。

今後、国は、J-LISのマイナンバー発行についても、いろいろ業務改善を重ねながら、もっと簡単にマイナンバーカードの申請ができて、また申請から区民への、住民への交付を含めて、時間をいかに短くするかという努力はしているというふうに聞いておりますので、今後そういった流れの中で区としても対応していくということになると思います。

○永田委員 分かりました。引き続き、取得率向上のために、いろいろ、策が必要だと思いますが。

その中で、マイナンバーカードのICチップの部分は区独自で活用できるので、その点について、本区として、以前に質問したときには、他区の状況を見て判断するというような内容だったと思うんですけど、例えば図書館の利用とか、あとスポーツセンターとか、そういったもの、区民館とかプールとか、そういったことの入館の証明に使うとか、そういうことであれば、すぐできるかと思いますが、その点についての検討というか、区独自のICチップ部分の活用について、どのような今考えなのか、教えてください。

○加茂IT推進課長 そこは、まさに、今後、千代田区としてDXを実現していく、あるいは進めていくに当たって、区民、住民の方の行政手続の利便性という形で、いわゆる電子申請システムをいかに充実していくかということになると思います。

今、委員ご指摘にありました、マイナンバーカードを使っての電子申請というのはマイナポータルになります。今、国は定型的なフォーマットを用意して、特に国の行政に関わる場所の手続を電子化しておりますけども、おっしゃっているように、チップの中で一部は各自治体独自の申請も可能になるというふうに聞いております。

先ほどマイナンバーの普及率が、交付率が今46%というお話をさせていただきましたですけども、今後マイナンバーカードの交付率が進んで、お持ちになる方が多くなった段階で、そういったことも検討していきたいというふうに思っています。

一方で、マイナンバーカードをお持ちでない方がそういった行政手続の利便性を受けられないということがあってはいけませんので、これはまた後ほどのご報告になりますけども、新たな行政サービスの手続についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○永田委員 マイナンバーカードの普及については引き続き進めていただきたいということと、この条例改正の内容についてお聞きします。

本条例の改正の基となっているデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正の趣旨というんですかね、そこを説明してください。

○加茂IT推進課長 委員長、IT推進課長。

○嶋崎委員長 簡潔にね。分かりやすく。

○加茂IT推進課長 はい。現在、国を挙げてデータを活用し、より発展する社会を目指しているというふうに聞いております。そういった中で、データを活用し発展する社会の中で利用者の利便性をいかに向上していくか、あるいは行政の事務効率化をいかに図っていくか、あるいはデータを活用して魅力ある地域創生なり価値の創造をいかにやっていくかという中で、今回、法改正が進められたというふうに思っています。



一方で、活用の原則としては、プライバシーの確保、安全・安心対策、これもバランスを取りながら進めていくというのが今回の趣旨だというふうに理解しております。

○嶋崎委員長 永田委員。どうぞ。

○永田委員 最後に確認します。個人情報保護のためのセキュリティー対策は万全なのかどうか、マイナンバー制度における安心・安全の確保についてどのようにしていくのか、最後に答弁をお願いします。

○加茂IT推進課長 個人番号の利用事務に関しては、三つの保護措置があると言われていいます。一つ目が利用制限、二つ目が安全管理措置と運用、それから、三つ目が情報提供制限という形になっております。特に、この利用制限と情報提供制限につきましては、やはりそれを、データを扱う人そのものだと思っています。そういった観点で、人的なセキュリティーをいかに高めるかということと、情報モラルあるいは情報リテラシーをいかに高めるかということで、昨年来、外部研修なんかも受けながら、こういった業務セキュリティーハンドブックを全職員に配って、身近に何を徹底しなきゃいけないのかというのを分かりやすく説明しているというのがあります。

それから、2点目の安全管理措置のところでございます。ここは物理的なセキュリティーのところになりますので、IT推進課が中心になって、毎年、特定番号利用事務に関する助言型の外部監査を受けて、改善すべきものは指摘事項を受けて改善している。こういった繰り返しの中で人的セキュリティー、あるいは物理的セキュリティーを高めるというふうに考えております。

○永田委員 以上です。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○永田委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに質疑を受けます。

○木村委員 マイナンバーカード、健康保険証とか運転免許証で使われる、使えるようになる。私は非常に恐ろしいことだと思うんですね。一人一人の健康状況を、地方分散、自治体が管理するんだったら、それは大事なことだ、国が一元管理するのは非常に怖いことだと、私はそう思っています。

それで、今回は、従業員の転職時などに、先ほどのご説明ですと、本人の同意を要件として、使用者間で特定個人情報の提供を認めるものだと、そういう内容でした。これは、日本経団連のSociety 5.0の中で、経団連からの強い要望の一つだったということのようです。

ちょっと、まず確認したいのは、特定個人情報というのはどういうことなのか、ちょっと定義をご説明いただければと思います。

○加茂IT推進課長 幾つか用語がございまして、個人情報、それと個人番号、特定個人情報、この三つに分かれております。今ご質問の特定個人情報については、個人番号でございます。個人番号というのは、住民票コードを変換して得られる各自の番号でございますけれども、このほかに、附带的にいろいろ、符号であったり、あるいは住民票コード以外のものを含む個人情報の総括をして、特定個人情報というふうに言っているというふうに理解しております。

○木村委員 当然、マイナンバーもここに含まれるということになりますよね。

○加茂IT推進課長 マイナンバーそのものというよりも、個人番号という形になります。ご存じのように、マイナンバーカードというのは、その個人番号を表すカードをマイナンバーカードと言っておりますので、マイナンバー、イコール、個人番号というふうに置き換えていただいてもいいかもしれません。

○木村委員 今回、マイナンバー法のデジタル社会整備法が改正され、公布され、施行されて、それでマイナンバー法も、これに伴い改正されたら、それに伴う号すれを整理すると。まあ、内容そのものは確かに大きなものじゃないんだけど、軽微なものなんだけど、ちょっと中身を確認させていただきたいと思うんです。

で、従業員の転職時等に、本人同意を要件に使用者間の特定個人情報の提供を認めようとするものと。これまで認められなかったのはなぜでしょうか。

○加茂IT推進課長 認められなかった理由については、申し訳ございません、不勉強で、はっきりしたところはありませんけれども、一つは、やはり従業員も住民でございますので、やはり転職のたびにそれぞれの企業なり、あるいは、その自治体で預かっている情報を含めて、都度、やはりやらなきゃいけないという、そういった中で非常に煩雑になっているところの運用を簡素化したものというふうに考えております。

○木村委員 煩雑。だって、今度はより煩雑になるじゃん。わざわざ、これまでは、要するに提供はしてこなかったと。で、今回、わざわざ提供するとなると、よりちょっと面倒になるんじゃないですか、普通に考えると。

要するに、やっぱり個人情報保護法の縛りがあったんじゃないかと思うんですよ。これまで認めてこなかった、それも今回、一元化で変わってくるということもあって、今回は認められるようになったんだということじゃないかと思うんだけど、この特定個人情報には、例えば、働いている人、労働者だとすると、例えば給与情報とか、そういったものも含まれるということで解釈して、いいわけですよ。

○加茂IT推進課長 申し訳ございません、その内容の項目までは把握しておりませんが、本人同意ということが前提となっておりますので、万が一含まれていても、本人が前職の年収を次の企業に伝えるということも、もしそれが自分としては好ましくないということであれば、そこで断るということも可能かというふうに思っております。

○木村委員 そこにはいろいろ、給与情報も含まれる。そこには欠勤だとか、あるいは懲戒だとか、あるいは解雇であるとか、そういった情報も推察できるといいでしょうか、そういう情報が、その特定個人情報には含まれてくるわけですね。ただ、その懲戒だとかというのが、本当にその働いている人たちの、働いている人の失敗やミスでなのか、それとも不当な、労働裁判っていっぱいありますから、不当な懲戒あるいは解雇なのか、その辺は分からないわけですよ、給与情報では。

これが、仮に本人の承諾、同意を要件とするにしても、仕事を解雇されたら。で、ようやく次の仕事が見つかったと、苦労して。そういう中に、あなたの特定個人情報を新しいところに流しますよと、提供しますよと。嫌と言えないでしょ。ようやく見つかった仕事なのに。これは本人の承諾要件というのは果たして有効なツールになっているのかどうか。これは弁護士会が心配しているんですよ。恐らく、ようやく職を見つけた人にとって、不同意ですと言えるだろうか、少なくとも人は、言えないんじゃないかなと。結局不利な

情報が、特定個人情報として、新しい就職先に提供される。これは労働者にとって不利じゃないかと、こういう弁護士会からの懸念の発表というか、声明というか、こういうのもなされているんだけど、その辺の心配というのはどうなんでしょうかね。今回、条例改正でそれができるようになるんだけど。

○加茂IT推進課長 先ほどご説明をさせていただきましたように、今回、データ活かし発展する社会という中で、やはり一つ重要なのが活用の原則だと思っています。その中で、プライバシーをいかに確保していくかということですね。これにつきましては、昨年度の個人情報改正のワーキンググループの中でも討論されていまして、いかにプライバシーを確保するかという点が力点を置かれて述べられておりましたので、今後の改正の中でも、個人のプライバシーに配慮するという事は、引き続き確保できるのではないかとというふうに考えております。

○木村委員 だって、個人情報保護の全体の体系が、先ほどもあったけれども、いわゆる二大原則ですよ。今の千代田区の条例が持っている、大事な柱。本人から情報は直接収集する。それから、不利益な情報、センシティブ情報。思想信条だとかね、犯罪歴だとか病歴だとか、そういったのはきちんと保護するんだと。で、収集しないと、そういった情報は。それがはっきりしなくなるわけですよ、今後は、利活用を重点化するために。そういう状況の下で、転職時の様々な個人情報の提供というのが、その従業員にとって、労働者にとって利益につながるのかという視点での、あった内容というのはちょっと読み取れない。

あと、これから個人情報保護をきちんとやっていこうという流れじゃないのよ。それをどんどんどんどん緩めていこうと、緩和していこうという流れの中で、労働者のプライバシーを果たして守れるのかと。こういう内容もはらんで、これは、労働者にとってはすごく心配じゃないかと。やっと会社が見つかったと。しかし、あなたの個人情報を提供しますと。いや、それは困る。そうしたら、せっかく内定したのが取消しになる可能性だってあるじゃないですか。断り切れないと。結果として、これは労働者にとって不利になるんじゃないか。これは経団連の要望から始まったやつだからね。その辺の不安は拭えるんでしょうかね、払拭できるんでしょうかね、この条例が改正されて。

○嶋崎委員長 総括的にご心配やご不安、それから、今のやり取りの中の話があるんだから、そこは総合的にきちっと、これこれこうなんですということを、ね、言わないと、これ、条例で出しているわけだからさ、やっぱり心配があるよという話には、なるだけ払拭していかなくちゃいけないんだから、そこはちょっと、きちっと最後に整理してくださいよ。

部長。

○細越政策経営部長 先ほどの個人情報の条例にも関わってきますけれども、このたびの個人情報の取扱いをめぐる問題って、非常に重い課題だと思っております。賛否両論あることも承知をしております。これは千代田区だけではなくて、全国の自治体共通の課題であるというような認識を持っております。そうした中であっても、この個人情報の保護、これは自治体の責務だと思っておりますので、これは、これまでも、またこれからも変わることはないということを、まず申し上げておきたいと思っております。

その一方で、このデジタル化というのは、先ほども出た2000個問題にも象徴されま

すように、様々な課題があるということをご案内のとおりだと思います。デジタル化の流れ、これは時代の要請でございますけれども、今後さらにまた加速してまいります。そんな中で、この個人情報の利用価値というのは高まっていくというのも事実だと思っております。それゆえに、私たちは、この個人情報の保護と活用のバランスをいかに保つかということが大変重要になってくると思っております。

こういった視点を持ちながら、これは決して、二律背反ではなくて両立できるものだと思っております。区といたしましては、こうした考え方の下に、慎重かつ丁寧に、この区民の不安を払拭できるように、また、先ほどご指摘いただきました労働者のことも踏まえまして、しっかりと丁寧にに対応していくことが必要だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○大串副委員長 デジタル化を迎えて、社会が大きく変わろうとしている。で、利便性が増すからということで、どんどんこういうような条例の改正だとか、いろんな仕組みも変わっていく。その際に注意しなくちゃいけないのは、今まで議論があった個人情報の保護。一つはですね。もう一つが、利用したくても利用できない人。いわゆる一人も取り残さないんだということが、国においては理念として加えられた。この、一人も取り残さない。要するに利用したくても利用できないんだと。デジタル化についていけない。そういった方々に対して、しっかりとフォローしていくんだよというふうになっていると思っております。千代田区としては大丈夫なんでしょうか。

○加茂IT推進課長 ただいまご指摘のありましたように、誰もが取り残されない社会ということを目指して、今、デジタル化を進めているわけでございます。千代田区にとりましても、言葉の例えが正しいかどうか分かりませんが、デジタルデバインド対策ということで、実は11月から、都のモデル事業を使って、区民の皆さんへのスマホの使い方ですとか、あるいはスマホがこういったものに使えるとか、あるいはいろんなIT機器の操作ですね、そういったことの研修会を3回ほど実施したいと思っております。

また、来年度以降は、さらにいろんなマイナンバーカードの普及が進んだり電子申請が進むという中で、そういったことへの操作に対する研修会なり、あるいは相談会なり、そういった機会を増やして、そういった中で皆さんにお使いいただくということを考えております。

○大串副委員長 研修会も結構だと思うんですけども、私は、その全てがデジタル化して、申請から何から全てデジタルで行うというのがもう目前に来ている。そういったときに、私は、誰も取り残さないということであれば、やっぱり紙ベースで、対面で行うというのも並行して残さなくちゃいけない、しばらくは。高齢者もいますから。そういったことも配慮しながら、このデジタルというのは、手続というのは進めてもらいたい。そこは大丈夫ですか。

○亀割デジタル戦略担当部長 大串委員のご質問にお答えさせていただきます。

デジタル化、区、本腰を入れて、今年度より進めているという形になっております。もちろん前提は利用者が得る便益を第一に考え、全てをデジタル化するのではなくて、不慣れな人、希望する方には窓口等において、より丁寧な対応ですとか紙媒体でのご案内も併

用する形で進めていくということで、本区のDXを推進していきたいと、こういう考えで  
ございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがしましょう。（発言する者あり）

しますか。木村委員。

○木村委員 本条例の改正案については、本人の同意を要件としたとしても、やはり個人  
情報保護の精神からの潜脱であって、労働者のプライバシーの侵害につながるものが懸念  
されることから、反対いたします。

○嶋崎委員長 はい。

永田委員。

○永田委員 議案第40号、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例に意見発表をいたします。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、  
引用する条文を改める規定整備を行うものです。この法律改正は、マイナンバーを活用し  
た情報連携の拡大等による行政手続の効率化を目的としています。審議の中で、情報連携  
の拡大に伴う個人情報漏えいのリスクについてはしっかりと対策を講じることや、マイナ  
ンバーカード普及に一層努めていくという区の姿勢が確認できました。執行機関は審議の  
過程を十分に受け止め、区民生活のさらなる利便性の向上を図る観点から、マイナンバー  
カードの利活用に適切に取り組むことを求め、本議案に賛成いたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、討論を終了し、これから採決に入ります。

議案第40号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例に、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大坂委員、永田委員、小林たかや委員、桜井委員、大串副委員長が賛成で  
す。よって、賛成多数によりまして、本議案第40号は可決すべきものと決定いたしまし  
た。

続けます。次に、議案第41号、千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の  
報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

説明を求めます。

○中田総務課長 それでは、政策経営部資料3に基づきまして説明をいたします。

本区では、監査委員や選挙管理委員等に関しまして、条例におきまして、報酬の額、ま  
た支給の方法などを定めてございます。条例では、支給の期日といたしまして、月額報酬  
は基本的に25日に支給するということを定めておりますけれども、委員が25日以降に  
就任した場合の支給の定めが明確化されておりました。

一方、この条例に定めがなくとも、実務上は、支給に関する起案の中で対応は可能となっておりますが、やはり報酬の支給の期日に関するということにつきましては、各委員にとって重要事項となります。このため、条例に明記することが本来あるべき姿であるというふうに考えまして、25日以降に就任した場合の支給期日を明記するということいたしました。

新旧対照表につきましては、別表のとおりとなります。

施行期日は公布の日からとなります。

ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。

質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、質疑を終了し、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第41号、千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第41号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

説明を求めます。

○石綿財政課長 それでは、先ほど来出てございます番号利用法の改正関連といたしまして、議案第42号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。恐れ入りますが、お手元の政策経営部資料4をご覧ください。

今般、デジタル社会の形成を図るための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードでございますが、こちらを発行する主体が地方自治体から地方公共団体情報システム機構、こちらも略称でございます、先ほど来出てございますJ-LISでございますが、こちらに移り、明確化されたということでございます。

これまで、マイナンバーカードの発行事務は、本来的に国が果たすべき役割のうち、法令によって地方自治体が処理するものとされた事務でございます法定受託事務として、区の事務と処理されておりました。このため、区では再発行時のみ、区の条例に規定した手数料、800円でございますけれども、こちらを区が徴収し、実際の発行に係る事務はJ-LISへ委任をしていたというところでございます。しかし、今般の法改正によりまして、マイナンバーカードの再発行に際して、発行主体が区からJ-LISに移ったことによりまして、併せて手数料もJ-LISが徴収することになったものでございます。

実際に再発行の流れを具体的に申しますと、マイナンバーカードの再発行を希望する区民の方は、区の窓口で交付の申請を行っていただきまして、その申請に基づきまして、カードの再発行を区からJ-LISにお願いすることになると。その後、J-LISで再発

行されたカードが区に届きましたら、申請された区民の方に再度来庁いただきまして、カードを交付いたします。その際に800円の再交付手数料をお支払いいただくという流れになってございます。

なお、新規発行の場合の手数料は無料となっております。

この手数料につきましては、区の歳入となるものでございますが、実際の作成をJ-LISが行うために、区はJ-LISに対し、カードの作成に要する経費に相当する額を交付金として交付してございました。今回の法改正によりまして、カードの発行主体がJ-LISに移りましたので、今ご説明をいたしました発行に係る事務手続は、区からJ-LISにお願いをするものではなく、逆に、J-LISが区と委託契約を締結し、その事務をJ-LISが区にお願いをするというような流れになるものでございます。

発行の手数料につきましては区が徴収をいたしますが、区の歳入ではなく、歳計外現金といたしまして区が一時的に管理をさせていただき、後に区からJ-LISに送金をさせていただくということでございます。

なお、法改正の前後とも、カード発行に係る手数料相当額は、最終的にJ-LISに移るということになってございますが、人件費等の事務にかかる区の負担分は、別途国庫補助として区に支払われている状況でございます。

次に、2の改正内容でございますが、ただいまご説明をさせていただきました取扱いとなりますので、区の手数料条例から該当箇所を削除いたしまして、項番号の繰上げ等の規定整備をさせていただきます。

次に、施行予定日につきましては、公布の日から施行いたしまして、令和3年9月1日からの適用とするものでございます。

最後に、別紙に条例改正の新旧対照表をおつけいたしました。ご説明は割愛させていただきますが、後ほどご確認のほどをお願いできればと思います。

なお、他の自治体でも同様の対応を行っているところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○嶋崎委員長 説明を頂きました。

質疑を受けます。

○大坂委員 ちょっと基本的なところでの確認をさせていただきたいんですけども、今回、この800円というのが、区に直接というよりもJ-LISのほうに支払うような形になるということで、区民の負担というのは基本的には変わらないというふうに考えていいのかどうかということと、もう一点、マイナンバーカードの発行料、再交付料ですけども、今800円という形で説明がありましたけれども、電子証明がついた場合って、たしか1,000円だったと思うんですけども、ここのところの関係というのは、この法律が変わったこと、条例が変わったことによってどうなるのかということについて説明をお願いいたします。

○石綿財政課長 2点、ご質問を頂戴したところでございます。

まず最初に、区民の皆様方に、今回の条例改正によって変わるかどうかという点でございますが、800円という金額も含めまして、区民の方々にはほぼ影響がないものというふうに思っております。電子申請分の、その1,000円で窓口でお支払いいただいた件でございますが、こちらに関しましては、今まで内訳がこの再発行の手数料が800円

で、電子申請が200円分というような内訳になってございまして、正確には、これが選択をできるという形でございます。つまり、200円分は、その電子申請の証明分はつけなくてもカード発行というのは可能でございましたが、今回に關しまして、この200円分は、もともと区の法定受託事務に含まれていなかったというところもございまして、手数料条例には、そこが、規定がなかったということでございます。実際のお支払いに關しては、先ほど申しましたように選択ができるということでございますが、条例上では、もともとの位置づけは変わりませんので、多くの方は800円プラス200円の1,000円をお支払いいただくという形になりますが、条例上は変更がないということでございます。

○大坂委員 もう一点、ちょっと基本的なことを確認させていただきたいんですけども、再交付という形での規定になっていきますけれども、この再交付というのはどこまでが含まれるのかというのがちょっと分からなかったんですけども、マイナンバーカードには有効期間が区切られていまして、更新しなければいけないと。この更新に係る部分についても、この再交付というような考え方でよろしいのでしょうか。

○石綿財政課長 今回、再交付につきまして、手数料を無料とするというような規定も国のほうで設けているところもございまして、こちらに關しましては、例えば天災であるとか本人の責めによらない場合、それから、有効期限が満了する日までの期間が三月未満となった場合の再交付であるとか、あとは当該個人番号カードの追記欄の余白がなくなったことにより再発行を行う場合であるとか、こういった内容によりましては手数料を無料とするというふうな規定がございまして。

○大坂委員 ありがとうございます。

では、紛失したときとか、そういったときにのみ、この800円がかかってしまうというような認識でよろしいのかなと思います。こういった仕組みが変わることによって、手続や発行までの日数ですとか、そういったところには特に影響はないということでもよろしいのでしょうか。

○石綿財政課長 はい。先ほど来ご説明を重ねてのお話になってしまいますけれども、今までの事務の取扱いと大きく変わる形ではございませんので、そういった日数が増えるなどは生じない予定でございまして。

○大坂委員 先ほど議案第40号のときでも重なるような質問にはなるんですけども、先ほど質問したのは電子証明ですかね、これが期限がたしか5年間という形になります。で、マイナンバーカード自体が、始まってから、もう5年が経過していますので、順次、恐らく更新をする方が増えてきている時期になってきますし、今後、ますます更新する方が増えていくだろうということは、容易に想像ができるのかなと思っています。その中で、なかなか、予約をしても日数がかかるという状況が現在続いていますので、その点の対応策というのが、J-LISのほうで検討しているという話ではありましたが、区のほうとしても、しっかりとJ-LISと連携をして、更新をする方が不都合ないように、しっかりと対応していただきたいと思いますというふうに考えているんですけども、その点について見解をお聞かせください。

○石綿財政課長 再交付の具体的な件数といたしましては、年間で200件程度というふうに伺ってございますが、それに、今お話がございましたように、これから更新の数も増



えてくるということがございますので、委員ご指摘のとおり、これまでよりも日数がかかるであるとかサービスが低下するようなことがないように、区といたしましても、窓口では、これまで以上にまた配慮をさせていただきながら、鋭意努力を続けていきたいなというところがございます。

○大坂委員 ありがとうございます。

ちょっと質問に戻りますけれども、説明の中で、人件費に関しては、これまで国のほうから出ていたという話がありましたけれども、今回、こういった形で条例が変わることによって、やはり国のほうから、引き続き補助金というか、人件費に相当する部分というのは支給されるのかということについて、確認をしたいと思います。

○石綿財政課長 そちらに関しましては、従前と変わらずということでございます、こちらは、新規の分も含めて、人口などで割り返した金額ということで補助を受けているようなことで伺っているところがございます。

○大坂委員 じゃあ、最後に。

持出しが特にないということは確認できました。一方で、再交付に関して、区民が負担するということについては変わらないということになります。国をはじめ、区でもマイナンバーカードの取得に力を入れています。新規は無料であるにもかかわらず、再交付の際には、なぜ有料にしなければいけないのかということについて、ほかの区と同様の対応をしなければいけないというところは分かるんですけども、無料にしていくべきなのではないかなというところもあるんですが、その点についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○石綿財政課長 今回はこの発行主体が移るということでございます、発行に係る事務手数料、こちらに関しても、区からJ-LISへ移るということでございますので、これ、無料にさせていただいたとしても、その分、区からJ-LISのほうに経費を支払わなければならないというような状況になるというところがございます。まず、これが今回の改正によって生ずることかなと。これまでも同じような状況ではございましたが。

そのために、区の負担分を、これを独自に区が負担して無料化することというのは、これはもちろん理論上可能になるということではございますが、国のほうからも、財政的な不均衡、これを助長してしまうことになりかねないので、独自に減免を行うことは望ましくないというような見解を頂戴しているところがございます。

したがって、他の自治体の例なども、私ども把握はしているところがございますが、やはり当面は現状どおり、徴収をさせていただくということで進めさせていただければというふうに思っております。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○木村委員 今回も、デジタル社会整備法の公布により、手数料条例の一部改正だということです。マイナンバーカードの再交付の徴収事務が、これまで法定受託事務として区がやっていたけれども、J-LIS、地方公共団体情報システム機構が主体となって進めるということになって、そこから千代田区が委託を受けるといった協定になる、そういう内容のようです。

やはり一番危惧しているのは、今回の法改正でJ-LISの性格が全く変わってしまっ

たということじゃないかなと思うんですよ。地方公共団体が出資した、言わば団体だったのが、事実上、国の機関になってしまったと。国の機関に変えられるということじゃないと思うんだけど、ということじゃないかと思うんだけど、その辺、どうなんでしょうかね。J-LISの性格は、今までは国から独立していたわけですよ。建前は、J-LISは。ところが、今回の様々な法改正やデジタル関連法ができたことで、このJ-LISを国が管理するというふうに変ったんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうでしょう。性格が、がらっと変わってしまったと思うんだけど。

○石綿財政課長 今のご指摘でございますが、先ほどの議案の審査の際にもお答えをさせていただいているところかと存じますが、今回のJ-LISの関与に関しましては、国の関与が強化されたというようなご指摘でございます。これは、先ほど来ご回答させていただいているとおり、情報に関しては共通化されないものだよということがございまして、あくまでもデジタル社会の実現の加速化に向けて、国も関与を強めるものの、ここの部分に関しては変わらないものというふうに認識しております。

○木村委員 いや、相当変わりますよ。このデジタル社会形成を図る関係整備法の法律、これは内閣府が作った資料だけでも、マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化ということで、こう言っていますよ。「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等」、こういう規定を整備したと。それから、「J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加する」と。「理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする」、つまり国によるガバナンスを強化するんだと。これはすさまじいでしょう。人まで国から送って、マイナンバーカード、どれだけ普及するのか目標まで国の下でつくらせて、で、どうやって普及していくのか、計画も国が認可していくと。まさに国の機関じゃありませんか、これ。

これは、J-LIS、もともと国から独立して、これまで運営されてきた地方公共団体の機構を、事実上、国の機関にすることじゃありませんか。だって、国が計画をつくり、人まで国が送り、で、理事長は国が認可しないと駄目だと。あの学術会議と同じような形。それよりもひどいかな。とにかく、国によるガバナンスを強化するんだと、こう、国が言っているんだから。ということは、もう全くJ-LISの性格は変わってしまったという捉え方でいいんでしょう。

○加茂IT推進課長 J-LISのいろんな、今回、大きな改革に近いと思いますけれども、今、委員ご指摘のように、J-LISは地方公共団体に対するいろいろなサービス、特にLIGWAN接続系を含めて、内部事務系のサービスを中心に行ってきたということになります。

今回のJ-LISの大きな改変には、一つは、前回ですけれども、特定給付金の交付の話がありました。そのときに、実はもうマイナンバーカードを持っているんだけど、4桁の暗証番号を忘れてしまった、それと、あと打ち間違えてブロックされてしまったと。そうしたときに、その対応が大変滞ったということがございました。逆に言うと、J-LISの今の組織の母体だけでは、なかなかそういったことに対応できないということで、国が、やはりそういった混乱を防ぐために、ガバナンスを利かせながらも、規模の拡大化、それと、あとリソースの集中を図って、そういったところを円滑に進めていくと。そういう形で、今回、変わるというふうに理解しております。

○木村委員 条例改正で、区は全然責任ないのにね。もう、国を弁護していただいて、本当にご苦労さまです。いや、本当に大変だと思いますよ。別に区が悪いわけじゃない。区が悪いわけじゃないのは、これ、知っているんですよ。知った上で、やはり問題が大きいということで、やはり質問せざるを得ないわけですよ。

今回、先ほどのご説明の中で、事務の主体が区から機構に変わって、手数料の位置づけが条例に基づくものから委託契約に基づくものへと変わってきたというご説明を頂きました。で、条例の一部を改正するというので、この条例が提案されてきたわけですね。主体が区から機構に変わったと。そのことによって、今度は区と機構が委託契約を結んで、この事務に関わっていくということになるわけですよ。そうすると、今回、カードの交付先というのは、自治体だけじゃなくなるんじゃないですか。J-LISと、ほかの団体が委託契約をすれば、同じようなことができる。金融機関だとか郵便局だとか。これ、ほかのところでも、委託契約で、コンビニとかね、できるようになるんじゃないですか。そういった状況って、聞いていませんか。

○石綿財政課長 今のご質問でございますが、個人番号カードの発行に関しての委託先ということに関しては、私どもは、あくまでもJ-LISのみということに今は聞いているところでございます。

○木村委員 これも、今回、委託契約にすることで、さらにこの発行に関わる事務を行えるところを増やしていくという、そういう動きもどうもあるようで、その最初の見直しとして、今回の再発行事務、法定受託事務であったものが、J-LISの事務に性質を変えて、そして自治体とは委託契約という形式に変えていったという、そういう話もあります。

ちょっと、もう一点だけ伺っておきたいんですけども、今回、国の機関が、相当、国の関与が強化されると。そうすると、J-LISの運営に当たっても、その財政措置ということで、国の財政、いわゆる運営に関わる財源は、国からの財源が、これ、増えるということになるんでしょうかね。また、それによって、区からJ-LISへの、何といたしましょうか、交付というのか、その辺の変化というのはあるんでしょうかね。何か聞いていますか。

○石綿財政課長 今の交付（再発行）に関わるお金の動きということでございますが、現状では、その動きが大きく変わるというようなことは、私どもでは伺っていないようなところでございますので、これまでと主体は変わるんですけども、願する関係性というか、そういったところには大きな変化がないような部分がございますので、お金のやり取りに関しても、大きく変わることはないというふうに認識をしております。

○木村委員 じゃあ、そうすると、口と人は出すけれども、お金は出しませんと。だって、国から人を送ってくるのよ。でも、それは自治体で出資して賄えと、そういうことなんじゃないかな。

○石綿財政課長 そちらに関しましては、確かに主体は移るということでございますが、これ、繰り返しのお話になってしまうかもしれませんが、これまでと変わらないということが、お金の流れに関してはあると。実際に、J-LISの運営に関しては、国の関与は強まるものの、自治体の共同運営ということは変わりございませんので、共同運営である以上は、自治体にも何らかの――何らかのといいますが、自治体に関しましては、この運営について担っていく立場であるかなというところは、変わらずというふうに認識

をしてございます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○木村委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、終了いたします。

討論はいかがいたしましょう。（発言する者あり）はい。

じゃあ、いいですか。大坂委員。

○大坂委員 議案第42号、千代田区手数料条例の一部を改正について、賛成の立場から討論いたします。

個人番号カードは、本区でも徐々に交付率が上がっており、これらのデジタル社会の実現に向けて利活用の幅は、ますます広がっていくことが予想されます。こうした中、今回の条例改正は、カードの発行に係る手数料が、区の手数料からJ-LISに移るという事務上の流れが変わることが主であり、多くの区民にとって何ら影響がないことが質疑によって明らかになりました。

また、手数料条例から削除することによって、区の歳入はなくなるものの、国からの補助によって事務費が補填され、これまでと変わらず、区の負担がないことも確認できました。今後、発行・再発行の事務手続をより一層円滑に進める体制を整えていただくことをお願いして、本議案には賛成いたします。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 反対の立場から意見を述べさせていただきます。

デジタル庁ができたことで、J-LISは、総務省と共にデジタル庁が所管する事実上の国の機関と変質いたしました。これは地方自治への大きな侵害です。国民一人一人の個人情報、J-LISを通して国が管理できるようにするための大きな流れの一環と言わなければなりません。こうした国の統一管理は、分散型管理よりサイバー攻撃に弱く、情報漏えいが起きたときの被害も極めて甚大になるところから、反対いたします。

○嶋崎委員長 はい。

よろしいですか、ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員であります。

議案第42号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大坂委員、永田委員、小林たかや委員、桜井委員、大串副委員長が賛成であります。よって、賛成多数によりまして、議案第42号は可決すべきものと決定をいたしました。

続けましょう。

次に、議案第43号、千代田区地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の審査に入り

ます。説明を執行機関から求めます。

○笹木環境政策課長 それでは、環境まちづくり部資料1-1によりまして、地球温暖化対策条例の一部改正について説明させていただきます。

1、背景ですが、区は、2007年に地球温暖化対策条例を制定し、2020年までに区内のCO<sub>2</sub>排出量を1990年比で25%削減する対策目標を掲げ、様々な取組みを展開しています。昨年、目標年次を迎えるにあたり実施した検証結果や、2015年のパリ協定などの国際動向、2050年までの脱炭素社会の実現を理念として掲げている地球温暖化対策推進法の改正、さらに地球温暖化が主な原因とされる気候変動について2018年に制定された気候変動適応法など、地球温暖化をとりまく状況の変化を踏まえ、条例の一部改正を行います。

これまで、当条例改正に当たりましては、有識者、区民等が参画する地球温暖化対策推進懇談会で検討を行い、また、区内では、区長を本部長とする本部会議で検討を進めてきました。また、当委員会にも、今年3月、4月、5月、6月、7月と、条例及び地域推進計画の改定、新たな気候変動適応計画の策定の検討状況を報告し、ご意見を伺ってきたところです。また、8月にはパブリックコメントを実施しまして、広く意見を伺い、その結果も報告してきたところです。これらの手続を踏まえ、本定例会において、条例改正に進ませさせていただく次第です。

2、条例改正の概要ですが、4点ございます。

1点目は、(1)前文の一部見直しです。条例制定後の地球温暖化をとりまく状況の変化を踏まえ、前文の一部を見直します。

2点目は、基本理念の新設です。2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを達成する「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進を「基本理念」として掲げます。

3点目は、気候変動適応法で努力義務とされている地域気候変動適応計画策定を条例で規定します。

4点目は、地球温暖化配慮行動に、省エネの推進に加え、再生可能エネルギー導入の取組を追加します。

3、施行ですが、公布の日から施行します。

次に、資料1-2をご覧ください。条例改正の概要です。

この資料は、これまでも当委員会で説明しておりますので、簡潔に説明させていただきます。

表紙を1枚めくりまして、資料、2ページをご覧ください。改正の趣旨と全体像です。

2020年の目標年次を迎え、条例の目標達成は困難であり、対策の強化が必要であること。また、パリ協定並びに国のカーボンニュートラル宣言などを踏まえて、2050年の脱炭素社会を目指す必要があること。また、温暖化による気候変動の影響を回避・軽減するための気候変動適応策への取組が必要であること。これらを改正の趣旨とし、次ページ以降に主な改正内容を掲載しております。

3ページをご覧ください。改正の内容①【前文及び基本理念】です。

まず、前文ですが、前半はここには記載しておりませんが、これまでどおり中学生が起草した部分を引き継ぎ、後段で、深刻化する気候変動の影響を的確に対応しつつ、CO<sub>2</sub>実質排出ゼロに向けて取り組む姿勢を明確にします。

次に、基本理念ですが、現行は数値目標を掲げていますが、今後は具体的な数値目標は計画で掲げ、条例には基本理念を掲げます。基本理念の趣旨は、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを達成する脱炭素社会を目指し、区民や事業者と協力して、その実現に向けて取り組むこととしております。これは、今年5月に改正された国の改正地球温暖化対策推進法の基本理念と同様としております。

次に、4ページ目をご覧ください。改正の内容②【適応策の追加】です。

右側をご覧ください。地球温暖化の要因である温室効果ガスを削減する気候変動緩和策に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組むこととし、改正内容にあるように、法律上は努力義務となっている気候変動適応計画の策定を条例で義務化します。

5ページ目をご覧ください。改正の内容③【再生可能エネルギーの普及促進】です。

再生可能エネルギーについて、今後、その普及拡大が重要性を増すため、再生可能エネルギー導入の取組みを地球温暖化配慮行動の一つとして位置づけます。

以上が条例改正の概要です。

次に、資料1-3、新旧対照表をご覧ください。右半分が現条例、左半分が改正条例分です。

1ページ目は、中学生が起草した前文の前半部分で、そのままです。

2ページ目をご覧ください。前文の後段部分を改正しております。左側の下線部分に記載のとおり、二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの増加によって、自然災害の頻発化や激甚化が予想されて……

○嶋崎委員長 あのさ、課長さ、これ、全部、引き続いてあるわけだから、ポイントだけぼんぼんと言ってくれば……

○笛木環境政策課長 はい。

○嶋崎委員長 分かりますから、新旧対照表なんだから、大体、いつもそういうふうにご説明いただいているでしょ。

○笛木環境政策課長 はい。新旧対……。では、その辺は割愛させていただきまして……

○嶋崎委員長 別に割愛するのではなく、ポイントだけ言ってくれと言っているの。（発言する者あり）

○笛木環境政策課長 はい、はい。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 ちゃんと、人の言っていること聞けよ。

○笛木環境政策課長 はい。（発言する者あり）

前文をこのように、とりまく状況を踏まえて変えております。

3ページ目の下段に、基本理念を新たに加えております。基本理念は、先ほど述べましたが、このとおりになっております。

また、3ページ目の右側、（5）京都議定書目標達成計画という、この部分は削除しております。

4ページ目。4ページ目につきましては、（対策目標）、第4条については、京都議定書に関わるものですので、もう、期間を過ぎましたので、削除しております。

さらに5ページ目。5ページ目には、（地域推進計画と地域気候変動適応計画）を追加して、その定める事項等を規定しております。

6ページ目は、特に変更ありません。

7ページ目は、これまでの低炭素社会ということ、文言を「脱炭素社会」に改めております。

8ページ目は、最後、公布の日から施行するということに記載しております。

続きまして、条例、参考資料としまして追加しておりますけれども、前回の委員会で要求があったもので、その内容を説明させていただきます。

一つ目は、地域推進計画2021素案に掲げる区の2030年度の削減目標42.3%について、国と都の削減目標との比較できる資料とのことで作成しております。上の表に示すとおり、目標とする2030年度については、国、都、区も同じですが、基準年度が国と区は2013年度、都は2000年度と、異なっております。これに対して、下の表は、基準年度を統一した場合のそれぞれの目標数値を換算したものです。都の目標数値、2013年度とした場合は、50%から55.4%になります。

次に、二つ目は、現条例で掲げる目標「2020年までに1990年比CO<sub>2</sub>排出量25%削減」について、結局、何%削減できたのかとのことで作成しております。区内のCO<sub>2</sub>排出量の経年比較を棒グラフに示しております。部門ごとに色分けをして数値を示しております。一番左側の棒が、1990年度のCO<sub>2</sub>排出量を示したものです。総排出量は、記載のとおり、273.9万トンです。一方で、一番右側の棒が、直近の2018年度の排出量です。排出総量は273.7万トンです。なお、CO<sub>2</sub>の排出量の集計には2年程度かかりまして、直近のデータは2018年度となることをご容赦願います。結果としまして、1990年度と比較して、2018年度のCO<sub>2</sub>、微減ですが、0.2万トンということで、0.07%の削減となっております。

なお、参考として記載しておりますが、CO<sub>2</sub>排出量は微減となりましたが、これは、この間の原発停止等、火力発電等の増加から、CO<sub>2</sub>の排出係数が増えたことが主な原因でありまして、エネルギーの消費量自体は16.7%減少しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。質疑を受けますけれども、これ、結構、皆さん、いろいろとあるんじゃないでしょうか。

時間が時間なんで、ちょっと休憩を取らせていただいて、やり取りは休憩後ということにさせていただくと、この先の運営がしやすくなるんですけど、取りあえず説明は頂いたというところで、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後 1時08分再開

○嶋崎委員長 はい。それでは、委員会を再開いたします。

地球温暖化の対策条例につきましての執行機関からのご説明を頂きましたので、委員とのやり取り、質疑から入りたいと思います。どうぞ。

○小林たかや委員 まず、条例が制定時、これは、大変、初めにあったときはもめた条例で、すごく、当時を思い出してみると、前文についても、今回は変えていませんけれども、パフォーマンスじゃないかと、首長のパフォーマンスじゃないかと言われていました。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）九段中等学校ができて、九段中等学校の生徒に書いてもらったようだけれども、そういう、ちょっと恣意的なところが入っていたような条例だと感じているんですね。

今回、制定時、あと、目標設定も含め、条例と計画の位置づけが課題だったかと思えます。そう認識しているんで、今回の改正で、より条例と計画の役割をどう整理されたのか、それから、条例上の目標から基本理念を変えた理由は何なのか、お示しいただきたい。

○笛木環境政策課長 条例と計画の役割ですけども、今回につきましては、条例で、パリ協定だとか改正温暖化対策法などの目指すべき方向、2050年の実質排出ゼロということ、条例に、これまでの目標数値、2020年まで25%というのが達成できなかったわけですけども、それと、2050年というかなり先のことですので、理念としてそういう条例に掲げておまして、その数値目標につきましては、10年ごとの計画の中で適切に管理、執行状況を確認しながら、必要に応じてその辺も変えていくという姿勢で、条例と計画にそのような位置づけでしております。

あとは……

○桜井委員 根拠になってない。

○嶋崎委員長 全然分からなかった。

○笛木環境政策課長 あと、何だったっけ。基本——あ、もう一つ、ちょっと。何でしたか。

○嶋崎委員長 はい。部長。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。

すみません、前段の条例と計画の役割についてなんですけども、小林（た）委員からご指摘がありました、条例制定時において、条例の中で数値目標的なものが示されるということにつきましては、様々ご議論あったのかなというふうに思っています。

条例のスタイルというのはいろいろこうあるかと思うんですけども、今回の改正の中で、条例については取組の理念とか制度の骨格、基本的事項を定めると。そして、計画については、具体的な施策とその目標、目標年次、計画期間などを定めるという形にさせていただきました。現行条例については、条例の中に数字が入ることによって、それが、例えば日本で初めてとか、そういった形の中で取り上げられる一方で、25%減というのは、条例上は削減目標じゃなくて対策目標というような、まあ、その当時、大分議論になった言葉を使って、数字でありながらも理念化するような解釈、運用をしていたというところがあります。そういったところで、条例と計画の位置づけ、役割が不透明だというようなご指摘を受けたのかなというふうに思っております。

それらも踏まえて、今ほど課長がご答弁申し上げましたとおり、条例では理念を明確にし、それから、この10年、20年、30年に向けた取組については、計画の中で対策目標も明確にしながら、しっかりと運用していくということで、今回整理をしたところでございます。

○嶋崎委員長 小林たかや委員。

○小林たかや委員 まず、条例をつくったときにも議論があったのは、千代田区だけでやっても効果がないんじゃないかと。で、随分、それから、どう検証するんだとか、CO<sub>2</sub>をどう測るんだとか、いろいろ数値的なことも、条例上はちょっとおかしいところもあり



ましたんで、その辺の指摘と、あと負担をさらにかけるのかとか言っているんですけど、今回、条例の目標が未達成だったことについてどう受け止めるのか、お答えください。  
○笛木環境政策課長 対策目標が達成できなかったことは事実でありまして、重く受け止めているところでございます。これまで目標達成に向けて、区のほうも様々な新しい制度、環境計画書制度を、例えばですね、35%省エネ目標した事前協議だとか、既存ビルの省エネ改修、グリーンストック作戦だとか、様々、省エネ器具等への助成だとか緑化の推進、また地方との連携、森林整備など、様々に取り組んできたことは事実でございます。こうした取組の結果、CO<sub>2</sub>排出量は微減ではございましたが、これは当初予定できなかった原発事故等で火力発電の増加等、電力の排出係数が上昇したことが主な原因でありまして、まあ、そういったことも事実でありましたので、ご理解いただきたく存じます。

○嶋崎委員長 ご理解できねえよな。分かったか、今ので。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 当然、いろいろなことをやってきたんだけど、今回、改正せざるを得なかった、未達成だった、ほんとの原因だよな、今回。その原因をやっぱりちゃんと出していかないと、少しできましたみたいな話じゃないと思うんですよ。そのところをちゃんと受け止めてもらわないと、これ、条例だけできても進みませんので、その辺の受け止め方をもう一度ご答弁。

○印出井環境まちづくり部長 本会議でもご議論ございました、条例制定後の我々の取組、今ほど課長が申し上げましたけども、1990年と比べる中で25%減という目標が達成できなかった、やはり最大の原因は、業務部門のCO<sub>2</sub>排出量にあるかというふうに思っています。条例制定後については、機能更新を進める中で、業務部門については総量が増えてもCO<sub>2</sub>排出量は減ってきたという状況があるんですけども、それまでの中はかなり業務部門でCO<sub>2</sub>が排出、業務部門のCO<sub>2</sub>排出量が増えていたということが大きな原因かと思っております。しかしながら、国において、この間1990年から2018年までの業務部門のCO<sub>2</sub>排出量の増加50%に対して、千代田区の場合は28%ということで、当初設定した目標が非常に高かったゆえなんですけれども、達成できなかったことは重く受け止めてますけれども、全体としてはある程度善戦したんじゃないかなというふうに認識をしております。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。先ほど排出係数が変わってしまったからということと言われたんですけども、排出係数が変わらなかった場合、変わったことによって25%マイナスを目指したけれども、現実には0.1%にも満たない削減だった、まあ、事実上も変わっていないというか、削減を目指したけども、変わらなかった。その質問、問われると、いや、排出係数が変わったからなんですよ、というふうに言われる。その排出係数、変わらなかったらの数値というのも併せて言わないと、これは中学生が書いた前文ですからね、中学生に分かるように言わないといけないんですよ。どういうふうに説明するんですか。

○笛木環境政策課長 えーと、排出係数が変わらなかったらどうなのかということ。先ほど参考資料のほうで説明させていただいたんですけども、参考資料、2番目ですね。で、一番下のところに参考ということで記載しております。今のところ、2018年度までしかちょっと計算上出ていないんですけども、参考としまして、排出量が変わらなかったら

ば、エネルギー消費量としては16.7%減っているということでございます。

○嶋崎委員長 説明になってないだろう。かみ合わないよ、それじゃあ。

○小枝委員 委員長。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 今の説明を前向きに聞くとすれば、答弁としては25%目標としたけれども、排出係数が変わらなければ16.7%減ったんですよと。達成はできていないけれども、そこまでは来たという、その数値については、答弁の誤りがあっちゃいけないので、間違いないですね。間違いないですね。

○笛木環境政策課長 はい、間違いありません。

○小枝委員 でしたら、こういう答弁を追加で質問をする前に、最初に委員から質問があったときに、数字は0.07%減となってしまうているけれども、排出係数が変わらなければ16.7%減であったということ、この、私、先に資料を求めているわけですから、ここに、どうして分かるように。これ、子どもたちだって分かんないですよ、これ見たら。そういう役所の、（発言する者あり）本当にそうなの。いや、私もね、聞きたんびに変わるんで、自信がないから紙になっていないんじゃないの、と思うんですよ。そこをちゃんとしてください。

○嶋崎委員長 これ、指摘されているように、数字的には大丈夫なんだろうね。（発言する者あり）何か自信なさげに書いてあるからさ。

○小枝委員 違うの。

○木村委員 違う。違うと思う。

○小枝委員 どういうことなの。

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後1時19分休憩

午後1時22分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、答弁から、部長入ります。どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 失礼いたしました、お時間を頂きまして。

先ほどCO<sub>2</sub>排出量とエネルギー消費量についての、ちょっと行き違いがあったところですが、エネルギー消費量が16.7%減少したということでございますので、CO<sub>2</sub>排出量が、CO<sub>2</sub>排出係数がもし固定であれば当然比例しますから、16.7%減少しているということでございます。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 ……16.7%。いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 であればというか、その分りにくさというものを子どもたちにどう分かるように説明するか。この20年を経て現在値がある。これからまた本気度が問われる期間に入ってくる。ということは、子どもたちにもっと現実を分かりやすく、教材としても示していく必要があると思うんですね。で、そこは、そのことによって私たち大人も学んでいくわけなので、その一定程度、学校の教材としても使い得るようなブックレットのような形で現実を、やはり条例という形で区民挙げての議会で議決して進めていることですから、それについて、子どもたちへの説明資料を作るという考えについては、どうお考えで

しょうか。

○笛木環境政策課長 そうですね、温暖化対策、子どもたち、将来の子どもたちもよくこれから周知、啓発していくことが重要かと思います。そういった中で、ほんとに分かりにくい数値、CO<sub>2</sub>排出係数だとか、そういったエネルギーの使用の出し方だとか、そういったことを、皆さん、区民の皆さん、また、そういった教育のところでも使えるような、何かそういったパンフレットだとか、そういった案内等は工夫していきたいと思っております。

○小枝委員 私が言っているのは啓発とかいうことではなくて、やっぱり子どもたちのほうが自分たちの未来に向けては知りたいというふうに思う。今、部活でも、あるいは研究でも、その分野は非常に興味ありますよね。その人たちに教材として提供していく必要がある。それによって、議論いろいろあるけれども、エビデンスとか数字に基づく対話と理解を広げていくということがこれからの本気度に磨きをかけていくんじゃないかっていうふうに私は思うんですね。そういう意味では、いかがでしょうか。

○笛木環境政策課長 教材という形なのか、教材となりますのは授業等で使うようなあれになりますので、その辺、子ども部等とも調整していかなければならないと思いますが、何かしら、そういった、この条例改正、計画改正を契機に、市民の皆様にも子どもたちも含めて分かるような、何か考えていきたいと思っております。

○小枝委員 それで、冒頭――あ、ごめんなさい、関連で入っている。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）いいですか。冒頭のところの説明の中で、これだけの議論とか意見聴取をしてきたというお話がありましたが、実際は、そのパブリックコメントに六十数件の意見が出て、実際は何一つ変わっていない、そういう参画という状況なんですね。その中で指摘されている、この、国や、せめて東京都の整合性というところの数字で、今日、参考資料を出していただきましたが、国が2013年度レベルということで、この見方が、私が正しければですけども、46.0%、東京都が55.4%、区が42.3%。その基準年度を統一した場合の2030年度の削減目標は、やはり千代田区が、何というか、まあ、低いという意味で整合していないんですね。いろいろ積み上げがあり、根拠があり、議論があるというふうにおっしゃいますが、ここは、どうなんでしょう、区民からのパブリックコメントにもあったと思うんですけども、何か数字を合わせると、まずいことがあるんですか。2050年には一緒なわけですね。2030年の中継地点を統一する、すべきだという区民の声があるわけですから、そこは、いや、区としてはこれなんですというふうに言う理由がよく分からない。

○笛木環境政策課長 今回、パブリックコメントのご意見でも、国、都と比べて、区は低いんじゃないかと、もっと高めに設定すべきだという意見を数件受けております。

そういった中で、これは、今回の議会の代表・一般質問でも頂きまして、その答弁の中でも言っていることでございますけども、数値目標については、まず条例ではなくて、計画の中で定めて設定しておるということ。また、削減目標につきましては、これまで学識経験者など数回にわたりご意見を伺いながら、施設の実施によって削減量を試算して算出したものでありまして、また、一方、国や都は高めの設定ではございますけども、いわゆる、今のところ、バックキャスト手法ということで後づけ的な数値で設定しているものでございますので、今後、都や国も算出根拠を示してくれば、それらを注視しながら、より

高い目標も検討の俎上に上げていくということで、今のところはこれで進めるという、進めたいということですので、ご理解のほどお願いいたします。

○小枝委員 その地球温暖化対策推進懇談会は、会議ですよ、会議体は、パブリックコメントをやった後に開いていないと思うんですよ。今の答弁ですと、条例は条例、まあ、条例にひも付いた計画があるわけだから、条例を可決するという事は計画もイエスということになってしまうのが普通だとは思いますが、先ほどの答弁を丁寧に聞くと、計画のほうは、条例そのものは議決があっても、計画については、まだ、先生方に聞きながら、その整合性の取れる数字にしていくことが、計画上無理があるかどうかということについて、議論に付すこともできるというふうに聞き取ってよろしいですか、そこは。

○印出井環境まちづくり部長 本会議での答弁でも申し上げたところでございますが、今回の地球温暖化対策地域推進計画の検討に当たっての目標設定におきましては、東京都の環境基本計画の現行版であったり、国のエネルギー基本計画、国の地球温暖化対策計画の現行版に基づきながら、それに関連した取組、さらには区取組という形で積み上げてきたところでございます。今、まさにエネルギー基本計画、国のエネルギー基本計画がパブリックコメント中でございます。再生可能エネルギーについて意欲的に取り組むような内容になってございます。国の地球温暖化対策計画についても、部会のほうで報告をされているところでございます。そういったものが固まる中で、さらにもう一段ブレークダウンした計画のほうで数字が出てくれば、この計画策定後であっても、懇談会や議会での議論を頂きながら、適切な対応を図っていくという趣旨で本会議でもご答弁申し上げたところですので、ほぼ委員の指摘のようなご理解でよろしいかなというふうに思っています。

○小枝委員 これですよ。分かりました。住民の方々の指摘のように、2013年比で42.3%が千代田区だけれども、東京都の横引きだと、ちょっと数字、パブコメで頂いてるのと数字、ここで違ったんだけど、55.4%だと。数字だけを見れば、千代田区のほうが少し低いような形での、なっているから、本当だったら行政計画としては連携を取って横引きであるほうが分かりやすいというのが本音だと思うんです。でも、今の部長の答弁だと、東京都のほうも裏づけが若干、何というか、算出根拠が明確でないところがあるところから動くだろうし、こちらの千代田区のほうも、そこは全体を見ながら数字出しをしていくという、そういう考え方だというふうに聞きましたので、それはそういうことでよろしいですか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、その東京都の環境基本計画に基づく部門別の削減割合の積み上げの中で、当初、地球温暖化対策推進懇談会としては42.3%よりももう少し低めの形でご提示申し上げたところ、さらに意欲的な取組をとということで、若干上振れさせて、42.3%にさせていただきました。東京都の部門別の削減割合というのは東京都全体を平均していますので、都心部千代田区とは若干特性が異なるということもあります。ただ、そういったものも参考にしながら積み上げてまいりました。

それから、一方で、消費エネルギーについては、エネルギー基本計画等における再生可能エネルギーの普及等の影響も受けますので、そういったことについても、一定程度、国のほうで方針が定まり、施策の方向性が見えてきた中で見直していくということになるかなというふうに思っております。

○小枝委員 はい、分かりました。

次に、もう一点、ちょっと枝分かれする部分があるんですけど、私は一番これが重要だと思っていて、よく、まあ、木村さんですかね、おっしゃっている、トーチタワーのような、一つ分かりやすいケースとして言っているだけなので、別に個人攻撃でも単独攻撃でもない、一つの例として、トーチタワーはCO<sub>2</sub>排出量が2.5%だということを東京都の、技監の方が答えたんですか。

○木村委員 2.5倍。

○小枝委員 あ、2.5倍。えっ。

○木村委員 既存の2.5倍。

○小枝委員 既存の2.5倍だ。で、それを東京都の技監の方が答えた。で、そういう現実からすると、本会議場で、結局、答えられる、いやあ、もう、どんなに床面積が増えても排出量を削減できるんだ、してきたんだというふうにおっしゃって、水と油になっているので、そのところはお互い批判のし合いじゃなくて、仕組みとして、その数字をはっきりしていくことが大事だと思うんです。見える化をしていくということが大事だと思うんです。で、そういうところでは、その、ちょっとトーチタワーの2.5倍の排出ということについては、区は、それは認識しているんですか。認識している。うん。390メートルの建物。

○印出井環境まちづくり部長 私どものほうで2.5倍の、その基のベースが何なのか、現状の低未利用の状況なのか、それから、現状の指定容積の中で、建築、一般のですね、通常、今回の都市計画手法を使わない形での指定容積における建築想定は2.5倍なのかということについては、ちょっと詳細、まだ把握していませんけれども、要は想定されるCO<sub>2</sub>排出量の今後の見通しについてお示しをされたものだということふうに認識しております。

○小枝委員 まあ、現実にはそういう排出量が増えるということも出ているわけですから、これからの20年間の中で、その数値の見える化をしていく——まとめて言いますかね。

一つは、この計画、建築確認時なんでしょうかね、もしくは、いろいろなこの地球温暖化の、たしか事前協議がありますよね。その段階で数字を明らかにする、景観審査もあれば、都市計画審議会もあれば、いろんな審査があるんだけど、温暖化の審査というのは全然その外に見えてくる数字や前後の脈絡が見えないまま来ているんです。で、私たち、きっと減らないだろうと思っていたら、案の定、減らなかった。で、それで水かけ論するのはちょっと大人の責任としてはあれなので、見える化をするということ、前と後について。で、そのところをひとつ歩み寄りというか、対話によって世の中をよくしていく一つの方法として約束をしていただけませんか。

○笛木環境政策課長 見える化、いろいろ見える化というと、個別の、まあ……

○小枝委員 数値の見える化。

○笛木環境政策課長 例えば環境計画書制度で、今、35%削減ということで事前協議しているんですけども、その中で、このビルは計画では何%というのは、材料、データとしては持っていますけども、個別のビルのそれを公表してというのは、ちょっと、いろいろ課題もあるかと思しますので、35%、何件できたとか、20%、何件できたとか、そういった個別のビルじゃなくて、総合的なものでしたら、今後検討させていただきたいと

思います。そういった公表をですね。

○嶋崎委員長 はい。関連。何。答弁続くの。はい、どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。

今、課長のほうからは、現状の取扱いについてのご答弁を申し上げたところでございます。本会議のご答弁でも申し上げ、木村委員からのご質問に対してもお答えしましたが、今回、地球温暖化対策推進法の改正の一つの大きな柱は、各企業が脱炭素の見える化を推進するデータの公表、いわゆる情報公開をしてということじゃなくて、オープンデータ化するような形で、誰でもがその数字を使えて二次利用できるようなということが一つの大きな柱になっているかなと思います。

その法の趣旨に沿って考えると、我々のほうとしても、事業者レベルでの取組、それから、さらに一歩進んでプロジェクトレベルの取組、そういったものについての見える化については検討していきたいというふうに思いますし、それが、ひいては、それぞれのプロジェクトを担う企業や事業者にとっても、今後メリットが出てくる、競争力が出てくるということかなというふうに思いますので、その辺については、現状、区として具体的な制度は持っていないところですけども、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○小枝委員 分かりました。

最後です。一応、その見える化をするということで、建築の看板などにも表示をされるようになるというののかなというふうに、やはりそういう企業自体が公表するということが非常に重要なんじゃないかと思います。

で、その中で、これ、計画の中に環境事前協議制度というのが入っておりますけれども、結果的に、今まで原単位、つまり平米当たりで減れば6割減だよとかというふうになれば、高性能機器を入れるのに補助金を出すという仕組みをこれまでつくってしまっているんですけども、総量として、そのCO<sub>2</sub>が増大するものについては、そういう公費でもって、を支援する。本当だったら、それは許可しないぐらいな、ニューヨークとかサンフランシスコとか、そういうところがやっているみたいな許可権限があればいいんですけども、自治体は残念ながら許可権限、建築確認だから、建築許可じゃないから、見える化と啓発しかできないとするならばなんですけど、その、少なくとも公費で助成する。今は排出量が増えても、出しているはずなんです。それは、やはりCO<sub>2</sub>排出量が増大するものについては、補助金は出さないというふうに仕組みをつくってほしい。

で、まとめて言うならば、もう一つ言うならば、今まで景観審議会にしても都市計画審議会にしても、非常に議論は、一応の議事録も公開されて見えるようになっている。けれども、地球温暖化の会議というのは、なかなかこう、議事録は載っているのかな、載っている、概略載っているのか、ちょっとそこも確認していないんだけど、何かそこが議論をすることによって、一つの建物単体の在り方が変わったというような印象が全くないんですね。やられているのかもしれないけれども、それも含めて、その議論が見える化。議事録が見える化。そして、具体的に個別案件を増やさない、削減していくということが、ほんと一つ一つ分かるようにしてほしいということなんです。つまり、これ、振興計画はどうなっていますかというふうに聞いても、いや、会議体があるので、そこが見てます、いや、議会さんも見てくれるでしょという域を出ていないので、やっぱり今ま

で減らなかったのは、減らなかったなりの仕組みの穴というか、仕組みがうまくいっていないと思うんですね。このまま20年やっても、同じことが起きると思うんです。それだといけないので、子どもたちへの約束ですから、そこを、もっと会議体を、しっかり、一つの個別計画に関して、これが2.5倍出るのであれば、いや、同じ計画でも増えないようにしてあげませんかというのは第一。で、第二が、幾ら高性能機器を内部で使う、原単位が減るからといって、補助金を出すのはやめてあげませんかという、これが第二。それについて、答弁いただければと思います。

○印出井計画担当部長 すみません。まちづくりとの関係があるものですから、もう一つの計画担当部長でご答弁申し上げます。

前段のお話についてなんですけれども——あ、じゃなく、後段。補助金については、何を指しているか、ちょっとあれなんですけども、環境事前協議におけるその補助ということでございますでしょうか。で、それは35%等々の現行の求められる水準が達せられる中での仕組みでございますので。それから、現行制度上許容できる容積等でございますので、それ自体を変えるというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

また、都市計画指標を伴うものについても、原単位を減らしながら総量について、それとは別の次元でそういった、何か再開発事業の補助金を減らすということは、そもそも区の所管できる範疇ではないのかなと思うんですけども、非常に難しいのかなというふうに思っています。

一方で、やはりプロジェクト単位の見える化というのは、CO<sub>2</sub>排出量だけではなくて、これはまちづくり担当のほうでもご答弁申し上げたことがあるかなというふうに思うんですけれども、様々なプロジェクトにおける影響の事前の評価だったり、事後の検証ということについては、今後、千代田区内、様々なところで機能更新が迫られている地域を多く抱える中で取り組むことによって、必要な市街地の再構築を進めて、課題解決に資するような取組をしてみたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○小枝委員 はい。最後にします。

○嶋崎委員長 はい。まとめてください。はい。

○小枝委員 その更新を進めるということと、数字を示す、あるいは増えることについては、公費的な助成をしないよ、公費助成をしないよということは矛盾しなくないですか。するんですか、完全に。するならば、（発言する者あり）私が終始言っているのは、いい悪いじゃなくて、見える化してくれということで、で、それが、また後で環境監査みたいな形で点検ができるようになってくると、デメリットとメリットも明らかになるじゃないですか。いわゆる、ここは、CO<sub>2</sub>は増えちゃったけど、こっちのエリアではCO<sub>2</sub>は減りましたとか。まあ、本当にそんなことができるならね。（発言する者あり）そういうふうなことを、とにかく見える化して——見えないと、もう何も議論の組立てができないので、そのところをちゃんとやってくださいということなんです。

○嶋崎委員長 多分、見える化に関しては、そんなに、ご議論があるだろうけども、できる限りの見える化をしていこうというのは、ここは多分、考え方は同じだと思うんですよ。ただ、具体個別の話というのは、ここで全て約束しろと言われても、それは具体個別にいろいろと事情があったり、まさに議会とも議論を交わしながら、ここは、じゃあ共通でい

いですね、区民に説明できますねとかという、その考え方の若干違いもあるから、ここで全て包含して、いいですよ、やりますよということは、なかなかこれ、執行機関の中では、今は言えないんじゃないかなと思って。俺は今、やり取りを聞いていてね、思うんだけど。そこら辺も含めて、ちょっとまとめてくれよ。

○印出井環境まちづくり部長 温暖化条例の運用に当たって、千代田区の地域特性を踏まえて、業務系のCO<sub>2</sub>排出量が多い、と。そういった中で、建築行為や再開発を含む市街地の再構築のCO<sub>2</sub>排出量の増加に対する影響。それに対する懸念からのご指摘。それに対応するためのCO<sub>2</sub>排出量のプロジェクトごとの見える化については、我々としても、この条例の中では、改正はしておりませんが、第14条で建物に関するエネルギー対策という条項がございます。こういったものに基づいて、今後、計画のさらなる進捗を、あるいは施策化を含める中で、今日頂いたご指摘も踏まえながら、まちづくりの取組とも連携させながら、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

岩田委員。

○岩田委員 資料の1-2の4ページの下の方の改正内容、3行目。「法律上は策定が努力義務となっている」が、飛ばして、これを、「条例により義務化します」となっていますが、じゃあ、これ、義務化して、一応言葉上は努力義務よりも義務化だから、ちょっと厳しくしたよみたいな感じなんですけども、罰則はあるんですか。まあ、あるわけではないと思うんですよね。結局、自分で決めたところで、これができなかったと自分の頭をぽかぽか殴るようなもので、ないとは思いますが、じゃあ、これは、努力義務と何が違うんですか。

○笛木環境政策課長 これは気候変動適用法の中で、各自治体の努力義務となっているということで、これは、ですから、策定しなくても別に何ら構わないという自治体。ただ、これを策定することによって、条例にも組み込むということで、強い姿勢を、区としての姿勢を示すとともに、区民を含め、事業者を含め、全体でやっていきたいと思います。当然、罰則規定はありませんけども。

○岩田委員 そうなんです。ただ姿勢なんです。だから結局、やってみました、でもできませんでした。今回のCO<sub>2</sub>削減みたいに、あ、できませんでした、すみません、ごめんなさい、以上終わり、みたいな。それだったら何の意味もないじゃないですか。ただ姿勢だけというんだったら。だったらそれこそ、先ほど小枝委員もおっしゃっていた補助金との関係です。だから、そういうところをちょっと見直すと。まあ、もしもその補助金を出すときに出せないんだったら、じゃあ、最初出しました、でも1年かけてこれを見える化しました、2年かけて見える化しました。そうしたら、何か、あれっ、意外とここはCO<sub>2</sub>——このビル、CO<sub>2</sub>、何か出ているじゃないかというんだったら、じゃあ、出した補助金を返還させるとか、そういうような仕組みとか、そういうのは考えていないんですか。

○印出井環境まちづくり部長 岩田委員、冒頭、最初の質問の中で、適用計画の義務化ということについてご質問があったんですが、これは何か自治体に対して努力義務を課しているものを、我々が自ら条例化することで、政策の継続性を議会の議決を頂く条例で担保



すると。極端に言うと、区長が替わっても条例は残るわけですから、政策の継続性を区議会の議決を頂く条例でもって担保するというところでございます。

それから、もう一点。補助金の、先ほど来ご指摘ある補助金の削減というのは、裏を返せば、当然、補助の対象となるものについてのそういった受益が減るということで、負担になります。この条例について負担を求めることについては、条例制定当初から、かなり様々なご議論を頂いたところでございます。国の制度、都の制度、そういった負担の仕組みがある中で、区としてさらに上乘せをしていくということについて、もしご提案があるとすれば、議会でもさらにご議論を深めていただいて、我々のほうで、当初、条例制定したときは、そういった負担も想定していたところなんですけれども、議会のご議論の中で負担の仕組みを、現在運用していない解釈によって、そういったことをしています。そうではなくて、負担を求めるというような必要があるんだとすれば、議会からのご指摘も頂いた中で、今後検討していきたいというふうに思っていますけれども、現時点では、我々そこまで深い負担を求める、区民や事業者の負担を求めるというようなことは考えてございませんので、今の時点ではそういった認識はないということでございます。

○岩田委員 最初に、出すのを減らすというのは難しいかもしれないけども、CO<sub>2</sub>をこれだけ削減しますよという建前で建てました。でも、結果として、それがCO<sub>2</sub>削減できていなかったというんだったら、それはもちろん、その補助金を減らすなりなんなりと、まあ返してもらおうとか、そういうのはあってしかるべきだと思うんですよ。

例えばですよ、地球温暖化にしたって、例えば遮熱舗装をやっています、ドライミストやっていますといったって、高層化をして、まあ、前、輻射熱の話をしましたけども、その輻射熱も地球温暖化の一つの原因だというふうに部長も答弁されましたけども、それなのに、今、高層化をしたり、街路樹、ばさばさ切っちゃったりとかして、大きくなるのに何年かかんだよとかそういうような話とかも考えると、やっぱり結局、最初はCO<sub>2</sub>をこれだけ減らしますよと言っていたにもかかわらず、結果が伴わなかったら、出した補助金だって返してもらおうかなんかするのは当たり前だと思うんですけど、それはどういうふうに考えていますか。

○笛木環境政策課長 実は、条例の第19条、今配った資料でもありますけども、条例全文の中で、7ページの第19条、経済的支援ということで、読ませていただきますと、「区は、区民や事業者が行う温暖化対策について、基金の活用などにより経済的支援を行います」。また、2項目として、「区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策を支援できる仕組みを設けます」ということで、区として経済的支援を行うというふうになっておりますので、これを基にいろいろ助成制度等を行っていますので、その辺はご理解のほど、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 補足で。部長、どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 今、ちょっと一般的な議論と、例えば環境事前協議制度において一定の水準をクリアしたものに対するご指摘が、少し我々のほうでも混同していたところがあるんですけども。CO<sub>2</sub>の排出目標を達したときに出る補助金でございますので、その点はそういう運用をしているということをご理解いただきたいと思います。

○岩田委員 ふーん。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○岩田委員 すみません、最後に。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 じゃあ、その、今の制度としてはそうだとことなんですね。でも、区として、やっぱりここまで地球温暖化対策条例と言っているぐらいですから、やっぱり、最初建てる時はこれぐらいのCO<sub>2</sub>を削減するんだと言っていたところが、じゃあ実はそんなんでもなかったぞと言ったんだしたら、じゃあ、うそをついているんじゃないかということになって、やっぱり、じゃあその分はちょっと、申し訳ないけども、最初は建てる時は、この、何だ、基金を、何だ、何かこう、まあ、ちょっと出して、協力しますよみたいなことでも、でも結局、その建てたビルが実際とは違っていたんだしたら、じゃあそれは、ちょっと申し訳ないけども、その分は返してもらうよというようなことも、やってもいいと思うんですよ。そういうことについて、ちょっと、最後、答弁をお願いします。

○笛木環境政策課長 今、環境事前協議制度では、計画の中で、いろいろ、省エネ器具だとかですね、新築に限るんですけども、その中で35%を目標に計画書を出していただいております。その中で、35%は難しい部分が多々ありますけども、20%かそのぐらいのも結構多くなってきて、だんだん多くなってきている状況にはあります。

そういった中で、特に、区のほうで、建築、新築に対して補助はしておりません。ですから、もし達成できなく——その後、建築竣工時にもう一回、そういった審査を受けるんですけども、ほぼ計画と同じ、プラスになっているところもありますので、そういった中で、返してもらう、返してもらわない、そういったものではございません。

○嶋崎委員長 よろしいですね。はい。

ほかに。

○大坂委員 温暖化対策に関しては、我が会派自由民主党としては、当初から千代田区が先進的な役割を果たす必要性というものを認めている一方で、やはり大きな枠組みで対策が必要な地球温暖化対策ですので、区や都、国との役割分担、そしてほかの自治体との連携が重要であるということを中心として主張してきました。先ほど来答弁の中でも、地方との連携とかという話もありましたけれども、ヒートアイランド対策等々を考えると、やはり都心区ですね、新宿ですとか港区、中央区さん。千代田区と同じような課題を抱えている区というのはたくさんあると思いますけれども、こういったところとの連携というのはとりわけ重要じゃないかなということ是指摘してきたところです。このような点について、今回の条例改正についてどのように考えているのか、説明をお願いいたします。

○笛木環境政策課長 地球温暖化対策ですので、地球規模の対応が求められるものですから、千代田区1区だけで取り組んでも限られたところではございまして、当然これまでも、オール東京62市区町村共同事業ということで、CO<sub>2</sub>の算出だとか連絡、いろいろ情報交換をしていたりしております。

また、近隣区とも、そういった中では連携しながら、近隣区に限らずオール市区町村でやっているんですけども、そういった中で互いの施策の相乗効果だとか波及効果等期待できますので、今までもやってきておりますので、今後も条例改正を踏まえて、さらに連携していきたいと思っております。

○大坂委員 ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、ヒートアイランド対策というところを踏まえると、本当に都心区というのが同じような課題を抱えている区だ

と思っていますので、しっかりとその近隣区との連携というのは、もう本当に区長にもお願いしたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

で、もう一点ちょっとお伺いしたいんですけども、昨年の区議会で議決をした気候非常事態宣言に関する決議、これが全会一致で可決しているんですけども、この議決、決議に対してどう受け止めて、この条例改正に反映させたのか、その点について説明をお願いいたします。

○印出井環境まちづくり部長 昨年、議会でご議決された決議、今ご質問についてですけども、一つは、気候変動の危機的状況に直面していることを区民に周知するということがございます。今回、条例の中で、前文の中で、気候変動はもはや気候危機だということも含めて、そういった考えを踏まえた改正になってございますし、今後、条例改正、計画、二つの計画の策定・改定を踏まえて、当委員会でも報告してまいりましたが、区としても非常事態の宣言を予定してございます。

それから、あと、「ゼロエミッションちよだ」というところで、昨年の6月の段階では、ゼロエミッションという形でご指摘いただいたんですけども、国のカーボンニュートラル等々を含めまして、要は2050年のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロということで、今回この条例において、基本理念として、このご指摘と同趣旨の、計画の中では「ゼロカーボンちよだ」というふうに申し上げますけれども、そういったものを規定したというところでございます。

それから、緑と水辺につきましても、具体的には計画の中で、緑と水辺についての施策についてお示しをしているというところでございます。

さらに、従来の緩和策ではなく適用策にというようなご指摘でございましたが、これについては、今回、条例の中にも気候変動適用法を踏まえて、先ほどご議論ございました気候変動適用計画を条例で義務化するということを定めたところです。各行政機関、関係団体との連携については、先ほど課長からもご答弁申し上げましたが、国や東京都並びに隣接区、さらには地方との連携も踏まえた取組については、この条例の趣旨を踏まえて、計画の中で施策として体系化をしてまいりたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

○大坂委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに、どうぞ。

○大串副委員長 1点確認したいんですけども、この前文に書かれたあれですよ、子どもたちの。小林（た）委員からはパフォーマンスじゃないかという発言がありましたけど、私は、これは非常に立派なことを子どもたちは書いてくれた。（発言する者あり）パフォーマンスじゃ絶対ない。子どもたちのこの前向きな前文を、ぜひ、僕は生かしてもらいたい。これは今までも何回も述べてきたことです。（発言する者あり）

そこで、そこで確認したいのは、（発言する者あり）このとき、13年前、14年前、その子どもたちが警鐘を鳴らした。このままじゃ大変なことになると、ここに書いてくれたと。それが、今、現実のものとなった。では、その13年前、14年前は、これをもっと広げて、区外から来る人たちに多く語りかけなくちゃいけないよねと言っているんだけど、これが、既にもう、何というのかな、これだけたつと変わってきているんで、

本当は、この改正するに当たっては、再び子どもたちに意見を聞いて、ここに新たな子どもたちの前文を記載したほうがよかったんじゃないか。そういう考えはなかったのか、お伺いしたいと思います。

○笛木環境政策課長 この条例改正に当たりまして、これまでもいろいろ学識経験者とか、区議会にも数度にわたり報告してきたところでございますし、その中でもそういった中学生が起草した文はどうなんだということをご意見いただきまして、もう一度聞くべきではないかということで、まあ、聞きました。麴町中学校と神田一橋中学校のご協力を頂いて、少人数の方ですが、ご意見をお聞きしまして、結果として、今でも変わらない内容であるとか、当時の中学生も同じことを考えていたのかといったご意見がありまして、そういったことを踏まえまして、今回は変わっていないということで、前文は改正して——まあ、聞いております。きちんと聞いて、この条例でいくということでございます。

○嶋崎委員長 副委員長。どうぞ。いいの。

○大串副委員長 あの、聞いたから、もう、二つの学校の中学生に聞いて、これでいいということだからこのままにしましたということなので。まあ、それはそれで子どもたちが、もうこれで今いいんだということであれば、そうかもしれないけど、もうちょっと広く聞いてもよかったかなと思います。

それから、6月のこの委員会でも、私、確認しましたけれども、継続的に子どもたちにしっかりと意見を聞いていく。温暖化対策について意見を聞いていくということについて質問したときに、その必要性も認めておりますと認め、それから、そういう場の設定も考えていきたいという答弁がありましたけれども、再度ここでそれを確認しておきたいんですけど、どうでしょうか。

○笛木環境政策課長 そのようなご意見は賜っておりますので、どのような形で、どういった対象に、どういった時間——子どもたちもいろいろ、平日忙しかったり、今いろいろありますので、目的だとかをちゃんと明確にした上で、何をこう議論し合ってやるかという、そういったことを今、ちょっと内部で考えているところでございますので、ご理解いただきたく存じます。

○嶋崎委員長 いいですか。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 条例上では、2050実質排出ゼロと目指すことなので、これは結構だと思うんですね。で、それは本会議質問でも述べましたように、2030までのCO<sub>2</sub>の削減目標をもっと引き上げるべきじゃないかという質問をさせていただいて、それに対してのご答弁は、先ほど来紹介あったけれども、国や都はバックキャスト手法により数値を示して、施策等に基づく内訳が明らかになっていないと。どうやってそれだけ減らすのかの内訳がはっきりしないけれども、千代田の場合は、きちんと有識者の意見も聞きながら、こういう施策を実施することでこれだけ削減できるんだという裏づけがあるんだということで、目標は低いけれどもご理解していただきたいという、そういう内容だったと思うんですね。

ただ、国の目標というのは、これは非常に低いわけですよ。国連が言っている2010

年比で45%というふうに照らすと、日本は42%ですか。で、千代田は2010年比で照らすと、35%削減ですから、非常に低い、と。ただ、千代田区のような削減目標の設定の仕方について、環境団体からは、いわゆる目標水準の根拠として実施可能な技術や対策の積上げを行い、削減目標値を設定する。つまりフォアキャストという、フォアキャスト手法ですかね。こういうやり方だと、結局2030に危機が迫っているのに、間尺に合わない。つまり削減できる範囲でしか目標を立てないからだという、そういう見解が示されています。

気候ネットで、例えば、この気候ネットワークの「2050年ネットゼロへの道すじ」というこの提言だと、区がこういうやり方じゃ駄目だと言った手法を取らなければ削減できませんよと、こういう提言を出しているわけですよ。要するに、2030で地球がどうなるか分からないと。で、危機を回避するためにはこれだけ減らさなくちゃいけないと。そのために千代田では何%削減する必要があるのかということから出発しないと駄目だと。今の技術の積上げでは目標が低くて、これでは地球の危機を乗り切れないという、そういう提言なんですね。

そうすると、千代田区の2030までのこの削減目標の積上げという手法で、果たして、いわゆる地球の要請ですよ。それに応えられるのかな。そういう議論というのはこの段階ではやらなかったんですか。たしか気候ネットの方も、委員でいらっしゃると思うんですけど。いらっしゃらないのかな。

○印出井環境まちづくり部長 懇談会の議論の中では、要は、一方で、その目標を高めを設定すること自体が目的化している傾向があるよねというお話と、一方で、今、木村委員がご指摘になったようなバックキャスト手法も取り入れながら、2050年のゼロカーボンを目指すというようなご指摘があったところでございます。

そういった中で、先ほどご答弁申し上げましたとおり、東京都の環境基本計画を引きながら、38%台だったかと思うんですけども、当初、数字を出す中で、さらにもう一段高みの目標をとということで42.3になってきたと。で、これについては、当然、その積上げの要素もあるんですけども、現行条例で京都議定書を発射台にした2020の25%というような、これ、相当バックキャストだったと思うんですけども。そういったものも、少しその目標点として想定をしながら、さらに技術革新も、その42.3—あ、全体の中の6%ぐらいをそういった技術革新を想定しているところでございますので、フォアキャストを中心としながらバックキャスト手法も取り入れているというところでございます。

確かに懇談会の中では42.3%という形で今後議会やパブリックコメントにかけていくということをご説明したときに、さらにもう一段、国で言うところのさらに高みをとというようなところについてもご指摘があったところでございます。で、それについては、我々としても、一つ、そのバックキャストで高い数字を出すということだけではなくて、しっかりとした根拠を持ちながら対応してまいりたいと。ちょうどエネルギー基本計画とか、国の地球温暖化対策計画が改定する時期でございましたので、それについては伸びしろを受け止めながらということで、その段階ではまとめていただいた経緯がございます。

ただ、やっぱりこの段階で条例の改正と計画の改定ということについては、一旦、現状の中で整理をさせていただきながら、先ほど来ご議論が、ご指摘いただいているような国や都の動向や世界の動向も踏まえた形での計画の見直し、それは、何ですかね、計画改定

が今年の10月だからという時点に縛られない、必要性があれば、当然議論していくということで対応してまいりたいというふうに考えております。

○木村委員 ぜひ、そういうふうに柔軟で対応していただきたいと思うんですよね。

で、確かに、フォアキャスト手法でいろいろ削減量を積み上げていったといっても、実際、2030までには106万トン、CO<sub>2</sub>を減らさなくちゃいけないと。そのうちの、幾つだ、例えば58万トン。そのうちの58万5,000トンは、脱炭素エネルギーの普及による削減見込量だからね。いわゆる、先ほど排出係数が上がらなければと言っているけれども、排出係数がゼロになることを願って書いているわけでしょ。だから、半分以上はもう、排出係数に依存なわけですよ。実際は、本当に再生可能エネルギーが100%近く進んでいけば、これは本当に素晴らしいことだと思うんですよ。ただ、2030までにはそれが行くのは難しいだろうし、国のエネルギー基本計画でも、約2割はまだ石炭火力に頼む、依存すると、そういうやつでしょう。しかも輸出までしようというんだから、これはとんでもない計画だと思うんだけども。

そういう中で、やはり、フォアキャスト手法といっても、なかなか根拠づけというのは非常に難しいと。これが現実にあるわけですよ。だとしたら、削減目標をもっと引き上げて、それを何としてもやるというシステムの変換。国連のIPCCは、社会経済システムの大転換が必要だと言っていますよ。実現するために。そうじゃないと地球は残らないと。だとしたら、千代田区でも、やっぱり社会システムを転換させるような、やっぱり方策をですね、排出係数頼みじゃなくて。だって、千代田区の努力で排出係数を下げることができないでしょう、なかなか。そうそう再生可能エネルギーがどんどんどんどんできるというならともかく。だとしたら、千代田区版としての社会システムの転換が必要だろうと思うんですよ。

となると、やはり業務部門の排出量というのは、CO<sub>2</sub>排出量というのは、これを見ると、活動量掛ける——活動量というのは、要するに延床面積ですよ。これ掛ける原単位でしょ。原単位のエネルギー。だとしたら、排出係数が千代田区の努力ではなかなか動かすことができないわけですから。だとすると、排出量を減らすには、延べ床面積を下げるほか、ないじゃありませんか。効率化する技術をどんどん使いながらも、抜本的にCO<sub>2</sub>の排出量を減らすには。延べ床面積を増やしても、増えるんだと。だって、それは目標を達成という点から見ると、不十分でしょ。CO<sub>2</sub>排出量の計算式から考えて、延べ床面積を下げるほか、CO<sub>2</sub>排出量を減らすというのもできないんじゃないじゃありませんか。

○印出井計画担当部長 計画担当部長で。すみません。

これもまちづくりと関係があることなんで、私のほうからご答弁させていただきますけれども、本会議でもご答弁申し上げました。千代田区の中には、やはりまだ環境性能の向上に向けた機能更新がままならないエリアですとか建物が様々あります。条例改正後、現行条例施行後において、いわゆる既成市街地である千代田区の延べ床面積の変化というのは、全く、何というんですかね、中央区とか江東区と違って、湾岸エリアがあるわけじゃないですから、ほぼほぼ既存の建物の機能更新でございます。そういった中で、延べ床面積が増えるに対して、CO<sub>2</sub>排出量は業務系では減ってきたという傾向があります。ということは、やはり環境性能の向上であったり、あるいは街区レベルにおけるエネルギーの効率化、そういったことに取り組むことによって、延べ床面積が増えてもCO<sub>2</sub>排出量が

減るといのは、現実には可能なんだろうなというふうに思います。併せて、CO<sub>2</sub>の排出、ゼロカーボンといのは、やはり地球を危機から守る上で、非常に必要なことではあるんですけども、そのほかの様々な要素、エネルギーレジリエンスですとか耐震化ですとかユニバーサルデザインですとか、そういった利益といのも——との調和も図らなければいけないということでございます。

これから、今後、都心千代田の役割といのがアフターコロナ下でどう変わるかということも、要素はございますけれども、必要な市街地の機能更新といのは進めながら、要は、再生可能エネルギーとは別の次元でも、エネルギーの効率化は図っていくと。さらに、RE100の事業者も増えています。結果として、さらなるCO<sub>2</sub>排出量の削減が図れるというようなことになるんじゃないかなというふうには認識しておりますんで、一概に、延べ床面積の増加を阻害すると。それをもって、既存の古い建物が残るとすると、逆にそれが弊害になりかねないのではないかなというふうな、そういった懸念も持っております。

○木村委員 延べ床面積を機能更新しても、延べ床面積を増やさなければ、もっと削減できるんじゃないありませんか、CO<sub>2</sub>は。

○印出井計画担当部長 そういう考え方もあろうかなというふうに思います。一方で、やはり事業性の問題ですとか、先ほど申し上げましたとおり、様々なほかの利益との調和の中で、都心に必要な床面積であるとするれば、それはCO<sub>2</sub>排出量の増減にしっかり着目しながら、必要な機能更新を進めていく必要があるんだろうなというふうに思います。

○木村委員 そういう社会経済システムの転換を図らないと、そういう考え方に立った社会経済システムの転換を図らないと、人類の未来はない。地球環境は大変な事態に遭うというのが、IPCCの8月の報告書なんじゃないんでしょうかね。第6次報告書か。

これは、大林組の方の分析した——だったかな。この建築物のライフサイクル、二酸化炭素排出量というやつで、例えば、40年間使用、60年間使用、80年間使用の建築物で、施工中どれだけCO<sub>2</sub>排出量があるのかという、そういう分析なんだけれども、大体、40年間使用、60年間使用、80年間使用、平均して、8年分ですよ、そのできた建築物の。そのできた建築物の8年分を施工中にCO<sub>2</sub>を排出するという、そういう論文なんですね。

2030まで、本当に9年ちょっとでしょう。そういった意味では、やはり機能更新のやり方も相当工夫していかないと、2030までのCO<sub>2</sub>排出量の削減といのは難しいという状況なわけですね。機能更新を進めれば、高効率でCO<sub>2</sub>削減できて、何でもいいんだと。そういうものじゃ、もう、ないと。もうそこまで、今、地球環境は大変な状況になっているわけです。

しかも、日本の場合、資源をいっぱい使いますから、日本人が、同じ資源を全世界がやったら、地球2.8個必要だってぐらい、日本人は使っているわけですよ。ですから、その辺の資源もきちんと大事に使う、と。で、CO<sub>2</sub>排出量もできるだけ抑える、と。そのための社会経済システムの転換が必要だと、IPCCは言っています。

だとしたら、まず、千代田区のいわゆるまちづくり、この在り方も、やはり環境の側面から、よりその在り方を見直していくということが必要じゃないかと。条例には、そういう精神はあると思いますよ、温暖化対策条例には。経済との調和がちょっと気になりますけれども。ただ、共生しないといけないわけですよ、それは。環境と経済といのは共生

できるような、そういう社会でないといけないので、やはり、その辺の考え方というのは、ぜひ、区としても、システムの転換を図るくらいの構えで進めていく必要があるんじゃないかと、そう思うんですけども、いかがでしょう。

○印出井計画担当部長 今後の千代田区における市街地の在り方というエリア感と、あと、東京都下、我が国におけるこの千代田区の位置づけというような、そういったことも深く関わってくるのかなというふうに思っています。

先ほど来ご指摘がありましたように、地球温暖化対策であり、千代田区温暖化対策ではないということです。千代田区の機能が変わっていくことによって、広域的な脱炭素が推進できるという側面もあるのかなというふうに思っています。

ですので、そういった広域的な都市づくりとの連携も含めて、今後、千代田区の在り方というのを考えていく必要があると思うんですけども。ただ、おっしゃるとおり、まちのライフスタイル、ライフサイクルに合わせて、CO<sub>2</sub>の排出量について、先ほど来ご指摘いただいている見える化ですとか削減に向けた取組を推進するような工夫というのはしていく必要があるんだろうなというふうに認識しておりますので、その点については、どういった形で取り組めるのかについては、研究をしてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○木村委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょう。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、討論は省略をさせていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第43号、千代田区地球温暖化対策条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員であります。よって、本議案43号は、可決すべきものと決定をいたしました。

やっちゃっていいですか。続けて。ちょっと休みますか。いいですか。（発言する者あり）はい。じゃあ、ちょっと休憩しましょう。

午後2時21分休憩

午後2時28分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

続けます。次に、議案第44号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の審査に入ります。

まずは、執行機関の説明を求めます。

○平岡契約課長 政策経営部資料5に基づき、議案第44号、神田警察通りⅡ期自転車通



行環境整備工事請負契約についてご説明いたします。

資料の1の工事場所は、千代田区一ツ橋二丁目2番先から神田錦町三丁目3番地先でございます。

2の工事概要ですが、まず、施工の概要としては、夜間施工による工事とし、特別区道千第389号（神田警察通り）を、整備区間と取付部分を合わせて、延長254.7メートルについて施工するものでございます。

内容にお示ししましたとおり、主な施工内容は、遮熱性舗装を含む車道舗装工、歩道面の保水性舗装工、歩車道境界部の街きょ工、植栽、街路灯のLED化などがございます。

3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和5年2月24日まででございます。

4の入札結果でございます。開札は令和3年8月25日に行いました。入札参加者は3者で、辞退者はありません。予定価格は4億2,018万4,600円で、入札参加者名と各者の入札金額につきましては、資料の表のとおりでございます。

5の入札参加資格要件でございます。恐れ入りますが、資料の裏面、2ページをご覧ください。参加業者の資格要件としては、1で2者構成のJV、建設共同企業体または単体事業者として、電子調達サービスの業種登録が道路舗装工事であり、契約の相手方となる本店又は支店等については、2者JVの第一順位の構成員が千代田区内または近隣区内にあること。2者JVの第二順位の構成員または単体事業者が千代田区内にあることなどをそれぞれ要件としております。また、第一順位の構成員及び単体事業者については、(2)のとおり、平成28年度以降の5か年度の中で、一定の契約金額の工事実績を有することを要件としております。

以下、2から7につきましては、会社の経営状況等の要件をつけております。

恐れ入りますが、資料の表面、1ページ目にお戻りください。

6の契約方法は、2者構成のJV、建設共同企業体または単体事業者による制限付きの一般競争入札による契約でございます。

7の契約内容ですが、契約金額は3億7,816万6,140円、契約の相手方は大林道路株式会社代表取締役、黒川修治でございます。

資料5のご説明は以上でございます。

○須貝基盤整備計画担当課長 続きまして、参考資料についてご説明いたします。

先ほどの契約課長の説明とかぶるところがございますが、工事箇所は表記のとおりで、神田警察通りのI期工事に続く白山通りとの交差点から千代田通りとの交差点までの図に示す区間となります。

中ほどの工事概要をご覧ください。施工理由ですが、本工事は、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」、「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」並びに「千代田区自転車利用ガイドライン」に基づき、景観・環境に配慮しつつ、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境を整備するために施工するものです。まさに、これを具現化するための整備であり、街路樹の伐採、更新を目的とするものではないことをご理解賜りたいと存じます。

整備方針ですが、道路整備方針の将来像として掲げている、誰にでも優しい安全で安心な道路として、歩道拡幅、歩道のセミフラット化、自転車走行空間の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置。景観や環境に配慮した潤いのある道路として、歩道のカラー舗装化

——これは保水性インターロッキングでございます。車道の遮熱性舗装、街路灯のLED化、街路樹や植樹帯の整備、これを行うものでございます。

1枚おめくりいただいて、現況及び整備計画図をご覧ください。下段が計画図ですが、青字で示されているものが整備内容でございます。

もう一枚おめくりいただいた詳細図も、同様に、整備内容を青字で示しております。

安全・安心に資するものとして、現状の2.7メートルの歩道を、停車帯のある狭い箇所4.5メートル、一般部の広い箇所6メートルへと拡幅いたします。併せて、歩道の段差や波打ちを解消するセミフラット化、自転車走行空間の整備を行います。さらに、視覚障害者誘導用ブロックを設置いたします。

景観・環境に資するものとして、歩道のカラー舗装化で、保水性インターロッキングを敷設し、車道は遮熱性舗装を施して、ヒートアイランド対策を講じます。さらに、環境に優しい街路灯のLED化、街路樹や植樹帯を整備して、歩行環境の快適化を図ります。

繰り返しになりますが、このようにして、景観・環境に配慮しつつ、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境の創出を具現化することが目的の整備でございます。

議案についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。  
○嶋崎委員長 はい。執行機関からの、契約案件に対してのご説明を頂きました。

本件に関しましては、日程の、お手元でございます日程2の新たな送付された陳情、送付3-13「神田警察通りの今ある街路樹について直接意見を聞く場を設けてください」が提出をされております。陳情審査は、本来は次回の10月7日でございますけれども、本件に関しましては、関連をするため、一括して審査をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、陳情に関しまして、執行機関からの情報提供等がありましたら、お願いをしたいと存じます。

○須貝基盤整備計画担当課長 陳情に係る状況についてご報告いたします。

陳情書にあるとおり、4月26日の陳情審査におきましては、元桜井委員長より、整備計画を行うに当たっては、区民の理解が得られるよう丁寧に進めること、との委員会としての申入れを頂き、審査が終了いたしました。

その後、5月17日の当委員会におきましても、整備計画の見直しを求める新規の陳情審査が行われ、その際に、沿道整備推進協議会へ整備計画やスケジュール、陳情の経緯などを報告するための準備を進めている、また、工事請負契約に向けて、手続を進める中で、なるべく早い段階で沿道へ周知する方法を検討している旨を報告いたしました。そして、前回4月26日と同様の整理をしていただいたところでございます。

それを受けまして、5月28日に第18回神田警察通り沿道整備推進協議会を開催いたしました。こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催といたしました。その議事といたしましては、街路樹の取扱いの考え方、街路樹、植樹帯の樹種の確認、Ⅱ期区間のスケジュールについて報告し、それぞれについてご意見を頂き、取りまとめ、さらにフィードバックいたしました。

その後、Ⅱ期区間の道路整備内容を確定し、起工するとともに、整備内容を周知するた

め、7月21日に神田警察通りの道路整備計画について、区ホームページに掲載したところでございます。この情報はネットニュースにも取り上げられ、大きな反響があると思いましたが、整備内容について、ご意見など、特に今までのところ、大きな反応はございません。

4月26日以降、街路樹に関するご意見を頂いたのは、沿道住民と思われる方2名で、延べ4回ありました。丁寧に説明して、対応させていただきました。なかなかご理解まではいきませんが、丁寧に説明させていただきました。ほかに一般社団法人街路樹を守る会から2回ほど話し合いと1回の現地立会いの申入れがあり、こちらも丁寧に説明し、対応させていただきました。こちらもご理解までは頂いておりませんが、説明させていただきました。

今後10月半ばに本契約が済み次第、早い段階で整備計画及び工事内容を現地に掲示して、周知していくことを考えており、引き続き丁寧に進めてまいります。

報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。陳情に関する先般の委員会からの申入れの後の時系列について、執行機関のほうからご説明いただきました。議案と陳情と、私のほうでうまく整理をさせていただきますので、一括で質疑をしていただきたいと思います。

質疑のある方、どうぞ。

○大坂委員 この神田警察通りの工事に関しては、そもそもこれまで長年にわたる沿道協議会での議論の積み重ねがありました。それに関しては、非常に注視すべきものというふうに思っています。当委員会においても、何度となく陳情審査をしてきていますし、これは、逆に言うと、委員会の中でもかなりの議論を積み重ねてきたということにもつながるのかなと思います。

その上で、今回、これ、契約案件というのは、既に第1回定例会において予算案として議決したものであるという前提というのは念頭に置きながら、議案の審査と陳情審査をしなければいけないのかなというふうには考えています。

陳情書、上がってきたものを見ますと、「伐採とは寝耳に水です」ですとか「丁寧に進めると決められた後も、何もありません」、「全く何の通知もない」とか「アンケート調査をしたとのことですが、私達の多くは記憶にありません」というような内容で上がってきています。

先ほど、前回の陳情審査の後の申入れに対してどのような対応をしてきたのかということについて説明がありましたけれども、それだけではやはり不十分なのかなというのが、この陳情が上がってきた結果だというふうに認識はしております。

改めて、その対応について、十分だったのか、十分でなかったのか、先ほど説明した以外にどういうことができたのか、できていなかったのかについて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの状況の報告の中で申し上げましたとおり、ホームページへの公表、それから、住民から頂いた意見に対して、それに対しては丁寧に説明させていただいたと。私たちとしては、これ以上——意見を頂ければ、それに対してちゃんと説明していけるんですけども、問題ないと考えてございます。

あと、沿道整備協議会でも、再度、街路樹の取扱いについてと、あと、樹種、そういう

ものについて確認をして、それをまたフィードバックしたところでございます。

○大坂委員 5月28日に18回の沿道協議会が行われて、そこでの確認についてもフィードバックしたということですのでよろしいんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員にフィードバックをしたということでございます。

○大坂委員 委員の方のみのフィードバックという形なのかなと思います。やはり丁寧に丁寧ということであるならば、そういった沿道協議会という公式の会議が書面開催ですかね、これは、行われたということについても、広く告知をする。丁寧に、近隣の方々だけでなく、そうですね、周辺の方々、関係する方々に伝わるような形で周知をするという必要があったのではないのかなというふうには感じるんですけども、その辺りについてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの大坂委員のご指摘、非常に真摯に受け止めたいと思います。今後、そのような、やはり反対の方とか、そういう方にもこのような情報が分かるような、何らかの方法を取っていきたいと思います。

○大坂委員 ありがとうございます。

本当に、もう何回も何回も陳情審査して、それに対して、常に丁寧に対応していただいたということは、十分承知しています。その結果、今までにない規模で沿道にアンケート調査を実施することができたりですとか、学識経験者の方々を集めて、特別に意見を聴取して、それに対して、しっかりと集約をしていったとか、そういったことというのは、次に向けても、しっかりとしたノウハウとしてつながっていくのかなというふうにも思っていますので、その辺も踏まえて、今後、引き続き丁寧にしっかりと対応していただきたいというふうに思っています。

その上で、今回、道路整備をして、街路樹を更新するということになるんですけども、伐採して新植するということになるわけですから、かかる費用というののもかなりのものになるんだろうと思います。一方、街路樹を保存して整備をすれば費用がかからないというような考え方もあるんですけども、その点についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ご指摘のとおり、街路樹を更新する場合は、伐採、伐根、新植、そして、この神田警察通りのⅡ期については、ツリーサークルの設置が必要となります。そして、その費用がかかります。一方、街路樹を保存して整備した場合でも、実は、大きなツリーサークル、Ⅰ期工事でイチョウを残したような大きなツリーサークルのその設置が必要となりまして、その費用がかかります。

本整備において、初期費用として、更新した場合のほうが530万程度高くなります。しかし、整備後の剪定や落ち葉清掃などの維持管理費、並びに大径化する既存樹木の成長管理に係るコストを加えて試算すると、実は整備後6年目から逆転して、その後は大きく差が開いてまいります。また、老朽化して、大径木となった既存樹木が台風等における倒木リスク、そういうものを踏まえると、潜在的なコストも想定できます。

コスト面が全てではございませんが、神田警察通りの道路空間に適した樹木への更新、それをすることによって、将来にわたってコストの増加にはつながらず、適切で適正な維持管理を行っていくことができるものと認識してございます。

○大坂委員 最後。

こうした方針についても、沿道協議会の中でしっかりと議論をして確認されたということによろしいのかなというのが最後に確認したいところなんですけれども。そもそものこの神田警察通りの機能更新に関しては、沿道協議会の意向を受けて、安全性といったものを基本軸に、車道、歩道、自転車道のそれぞれの安定性を重視した機能更新をしていくんだということが基本軸にあるということ、最後の最後、確認させていただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 大坂委員ご指摘のとおりでございます。それから、本会議でも質疑、ご答弁がございましたけれども、神田警察通りという、一ツ橋から神田駅周辺まで神田エリアを東西に大きく縦断するこの通り、これは全体を通じた一定の統一性ですとか、あるいは関係性ですとか、そういったものも考慮する必要があります。で、もとより、ベースになるのは安全・安心だろうというふうに思っております。そういった中で、やはり樹木に対して、様々な思い、ご意見を持たれる方、多くいるんだろうなと思うんですけれども、検討に当たりましては、幅広く地域の事情に通じる方々にご参画を頂きながら、10か年にわたって議論をしてきたところでございます。

そういった広域的な全体最適と、やはり個々の地先における様々なニーズというのできるだけ調和を図ってまいりたいというふうに思っております。今後、工事、契約内容が固まって、工事に至る中では、今回の工事区間におけるご理解を深めていただくことであったり、今後の工事についても、検討の在り方等々について、議会をはじめとしたご意見を頂きながら、検討してまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 いいですか。

副委員長。

○大串副委員長 この工事を進める上における根拠として、参考資料の1に神田警察通り沿道賑わいガイドラインがありますよね。この、そうですね、28年の秋の委員会でも、私、今から5年も前ですけど、同じ何か議論をやりました。この神田警察通り沿道賑わいガイドラインを作成したメンバーですけど、今の沿道協議会の方が中心になってつくられたんじゃないんでしょうか。どうですか。

○佐藤地域まちづくり課長 この協議会事務局、地域まちづくり課でやっておりますので、私のほうからご答弁させていただきます。

この協議会でございますが、平成23年9月から設立し、検討してきたと。その前は検討委員会ということで行ってきたというところでございます。メンバーでございますけれども、学識経験者の方々と、それと沿道の町会の方々、それと商店街、それと、にぎわい創出といった部分の観点から検討を進めてきたという部分がございますので、観光協会の方にも入っていただいてやってきたと。そして、オブザーバーとして警察署の方も入っていただいているメンバーで検討してきて、ガイドラインを策定してきたというところでございます。

○大串副委員長 沿道協議会の方も、この作成には当然関わっているということですよ。

で、私が不思議だなと思うのは、この根拠としている沿道ガイドラインのゾーン別の将来像が書かれています。そこには街路樹も明確にうたっていますよ。今回のⅡ期工事は、その、何というんですか、最初のゾーンですよ、歴史・学術ゾーンに当たります。この歴史・学術ゾーンでの街路樹はどうするのかというのは、ここに書かれていますよね。既

存のイチョウ並木を保全、活用するんだというのが、この沿道ガイドラインには書かれている。この沿道ガイドラインを根拠としてこの工事をやるんだというんだけど、何でこのイチョウの並木を切ってしまうの、街路樹を。立派な樹冠が形成されているんですよ。どうなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、ガイドラインのほうには、大串委員おっしゃるとおり、そのように書かれています。我々もそういうことで検討していったんですが、やはり当初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういうことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができないということから、そして、このガイドラインにつきましては、この1ページのところに、本ガイドラインは、今後の地域の方との協議やまちづくりの動向を踏まえ、必要に応じて発展、改良していくことを想定していますと、そういう記載がございます。

そして、12月、昨年12月2日ですね、第17回協議会におきまして、この、パーキングメーターのお話もあるんですけども、その街路樹のゾーン別でイチョウを残すと書かれているところがありますけども、そこは、共立前のイチョウについてはああいう形で残すことができたということで、基本的に趣旨、ガイドラインの趣旨については達成できたものと考えて、そこを協議会の中で確認したところでございます。

○大串副委員長 昨年の12月の協議会で、それは、もう切ることが決定したと。じゃあ、その時点で、そういう案が出たなら、その出た段階で、まず、ガイドラインを、これ、書き換えてくださいよ。今もこのままホームページに載っている。「神田警察通り」と検索すると、整備ガイドラインとともに、図も示されている。全くそのままですよ。だから、当然、まちの人も分からないよ。協議会に参加している十何名の方は知っているかもしれないけれど、今回、陳情に上がってきたように、大半の沿道の方が知らない。これで、どうしてにぎわいの沿道をつくれるのか。車優先から人優先の沿道をつくりましょうよと。道を造るんだと。この神田警察通りで成功しなかったら、千代田区では、もうこれから先、人優先の道路なんてできませんよ。そうでしょう。

それにはだよ、丁寧な上にも丁寧に、もう沿道に関わっている人、お店、それからマンションに住んでいる人、それから大学、その他あるでしょ。そういった方々に、全てこのガイドラインの変更があったところ、このガイドラインを持って行って、どうなんだと。イチョウを残したいと私たちは思うけど、どうなんだと。やむを得ず切らなくちゃいけないなくなっちゃうけれども、どうなんだと。ちゃんと聞かなくちゃ駄目。

それから、まず、伐採ありきじゃないんだよ。この立派な樹冠を形成しているイチョウを残しながら、どうやって自転車道を整備して、歩道もやっていくのか。そこが大事なんじゃないですか。これから温暖化対策をやりようというときに、立派な樹冠を形成しているイチョウを切るということが政策で合理性があるのかどうか。僕はね、そこが千代田区の姿勢だよ。どうやって人優先の道路をみんなと一緒にやって、愛される神田警察通りをどうやって作るのか。その思いというのが伝わってこないよ。どうなんですか。どうやって作るんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 大串副委員長のおっしゃるとおり、確かにガイドラインを協議会の中で議論を交わして変わったということで、それに関しては、おっしゃるとおり、周知をしていくべきだったと思っております。

遅まきながらですが、ホームページのガイドラインにつきましては、先週、実は更新をしたところですよ。申し訳ございません。

○大串副委員長 そういうことを言っているんじゃないよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。それ以外、もっと、この道路、自転車走行空間をつくるため、ここでしかできないということ認識して、もっと丁寧に、熱い思いでやっていかなきゃいけないというところを、しっかりと心に受け止めて、進めてまいりたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 今、大串委員からのご指摘でございます。神田警察通りの、今回、契約案件として、道路整備が議題になっておりますけれども、当初は、ご指摘のとおり、沿道のまちづくり、平成23年頃、非常に地域として、これからの神田の在り方が問われているときに、まちづくりを基軸にしながら、そのにぎわいを創出する一つの大きな手法としての道路整備という形でつながってきたのかなというふうに思います。

そういった検討のプロセスからすると、ご指摘のとおり、まちづくりの考え方について、こういうふうに変わってきたんだよと。議論の中で、やはりどうしても千鳥ヶ淵や皇居周辺が桜の時期に着目される中で、神田駅から九段下方向に向かう神田警察通りのにぎわい、千代田区全体の回遊性を考える中で、こんなような形で議論が発展してきて、道路整備の在り方についても変わってきたんだよということについては、その時点でしっかりと周知をし、こういう検討をしているということについてお伝えをするべきだったというふうに思います。

それから、もう一方で、警察通り沿道整備協議会の運営自体の課題ということもあったのかなというふうに思っております。今回のご指摘を受けまして、今後、この警察通りに限らず、こうしたガイドライン等の公開の仕方、あるいは検討のプロセスの在り方については、見直してまいりたいというふうに考えております。

○大串副委員長 今、問題となっているのは、この神田警察通りのⅡ期工事、このⅡ期工事のイチョウをどうするのか。陳情者の方も、そのことを一番心配しているんじゃないですか。Ⅰ期工事でやったように、このイチョウを残しながら、人優先の道路をどうやってつくっていくのか。にぎわいガイドラインにのっとった道路整備を区としては真剣に考えて、やるべき。

僕は、工事は大いに結構だけれども、工事の内容ですよ、内容については、ぜひ、このイチョウ、Ⅱ期工事については、ガイドラインに書いてある――まあ、先週変更したといたって、それは意味ないよ。ぜひ、このイチョウの、結構、中木、立派な樹冠も形成しているこのイチョウを残しながら、人優先の道路の整備に向けてやるのが千代田区としての仕事なんじゃないかと、そう思いますよ。

にぎわいをつくるためには桜並木が必要だというんじゃないかと、このイチョウを残すことこそがにぎわいの沿道をつくることになるんじゃないですか。どうでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 大串委員のおっしゃることも理解できるんですけども、これまでこの委員会等で説明をしてまいりましたが、このⅡ期に関しては、Ⅰ期のようなパーキングをなくすという形ができませんので、そこで今回の本会議の中で、部長のほうも、街路樹をなぜ伐採するのかと、残してできないのかというところで答弁をしていると思いますけども……

〔携帯電話の着信音あり〕

○嶋崎委員長 ちょっと待って。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 すみません。傍聴の方でしょうか。ケータイはご遠慮いただきたいんですけども。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、続けてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。先ほども申しましたとおり、22メートルという限られた道路幅員の中で、歩道を拡幅して、安全、歩行者の空間、それから自転車の走行空間、そういうものを当てはめたときに、やはり今のイチョウをその位置に残しておくということはできないということがございますので、そこはご理解賜りたいと存じます。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 私はちょっと理解できないんだけど、きれいな道路が造りたいということがあるのかもしれない。だけど、そうじゃないんだよ。にぎわいというのは、曲がりくねった道だっていいんだよ。樹木があって、通りが通れなければ、歩行者が譲り合っ通ってもいいんだよ。そういう中でコミュニティというのは形成できるんだよ。何か、さも見た目がきれいで利便性があったほうがいいなんていう価値観でやろうとするから、無理が出る。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

だから、そこはね、僕は価値観というかな、その千代田区の道路計画というか、整備方針というか、そういうものが、何かきれいにやろうと、きれいにやるのがみんなのためになるというような、思っているだろうけれども、そうじゃないんじゃないですか。代官山、僕も好きだから勉強しに行くけれども、あそこはもう、くねくねくねくねした道がたくさんある。だけど、そこがまたよさになっているよ。で、そのまちを残そうとするから、あそこは魅力があるんでしょ。僕はだからその辺、区としてはしっかりちょっと考え直してもらいたい。

で、道路工事をやることはいいけれども、樹木を残すことについては、最大限それは配慮して、残せるような工事をやってもらいたい。お願いします。

○印出井環境まちづくり部長 大串委員、かねてから樹木に対してそういうご見識、ご意見は賜ってきたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この沿道の整備というのは、道路整備からではなくて、まちづくりからというような議論があったのかなと思います。まちづくりの構想の中で、にぎわいや、歩きやすい、ウォークアブル、歩いて楽しいとか、そういった方向性の中でのまちづくりを目指す中で、道路整備が検討されてきたというところですよ。

そういった中で、沿道整備協議会のご議論としては、大串委員のおっしゃるようなご指摘もごもっともだと思うんですけども、現状の並木、樹木、大径木化樹木に対して、非常に「この沿道には適さない」とか、「イチョウを残すかと思うと、少しがっかりしている」ですとか、イチョウで、別の委員の発言を、同じ委員の発言を繰り返し申し上げるとちょっと偏るので別の委員の発言を申し上げますと、「イチョウで困っている方が多い」と。「ギンナンも落ちるし、うちが全部掃除している」とか「イチョウと落葉樹だけはやめてほしい」とか、日々沿道で生活されている方々の課題感、それもあったのかなというふうに思っています。



そういったものを受け止めながら、今後の道路整備については、当然イチョウを残したり、あるいは道路拡幅後にイチョウを新植したりという選択肢もあったのかなと思うんですけども、やはりこのまちづくりの考え方、道路整備の考え方としては、一定の街路樹の機能更新というところでまとまってきたところでございます。やっぱりその中で一番多かったのが、やっぱり既存の道路の中で、非常にイチョウが老朽化して根上がりしているということに対しての、日々感じている課題感というのがあったのかなというように思います。

一方で、大串委員がご指摘のように、残せるものについては移植も調査、検討したところで、今回のⅡ期工事の中で2本ほど別のところに移植が可能ではないかなというところで、今、検討、調整しているところでございますので、その辺りも含めてご理解を賜りたいというふうに思います。

○大串副委員長 意見を述べられましたけど、そういう意見があるんだったら、ガイドラインに最初からイチョウ並木を残すなんて書かれなかったはずですよ。沿道協議会の方がこのガイドラインの作成メンバーに入っていると、最初に答えられたじゃないですか。その方々がいる中で、イチョウ並木をこの学術ゾーンは残しますよと、残して整備しましょうよということがみんなで合意されたんですよ。変更されたのは僅か去年の12月でしょ。だから、今、そういう今意見が、こういう意見がありますと述べられても、全然説得力がありませんよ。僕はそう思うよ。

だから、進め方、沿道の皆さんの合意の取り方、それから方針だよ、道路の、どう整備するのかという方針も含めて、僕は区には、区のそういったあれはちょっと反省してもらいたいし、それから今後のことを考えると、街路樹の保存と育成と、どうやっていくのかと大きな課題が残りましたよ。このままにすると、千代田区の街路樹、何にもなくなっちゃう。1本もなくなる。それで、人優先の道路なんて、掛け声ばかりで、きれいな道路を造ることばかり。それじゃあ、人優先の道路なんて造れませんよ。千代田区の行政の姿勢がまさに問われていると僕は思うよ。この神田警察通りでその転換ができなければ、これはもう、ずっとできない、千代田区は。そのくらい僕は思うよ。よろしく願いしますよ。

○嶋崎委員長 ご意見を頂いたということで、執行機関は。

関連で、どうぞ。桜井委員。

○桜井委員 この件については、いろいろな意見がありました。4月、当時、私は委員長をしておりましたので承知をしておりますけども、この4月23日のときも5月17日のときも、様々な意見があり、陳情もありました。今、大串副委員長がおっしゃるとおり、非常にそういう面での、どういうふうにこの整備を行っていったらいいのか、また、その樹木の保存をどういうふうにしていったらいいのか。もういろいろな、いろいろな課題があって、それで、そのときの陳情の整理としてはですね、整理としては、この、先ほど課長がおっしゃったけども、その整備をするに当たってはきちっとした説明をしてくださいなというようなことを条件として、それで今回この予算が上がってきたということです。その上げ方については、また、ちょっと別のところでまた議論するとしてね。

前回の中で、この樹木を切ろうと思ってこういう整備をしようと言っているわけじゃない。それはもう冒頭、課長がおっしゃっているように、やむを得ずそういうような、方法

としてそういう一つの方法を取らざるを得ないんだという話だった。で、その背景には、一番肝腎なことは何かというと、沿道の住民の方たち、町会の方たち、そういう方たちが協議をして、こういう整備をしてほしいんだというようなものが上がってきて、それを受けた方法論として、その一つとしてこういうような形になったんだということが、一番大切なんですよ。あの中の項目には、自分の母親だったかな、車椅子で通りたかったんだけど、今の整備では車椅子が通れない。危ないんだと。何とか安全に車椅子も一緒に通れるようにしてほしい。歩道、歩行者も自転車も、また車も、みんなが安全に通れるようにしてほしいというような要望があって、そのためにはどうしたらいいんだというようなことから、今のイチョウの植栽では整備ができないという判断の中から、今回のこういうようなものが出てきたんだと。

だけど、これを住民の皆さんの中には、まだまだご理解を頂けない、いや、これは駄目だよというご意見も当然あるでしょう。だから、一生懸命皆さんに汗をかいていただいて、説明をする。分かっていたくように、汗をかいて説明をするということだったんじゃないんですか。その一番大切なやっぱり地域の声がね、地域の声を基にそういうふうにしてきたんだということは、もっと大きな声で出していいんじゃないの。

確かにいろいろな問題はありますよ、それによって。いろんなことはある。あるけども、やっぱり千代田区は、その地域の、地域の人たちの要望をどのようにかなえていくのかということ、これはやはり大切なことなんだと思いますけども。ここは大切なところなので、部長、ちょっと答えてください。

○印出井環境まちづくり部長 桜井議長、ご指摘のとおりかなというふうに思っています。  
○桜井委員 委員。

○印出井環境まちづくり部長 沿道整備協議会の中でも、先ほど各論の意見のご紹介を申し上げましたが、整備の方向性について、沿道まちづくりガイドラインとは違う形での道路整備を望むことについてというのは、沿道整備協議会の中ではほぼほぼ全会一致というような形で、ご意見としてまとめられたところでございます。その理由としては、個別に議長もご指摘いただきましたように、やはり神田警察通り、区間によって広いところ狭いところありますけれども、かなり、お年寄りや、歩くのに不自由、あるいは車椅子の方々にとっては課題が多いというような、そういった現実を日々感じていらっしゃる方の、協議会の委員の皆さんからの複数のご意見が寄せられ、それに対しての共感が広がった中で取りまとめられたところかなというふうに思っています。

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、沿道の方々には、ご指摘のとおり様々なご意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、その皆様の理解を求めするために、理解を頂くための努力がもし欠けていたと——まあ、欠けていたからこういう状況になってくるんだろうなと思うんですけれども、今後そういった工事に向けて、工事内容の説明については、我々、あるいは沿道整備協議会で出てきたこういった集約について、丁寧にご説明をさせていただきたいというふうに思います。それから、これまでのそういった合意形成なり周知に課題があったということなんだろうなというふうに思いますので、その辺りも含めて見直してまいりたいというふうに、ご指摘を踏まえて見直してまいりたいというふうに思っております。

○桜井委員 そうですよ。今、最後に部長がおっしゃったように、説明、1人でも多く

の方に分かっていただけのように努力をしなくちゃいけないんだということの考え方というのは、ぜひ、これからの中でも忘れないでやっていただきたい。区民の理解が得られるように丁寧に進めることと。

そこで、今回この4月、5月の陳情審査から現在に至るまでの中で、十分なことができたのかどうかということについてはですけども、確かにこの頃というのは、大変な蔓延状態が続いていましたから、書面回しで皆さんに合意を頂くということについては、それは恐らく、どこも恐らくされていたんじゃないかなというふうには思いますよ。思いますけども、やはりさっき大串副委員長がおっしゃったように、こういう陳情がやはり出てくる限りは、やはりこれでも、前回のときも一皮奥までご案内をしたとか、いろいろと努力されていましてしょ。そういうような気持ちで、やはり1人でも多くの方たちに分かるような、分かっていただけのような、そういう説明というのはしていかないといけない。やり過ぎなんていうことはないんだから、やらなくちゃいけないですよ、これは。幾ら、ここまでやりましたというような、そんな感じのものをちょっとさっき感じたけど、そんなことじゃ駄目なの。で、ホームページがまだ変わっていなかったなんていうような、そんなことでは困るんですよ。

で、この、今、Ⅱ期目ですよ、これ。これはⅤ期まであるんですけど。どこまで、最後はどこまでなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田駅の中央通りまでという、そこが神田警察通りの終点ということでございます。

○桜井委員 当然これは、今、Ⅰ期目をやって、Ⅱ期目をやって、Ⅴ期目までの中でのその一つの道路の一体感というのが当然求められてくる工事になってくるでしょうから、当然そこら辺のところも、全体像が分かるような、この道を歩くとこんなすばらしいよというようなことが分かるような、やっぱりそういう整備なり、そういう説明なりが求められてくるわけです。一回一回こういう形でやっていて、ひょっとしたら第Ⅲ期目は全然違っちゃったと。こういうことのないように、きちっとやはり全部の整備がどういうふうになるのかということが、後で区民の方たちが、やっぱりやってよかったねと思えるような、そういう整備を区民の方にもしっかりと分かっていたく、お知らせするということが必要だと思うんです。そこら辺はどのようにお考えですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでの議論の中で、このⅠ期はまた違う構造で整備がされたんですけども、（発言する者あり）Ⅱ期以降につきましては一体的になるような、その辺の、協議会の中でも一定の方向性は出ております。今後それを皆様に、ほんと1人でも多くの方に分かってもらうために、どのような形でお示しすることができるか考えてまいりたいと存じます。

○桜井委員 陳情についてはもうずっと続いている話ですから、ここまでにしますけども、今回、議案の中で、遮熱性舗装が、道路のね、遮熱性舗装をすることになっていましてしょ。これは何年ぐらいもつものなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと、すみません、こちらに、今手元にはないんですけども、色が薄くなっても効果はあると。10年ぐらい効果はあるというところでございます。

○桜井委員 前に千鳥ヶ淵の沿道のところを整備するときに、同じような質問を道路公園

課長にしたら、10年と言っていました。今あそこを通ってみると、かなり剥げていますよね。道路、その塗装が剥けている。触ってみると、確かに温度差があることは分かるんですけど、剥けているところはやっぱりそれなりの温度ですよ。10年って、あれは1年しかたっていない。1年もたっていないよね。10年、大丈夫なんじゃないかな。まあ、そこは信じるしかないんでしょ。ええ。そこは確認をしていただきたいと思いますが、議案に絡むところなので、ちょっとそこら辺はもう一度確認をしておきます。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事が終わったところに関しては、その後の後追いの調査はしております。今後もそれを確認しながら整備を進めてまいりたいと存じます。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○木村委員 千代田区の道路整備方針、苦労してつくった方針ですよ。この方針の地域への意見聴取というページ、5の2というところに、道路整備の進め方、地域への意見聴取という項目があります。そこでこう言っていますよ。歩道設置や拡幅などの実施に際しては、地域の方への影響が大きいことから、沿道に立地する区民の皆様や日常的に多くの方が出入りする施設の管理者などの理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要だと。沿道に立地する、まあ立地するという言い方もどうか分からない、要するに沿道の人たちの、住民や施設の管理者等の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要だと。この方針は変わりましたか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この道路整備方針は平成31年3月に策定いたしました。それ以降、方針は変わっておりません。

○木村委員 要するに、沿道に立地する区民の皆様や日常的に多くの方が出入りする施設の管理者などの理解と協力を得ながら取り組んでいくと。じゃあ、なぜ沿道住民の方からこういう陳情書が出てくるんでしょうね。あの陳情者のお話を聞いたら、ほとんど沿道住民の方ですって。沿道住民か沿道でご商売されている人。じゃあ、この今回の道路整備方針は守らずに、沿道協議会の議論に基づいて進めてきたということですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 この神田警察通りの沿道整備協議会は、先ほども部長のほうから説明がありましたとおり、10年、設置されてから10年、18回にわたって協議をしてきたものでございます。この内容につきましては、決して守っていないということではなくて、そのために様々な方法で意見を聞いて、それで進めてきているというところでございます。

○木村委員 その沿道協議会には、文字どおり沿道にお住まいの方って、どのくらい、何人くらいいらっしゃるんですかね。

○佐藤地域まちづくり課長 すみません。会社とビルをお持ちの方、あと直接住まわれているのが、1名は間違いなく住まわれている方ですけども、あと沿道に建物をお持ちの方が数名いらっしゃるというところで、すみません、具体的に何名というところまで、今、ちょっとデータを持っておりません。

○印出井環境まちづくり部長 道路整備方針は皆さんお手元にはないかと思うんですけども、先ほど木村委員のご指摘があったような、沿道の関係者の理解を得る。そのため沿道整備協議会を設置する、と。合意形成を図る手法として沿道整備協議会を設置するという

ことでございます。そして、下のほうの図のほうで、沿道整備協議会の構成として、やはり沿道、地先の個々の多様な皆さんのご議論というようなことだけではなく、それも基本としながら、沿道まちづくりに関する、多角的、多面的、総合的なご意見を頂戴するというので、沿道町会、地域団体、沿道施設という形で構成をしているところでございます。そういった委員会の意見を通じる中で、沿道の皆さんの理解を図っていききたいというふうに思っています。

で、今回、ちょっとなかなか陳情者の分析ができていないんですけども、もしそういったところで乖離があるとすれば、先ほど来ご答弁申し上げているとおり、沿道整備協議会の在り方、運営と、地域沿道の実態と、その中に考え方の違いがあったと。それが、合意形成の参画とか周知とかというのに課題があれば、今後見直してまいりたいというふうに思っています。

○木村委員 沿道推進協議会が10年間ですね、10年間議論して進めてきたと。で、一定の考え方を示す。これは、別にこれでいいと思うんですよ。ただ、それを具体的に実践する上では、文字どおり沿道に住んでいる人たち、ご商売されている方の意見を反映させながら、その方向性を肉づけしていく。一致できる方向でまちづくりの方向性をまとめていくというのが行政の役割ですよ。明大通りの沿道協議会はそれでやったわけですよ。

だから、まちづくりというのはゼロか100じゃないんですよ。みんなが納得できる内容をいかにまとめ上げていくのか。これが行政の仕事だと。これを明大通り沿道協議会はやったんですよ。神田警察通りでも、沿道の皆さんに4,700枚アンケートを配って、幅広く意見を聞いたと。その結果を踏まえて議論を深めたと。

これは、今日、区長もいらっしゃるというので昨日作ったんだけども。休みのときに出てきて。（発言する者あり）これは神田警察通りの整備に関する——ちょっとちっちゃくてごめんなさいね。（発言する者あり）読みながら言います。警察通りのアンケートですよ。神田警察通りの街路樹についてどう考えるか。683人の方がお答えになって、「今のままでいい」という方が196人ですよ。これ、ブルーの。それから、「植え替えを含め課題解決を」という方が322人。恐らくこれを行政は、区のほうは、植え替えを含めて課題解決という方が多いから、このとおり進めていこうと判断されたと思うんですよ。ところが、課題解決を含め、あ、「植え替えを含めて課題解決を」という320人の方に、「どういう街路樹の樹種がいいですか」と聞いているんですよ。そうすると、今度は47人の方が、「今と同じでいい」といって答えているわけです。それから、「新たな樹種に変えてほしい」という方、153人ですよ。

つまり、問8と問9を総合的に見ると、「今のままでいい」という方が圧倒的に多いんですよ。243人で。で、「新たな樹種」という方が153人。つまり、「植え替えを含め課題解決を」という320人の方のうち、一定数は「今のままでいい」と。ただ、根上がりだとかそういう課題は解決してほしいという方が少なからず含まれていると、そういうことを示しているんですよ。

ですから、沿道の皆さんの意見を聞くということだったら、まず一番多かったのが、「今の樹種でいい」と、「今のままでいい」という声が多数になっているんですよ。それぞれの丸をつけた上で意見があるけれども、意見も拝見させていただいたけれども、やはり「今のままでいい」と、「今の樹種でいい」という方が少なからずいらっしゃいました

よ。

となると、これは、新たな樹種に植え替えありきで最初から結論が決まっています、委員会のほうから沿道のアンケートを取れと言われたものだからアンケートを取ったけれども、もうその前に、もう新たな樹種に植え替えるというのは既定の事実だったんじゃないか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず木村委員のご指摘の、このアンケート結果をもって街路樹を更新する、と。それはそうではありません。このアンケート結果も基に、それと、これを基にまた協議会でもご意見を頂きましたし、これ、今までの長い間での議論、それから専門家のご意見、それから前から申していますとおり、道路整備に当たっては、そこに残してはできないというところと、総合的に勘案して、それは決定したものでございます。

このアンケートのこともご指摘されているんですけども、この、先ほどの、「今のままでいい」というのは196名で、「植え替えを含め課題解決してほしい」というのが322名、その方の中の、「樹種は今のままでいい」というのが47名で、「新たな樹木」というのが153名。ですから、ちょっと計算の仕方がよく分からないんですけど。

○木村委員 だから、この196と47を足すわけです。そうすると、「今の樹種でいい」となるじゃん。

○須貝基盤整備計画担当課長 それでいきますと、322が「植え替えを含めて解決してほしい」と、（発言する者あり）「新たな樹種に変えてほしい」と。何かその、よく。足すのが……

○木村委員 何を言っているの。322人の内訳よ、こっちは。

○嶋崎委員長 ちょっと、ちょっと。ちょっと休憩します。

午後3時28分休憩

午後3時29分再開

○嶋崎委員長 再開します。

じゃあ、答弁から入ります。どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの、ちょっと皆さん資料はないんですけど、問8で、322名が「植え替えを含めて課題解決をしてほしい」という結果です。その322名のうちのまた内訳で、どういう樹種がいいかというところで、「今のと同じ樹種がいい」というのが47名いるということで、木村委員がおっしゃるのは、そのままでいいというのが足す二百何十名いると、そうおっしゃれているんですが、我々はこの322名が、その、植え替えた場合の同じ樹種がいいか、あるいは新たな樹種がいいかと、そういうところで認識してございます。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 これ、前回もやったのね。ただ、聞き方がちょっとなかなか難しいということがあって、「無回答」というのがやたら多かったんですよ。3分の1が無回答でしたから。3分の1以上が。まあ、聞き方も悪かったんでしょう。ただ、いずれにしても、今の樹種に好感を持っている方が沿道の中では比較的多かったということは、このアンケートが示していると思うんです。

それからもう一つ、学識経験者の意見も聞いたと。これも委員会の集約の一つとして、

ぜひ聞くようにということで4名の学識経験者から意見を聞かれたと。で、努力されたということは、これは認めます。

ちょっとこの間、資料を頂いて、ざっと拝見しました。それで、その意見の中で、専門家の方で、あ、これか。うん。低木は——ちょっとこれも、区長がいらっしゃるんで、用意していたんですけど、学識経験者の意見として、低木はタマリユウよりジャノヒゲやリュウノヒゲがよいと、こういう意見があったと。で、どういうものなのかなと思って、私、ネットで調べただけけれども、タマリユウというのは草なんです。それで、ジャノヒゲ、リュウノヒゲは同じなんです。呼び方が違うだけ。皆さん専門家だから、低木はタマリユウよりジャノヒゲやリュウノヒゲがよいなんて、言うはずないんですよ。（発言する者あり）専門家ですから。タマリユウっていうのは、これ、ユリ科ジャノヒゲ属の多年草です。それからジャノヒゲと、これ、括弧してリュウノヒゲとあるから、地方によって呼び方が違うんでしょう。全く同じものなわけです。つまり、学識経験者から聞き取りをして、またご本人に確認するという作業を怠ったんじゃないじゃありませんか。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 はい。休憩します。

午後3時33分休憩

午後3時44分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

今、木村委員とのやり取りのところなんですけれども、執行機関のほうもテープもあるということなんだけれども、若干その言葉が、ちょっと今の活字でいくと、なかなかちょっと理解がしにくいところもあるんで、そこのところのちょっと整理を1回したいと思うんで、答弁から入ります。

どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 申し訳ございません。専門家の方と私たち聴取した職員、技術職員とコンサルの中では、お互いに同じ認識でいたんですけども、この文字にしたときに、この「低木は」というところで、本来なら「低木よりは」と。さらにタマリユウよりはジャノヒゲやリュウノヒゲがよいということでした。そこは、これについては、本当に大変申し訳ございませんが、訂正をさせていただきたいと思っております。

○嶋崎委員長 いずれにしろ、ちょっと確認はしてね。確認しないと、ここで、言った、言わない、聞いた、聞かない、という話じゃなくて、きちっとテープもあると言っているんだから、確認はしてもらいたいというふうに、私のほうから、委員長のほうから申し送ります。

続けて。はい、木村委員。

○木村委員 それで、この陳情書のほう、陳情者の方が、事業に入る前にその話を聞いてくれというお話が、陳情書の中で、直接意見を聞く場を設けてくれという陳情内容になっています。「整備をする事業者を決める前に、沿道住民や関心ある多くの人々の声を直接聞く場を設けてください」と。これは、事業者が決まっちゃえば、工事の内容の本当に理解、周知になっちゃうわけですよ。沿道住民の声を整備内容に反映するというふうにならないからね。ですから、事業者を決定する前に沿道住民や関心ある多くの人々の声を直接聞く場を設けてくれと。こういった方が沿道住民の方から寄せられています。これは、沿道住民の方、文字どおり沿道に住み、ご商売されている方の声を沿道整備に反映させてい

くというのは、これは今すぐにでもやるべきじゃないでしょうかね。

なぜかという、明大通りの沿道整備協議会では、皆さんが納得、合意できるような内容でしたから、アダプト制への前向きな発言が結構多かったんですよ。沿道に住んでいる皆さんが日常的にお世話するんですよ。掃除したりしてくれるんですよ。その人たちがもっと私たちの声を聞いてくれということで陳情書を出されています。

となると、沿道にお住まいの方の意見を聞いて整備内容にできるだけ反映させていくというのは、これは今後の街路樹の維持管理、道路整備方針ではアダプト制まで見据えていると思うんだけど、そういう今後の維持管理を含めても有効になるんじゃないでしょうかね。これをやるんだからということで、何か強引に押しつけるみたいな形になっちゃって、果たしていいんだろうかと。皆さん方の声を反映したまちづくりにしたんだから、ぜひ皆さん今度一緒に維持管理にも協力してくださいというふうに、そういう言える関係をつくっていく必要があるんじゃないでしょうか。そういった意味でも、沿道の皆さんの話を聞く場というのは、これは、こう決まりましたからよろしく、じゃなくて、整備内容に反映させる、そういう立場からの意見を聞く場というのを設定したらどうでしょうかね。○印出井環境まちづくり部長 木村委員からの、沿道整備への参画についてのお尋ねでございます。先ほど来申し上げておりますように、この神田警察通りの整備については、やはり1.4キロの延長の中で、神田エリアを東西に位置する区道として、まちづくりと一体となった道づくりの検討が必要だということで、10か年にわたり、まさに沿道の、先ほど申し上げましたとおり、道路整備方針、その当時はできていませんけれども、道路整備方針と同様の、沿道町会、沿道商店会の方々の議論の積み重ねの中で、道路整備の方向性がまとまってきたものでございます。

それで、先ほど申し上げましたとおり、Ⅱ期工事やⅢ期に向けた整備の方向性としましては、そういった中では、大方、全会一致と言っていいほどの共通理解が図られているところでございます。しかしながら、それをもうさらに地域にブレークダウンしたときに、具体の地先の方々の中でいろいろなご意見があるということについては、今回の陳情も含めて私たちも理解したところですけども、そういった中で合意形成を進めていく上で、今回の沿道整備協議会での合意形成、それからアンケートや専門家の意見——専門家については様々ご指摘がありましたけれども、それをさらに沿道整備協議会にフィードバックし、それから区民代表である議会の陳情審査を通じた様々ご意見も賜った中で、今回、契約案件として上程させていただくところでございますので、その意思形成に何か大きな瑕疵があったとか問題があったとかということではないのかな。ただし、そういう人、方々の間の意思が、沿道整備協議会の方向性と、地先、地権者、関係者の方々との間にあるとすれば、今後まちづくりと道づくりを考えていく中で、その課題解決に向けて検討プラットフォームの在り方も含めて見直していかなきゃいけないかなというふうに思っております。

○木村委員 今後その在り方について見直していくというのは、神田警察通りのⅢ期工事から見直していくということではなくて、ほかの道路の整備のときにはやっていくということですか。

○印出井環境まちづくり部長 道路整備については、その道路の規模だったり、まちづくりとの関係性、再開発等の地域におけるまちづくりの機運とか、様々地域によって異なる



のかなというふうに思っています。その地域特性に応じた、地域特性に応じた形での検討の在り方もあるのかなと思います。ただ、ベースとしては、参画協働や道路整備方針ということになってくるんだろうとおります。

それから、明大通りの中でも、私、協議会の中で申し上げましたとおり、やはりこの20年間の中で、千代田区の人口が倍増したということは、少なくとも人口構成が大きく変わっているだろうと。コミュニティも大きく変わっているだろうと。そうしたときに、いわゆるこの間に増えた、いわゆる子育て層ですとか、あるいは単身者層ですとか、あるいは関係の事業者ですとかという形の中で、従来の沿道整備協議会の構成の中で課題解決ができないとすれば、今回のⅢ期工事以降における構成の在り方、それからほかの地域における道路整備の在り方についても、課題があるとすれば、その辺も含めて解決していきなさいけないだろうなというふうに思います。

○木村委員 ずっと代表質問から聞いているんだけど、なぜ沿道の住民の人たちが、話を聞いてくれと言っているのに、聞きますと言わないのかが不思議ではないんです。既に沿道協議会で聞いていますと。沿道でアンケートをやりましたと。専門家の意見を聞きましたと、こればかりなんですよ。

で、私もちょっと沿道の方、何人かお話を聞いたけれども、やはり自転車道を造るだとか拡幅工事があるよという話は聞いたけれども、街路樹についての話を聞いていないという方はたくさんいらっしゃいました。アンケートについても、答えたという方もいれば、アンケートをやったのを知らなかったという方もいらっしゃいましたよ。まあ、確かに戻ってきたのが4,700配って、八百幾つか。ですから、そういった方もいらっしゃったでしょう。時期もやっぱり年末でしたから、皆さん年末で忙しくてね、それどころじゃなかったということもあったのかもしれない。そういう経過もあるので、ここまで陳情者が言うには、本当にほとんどが沿道の人たちだと言っているわけですよ。その人たちが私たちの意見を聞いてくれと言っているのに、ずっと、聞くと言わないのよね。聞きたくないんですか。区長が絶対聞くなと言っているわけじゃないでしょう、区長が。だって、これまで聞いてきたと、やってきたと。アンケートもやったと。専門家の意見も聞いたと。なぜ、その、何百人、何千人という方の意見をこれから聞けと言っているわけじゃないわけですよ。沿道の人たち、しかも第Ⅱ期工事のやり方をずっと続けるというわけでしょう。Ⅰ期は違ったけれども、Ⅱ期から。そうすると、このⅡ期工事が始まる前に、どれだけ沿道の人たちの理解を得られるのか、納得、合意を得られるのかというのが大事になってくるわけです。Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期の沿道の住民に関しても、このまちづくりを押しつけることになるわけですよ。まさに、このⅡ期工事が決まれば、非常に怖いことだと思うんですよ。ここで判断を出すというのは、議会から。このⅡ期工事のやり方を、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期と貫きますと。で、沿道の人たちから私たちの意見を聞いてくれという陳情書が出てくると。ところが、区は、じゃあ、陳情があったんで、沿道の人たちの声を聞きますと、まず、絶対言わないと。こういう中で、我々どういう判断をするのかね。非常に悩みますよ。なぜ、沿道の人たちの話を聞くと言えないんですか。

○印出井環境まちづくり部長 実は、今般の陳情が出たときに、今後Ⅱ期工事が具体的に迫っておりましたので、陳情者についての情報共有ということを我々としても検討させていただきましたが、それはやはりある種陳情者に対する圧力にもなりかねないということも

ありまして、そういったことについては見送った経緯があります。

で、Ⅱ期工事については、そういう意味で、非常にこう、比較的街区が大きいところで、事業者中心のエリアになっておりますので、確かに、その中に陳情者がいらっしやったら、かなり特定な形での説明になるということなので、私たちとしては、それは控えさせていただきながら、ホームページ上の情報提供ということに努めてまいりました。

それから、ご指摘のとおり、Ⅲ期以降については、もう少し街区構成も、神田駅に近くに従って、街区構成も変わってまいりますし、それこそ生活感の強い地権者、事業者の方々もいらっしやるのかなというふうに思います。これまで、アンケートを取ってきたところですが、工事の遅れ等々もありまして、アンケートを取った時点から、また時間も経過しておりますので、先ほど来申し上げておりますとおり、今後の合意形成の在り方については、今、具体的に何をどういう構成でということとは申し上げませんが、検討のこのテーブルの在り方とか周知の在り方とかということについては、今回のご審議の様々なご指摘を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

○木村委員 ちょっと確認でいいですか。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 今、何ですか、そのⅢ期工事の在り方、整備の中で考えていくというふうに言われたんでしたかね。いわゆる沿道住民の方の声の反映の仕方等、ちょっと確認させてください。

○印出井環境まちづくり部長 沿道整備協議会の中では、Ⅱ期工事以降のおおむね駅に通じる今後の整備の方向性というものについては、一定程度取りまとまっているところでございます。それを具現化する中で、今回Ⅱ期工事ということになるんですけれども、Ⅲ期工事に向けて、もう一段、Ⅲ期以降の在り方についてご意見を賜るような機会をつくっていきたいなど。ただし、全体の中で、工事に遅れがないとか、これまで沿道整備協議会で10年にわたって頂いてきた様々なご要望を手戻りするような中身にならないような形の中で、どういった整備が必要なのかについて、その周知とか意見を聞くような手法について検討していきたいというふうに考えております。

○木村委員 うーん。ちょっと、じゃあ、一ついいですか。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 要するに沿道住民の声を聞くのかどうかなんです。周知とか徹底とかというんじゃなくてね、整備に沿道住民の声を、整備に向けて沿道住民の声を聞くのかどうかなんです。これ、協議会の町会長さんたちが反対するわけないでしょ。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど来申し上げておりますように、沿道整備協議会における合意形成のプロセスというような形で従前やっております。今後Ⅲ期以降に向けては、そういったことを進めることについて、沿道整備協議会の委員の皆様も、それに対して、何かこう、反対するようなこともないかと思うんですけれども、これまでの合意形成と違ったプロセスで進めるということになりますので、確認も経ながら、今後Ⅲ期以降の沿道の方々の意見を聞く手法、それから、テーブルの在り方、従前から女性が入っていないかというご指摘もありますので、その辺も含めて、検討、研究させていただきたいと思っております。

○嶋崎委員長 いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 今までやり取りされてきたとおりだと思います。大串委員も木村委員もおっしゃられたとおりだと思うんですね。私も昨日、道を、用事もあって通りましたんですが、錦町って、本当に今、何ですか、サウナカフェみたいなのができたり、あのまちの、あの、何というか、中古のビルであるところを好んで、何というか、リノベーションしてオープンするというようなことが結構出てきていますよね。つまり、まあ、青山、表参道じゃないけど、あっちにいたけどこっちのほうがいいという人もやっぱり出てきているわけですよ。で、いろんな課題があって、解決したほうがいいというふうな思いと、このまちをもっと、住んでいた人、営業してきた人、大切に思う人たちの思いを、やっぱり併せて対話するという作業においては、千代田区は非常にうまくいっていないというのが現実。というのは、もう、過去、明大通りでも、Ⅰ期工事をやってしまった後に住民からの声があり、結局あの小さくしてしまった植え柵は、専門家の先生方が入って、結局大きなものに取り替えることになりましたよね。そういう——それだってお金がかかるわけですよ。で、もっと初めから対話をしていく。陳情があって、協議する場ができて、それで初めて、何ということですか、パースじゃなくて立体的な模型。模型まで作ったんじゃないですかね、あれ、コンサルが。だから、みんな、ここをどこかすところだと、ここには七五三太公園があって、ここには桜があるよねとか、分かるような、これは、今のは神田警察だけど、ここは学士会館があってこうだねという、道並みがこう分かるような協議の仕方を、せっかく町会長さんたちが集まっている中に、そういうものもつくってこなかったし、今日出されている資料もそうなんだけれども、単に線と色だけで、今、もう、シミュレーションで、動画で、この道を歩くとこんなふうに見えるというのができる時代なのに、そういう見えるプレゼンというのを全然していないんですよ。だから、空論ばかりになってしまって、みんなで本当は夢見る道づくりのはずなのに、みんなで夢が見られない。多分区長だって、絵を見ていないですよ。見る素材が、だって、私たちが見ているこれがほぼ全てだから。そういう中で住民の人たちによくなるんだと言っても、単に、やっぱり切られる話になって、頑張ってる営業している人、住んでいる人は、多分絶望に。好きで移ってきた人は、もう、やっぱりここは駄目かねというふうになってしまったら、もう終わりなんですよ。

だから、言わんとするところは、これだけ3億7,000万のお金を入れて、Ⅴ期のうちのⅠ、Ⅱ期ですよ。Ⅰ期も反対があって、木を絶対に残せないと言ったのに、残った。みんなよくなった。車も突進してこなくて、木があるとやっぱり安心だねというふうになっているわけですよ。そういうことを、Ⅱ期工事の、今、この工事案件の中で議論することはいつもしんどいと思うんだけど、しんどいけれども、これを賛否で分けてしまうのか、それともちゃんと説明のプレゼンのツールをつくって、こういう、神田駅に向かって、こんなふうな道にしていきましょうよと、そういうふうな対話を、やっぱり分断じゃなくて対話をしていこうという姿勢にここで切り替わらないと、本当にもう変わらないなと思ってしまうんですよ。これじゃあ、これだけ会議を重ねてきて、もうお疲れと思うし、コロナだし、元気も出ないし。だけど、ここは一踏ん張り、やっぱりもうこれで目をつぶってやっちゃえじゃなくて、人がこれだけ寄ってきている、建物もこれだけここに移

ってきているんだから、やっぱり見えるシミュレーションツール、あるいは立体模型を作る中で、Ⅴ期、神田駅までどんな道になるのか、どういうふうにしていきたいね、課題があるね、解決していこうという話を、やっぱりここでやるのが筋だと思うんです。Ⅲ期からじゃないと思うんですよね。いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 今、神田警察通り沿道整備協議会の委員の名簿を見ております。各委員の名前を申し上げるとことはいたしません、やはりこの、それぞれの町会の関係者の方、具体的に地域で様々な活動をされている、防災とかまちづくりとか福祉とかですね、そういう意味で、こういった皆さんのご意見を積み上げて、我々としては数次にわたる対話を続けて、今回の案としてお出ししているのかなというふうに思っています。それを全く無視するということは、私としてはできません。

ただ、おっしゃるとおり、そういった地域のことを古くからよく知る、それこそ、これ、見ると、ほとんど、こう、かつて神田祭の木頭をやったような面々ですから、地域のことをよく知る人たちのそういうご議論と、ご指摘のとおり、それ以外の沿道の方々との思いの乖離があるとすれば、それをできるだけ、おっしゃるとおり、対立にならないような形で進めていきたいと、検討を進めていきたいというふうに思います。

そういった中で、対話の手法とか、ツールですとか検討のスタイルですとか、やはりこう、明大通りにおける一つの事例を参考にしながら今後進めていきたいというふうに思っていますけれども、このⅡ期工事については、これまでの積上げの中で整理をしてきたところでございます。評価はありますけれども、アンケート等、有識者の意見を聞いた中で、それをさらに沿道整備協議会でフィードバックしたということなので、これについては、基本的には進めさせていただきたいと。ただ、今後、工事の内容であったり、Ⅲ期工事以降に向けた、様々な先ほど来ご答弁を申し上げているような取組については、前向きに検討してまいりたいと思いますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

岩田委員。

○岩田委員 多分大串委員も木村委員も小枝委員も、先ほどからもう熱くおっしゃっていますけれども、まずアンケートの話ですよ。毎回毎回陳情が出て、で、区の説明を聞くと、いや、やっています、と。100メートルぐらいの幅ですと沿道をやっていますとか、まちの人たちの話を聞いていますと言うけれども、そのたびにこういうのが出るということは、結局は聞いていないんですよ。それは、我々が例えばね、ちょっと、例えが違つかもしれないけれども、選挙のときに車で回りました。でもって、わあわあがなり立てていました。相手はマンションの10階ぐらいにいます。お宅の前を回りましたよと。いや、全然聞いていませんよ。いやいや回りましたよと、相手に届かなきゃ、全然意味がないじゃないですか、そんなのは。ということですよ。（発言する者あり）

でもね、これ、別に工事がどうのこうの、駄目と言っているわけじゃない。セミフラット、いいじゃないですか。視覚障害の方に対するこういうのもいいじゃないですか。でもね、例えば、ガイドラインで、景観とか環境に配慮とか、地球温暖化の云々とか言ってね、この、さっきの言っていたのに、この大径木を百何十本切る。申し訳ない、ちょっと言

葉は悪いけど、ちゃんちゃらおかしいですよ。どこを見ているんだと。区長の本気度を、僕は本当に見たいんですよ。これは、僕、本会議場でも言いましたけど、そういうところなんですよ、区長の本気度というのは。

で、その大径木だって、何年、何十年かかるんですか、今みたいなそういう、立派なイチヨウの木になるには。で、それが、例えば台風だとかで、安心・安全が云々とか根上がりかと言うんだったら、それは植樹枘が小さいからじゃないですか。植樹枘をそんなに小さくしないで、車道にでもちゃんと根を張らせるようにすれば、立派な、災害に強い木ができますよ。なぜやらないかといったら、それは恐らく何年後、何十年後かに伐採を前提としているからそういうことになるんじゃないですかという話ですね。で、そういう木を切っちゃって、それで、何、遮熱舗装だなんていったって、焼け石に水なんですよ。

あとは、もう全部まとめて言いますけど、にぎわいの話も……

○嶋崎委員長 質問してよ、質問を。質疑なんだよ。質疑してよ。

○岩田委員 はい、はい。

で、にぎわいの話もね、桜でにぎわいみたいなような話も何かあったようですが、じゃあ、桜じゃないと駄目なんですかという話ですよ。で、イチヨウはね、イチヨウじゃ駄目なのと。例えば、青山の外苑前のところなんか見てくださいよ。あのイチヨウ並木だって、毎週土曜日なんて、もうたくさんの方がいますよ。車を停めて、喫茶店で、カフェでお茶を飲んでとか。ああいうところだって、お客さん呼べるんですよ、にぎわいはあるんですよ。そういうのをちょっと考えてやらないと、駄目じゃないですかね。桜だって、何、イチヨウは何か臭いとか言うけども、桜だって花びらは落ちるし、虫は多いし、大変なんですよ。だから、そういうのもちゃんと考えてやっていただきたい。

まずは、その地元の方たちの話を聞いてください、この陳情書にあるように。それはお願いします。

○嶋崎委員長 さっきの答弁と違うんじゃない。

担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 桜にしたいと。したいというか、桜の方向で整備するというのをまとめたのは、我々ではございません。警察通り沿道推進協議会ですので、今の岩田委員のご指摘、桜じゃ駄目なんです、イチヨウでどうですかということについては、今後、沿道整備協議会のほうにそういったご意見があったということはお伝えをさせていただきたいと思っておりますけれども、この10年の積み重ねの中で、にぎわいの創出、どうしても、こう、千代田区というと、千代田区の観光というと、千鳥ヶ淵とかそういった、桜の季節における、皇居周辺がフィーチャーされる中で、神田駅から神保町への回遊軸をどう取るかというようなところについてのご議論もあった上で、そういうご提案なのかなというふうに思っているところです。最終的にそういった形でにぎわいと桜ということについての選択の議論があったのは、我々ではなくて、我々としては幾つかの選択肢を出しましたけれども、沿道整備協議会ですので、そういったことを踏まえたご指摘だということですので今日は承って、今後の検討に向けた形で沿道整備協議会のほうにフィードバックしていきたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 今、今まで10年、こういう、積み上げてきたとおっしゃいますけども、こ

れも、僕、本会議で言いましたけども、今までずっとやってきたから、だからそのまま進むんじゃないって、もう時代は変わっているんだと。そういうのを考えて、もう、臨機応変にやらないと駄目なんじゃないんですかという話です。今まで10年積み上げてきたから、だからゴージャクなくて、もう時代は変わっているんだから、じゃあそこで止まるのか、引くのか、どうするのか、ちゃんと考えないと駄目なんじゃないんですかと言っているんです。

○印出井環境まちづくり部長 ご指摘は承りました。ある種、応変に扱ってきたので、先ほど大串委員から厳しいご指摘を受けましたけども、イチョウではなくて桜になっていると。沿道整備ガイドラインのときにはイチョウということもありましたけれども、様々、それはイチョウの、当然、十分な歩道幅員とかを取れるような、横浜の日本大通りみたいなところであれば、ご指摘のような整備もできるのかなと思うんですけれども、なかなか神田警察通りのこれまでの道路事情から含めると、そういったご意見もございませんでした。ですので、ある意味、沿道整備協議会のガイドラインを見直すなど、その、地域の中では臨機応変な議論が積み重ねられてきたのかなというふうに思っています。ただ、ただし、先ほど来ご答弁申し上げている、今後、Ⅲ期以降に当たって、今回様々な、今回の委員会からご指摘を頂いたので、多角的な意見について耳を傾けるということについては、その手法も含めて検討してまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 ただいまの、すみません、関連させていただきますが、桜を加えていくということは、日本人は桜が好きですから、誰もがやっぱり反対しないと思うんです。けれども、それは加えることであって、今あるものを切り取っていくということではないんだらうというか、それがだから、みんなに対応することによって、桜ゾーンを造っていくというんでは、桜通りだってあるし、桜はやっぱり、入れていくということはいいいと思うんですね。ただ、それだけとんとんと冷たく入れちゃうと、結局スルガダイニオイのあるような駿河台通りだって、別にそこににぎわいができるわけではない。やっぱり、これから、店がこう、道路を使って営業するようになるわけですよ。そうすると、やっぱり木陰のカフェとか、木陰の、木と木の間の座る場所とかいうのは、すごくやっぱりウォークブル、心地よさを演出するということからすると、3億7,000万入れる心意気があるのであれば、やっぱりその土木工事を、もっとみんなが同じ、悲しい思いじゃなくて、プラスの希望を持てるものにさせるために対話が必須だらうということをお願いしたいんですね。

で、この都度都度の委員会の中でうまいサジェスションができていないかもしれないんですけれども、決して邪魔をする話ではなくて、いい形に、希望を持ってやっていくためのやっぱりエネルギーについては、あとお金の使い方については、何というか、出し惜しみをしてはならないだらうと。で、区長にとっては初めての道路議案になるわけですから、それが、やっぱり、責任はひとえにトップにありますので、そののところは、やっぱり区長も希望を持てる絵でなきゃいけない。で、それを区民と共に希望が語れるものでなければいけない。そして、命を大切にすることでなければいけない。この区役所の前は都道だから手が出ませんと言われたけれども、車を停めた木は、駄目だよと言われたけれども、まだ生きられるという街路樹判定もありました。だから、やっぱり子どもたちへの教育と

いう点でも、マイナス、切っていくんじゃなくて増やしていく。そのために、ここ、広場もどんどん造って、博報堂も残して、ゾーンも造って、そういうふうに歴史の文脈を残している芸術文化ゾーンで、行政も頑張ってるわけだから、ここでつまずいてほしくないし、つまずいたら、私たちまたコロナ対策じゃなくて、住民運動の旗振りになっちゃうのでね……

○嶋崎委員長 いや、そんなことは聞いていないんで、とにかく質疑してくださいよ。

○小枝委員 トップがそういうふうにやっていただけませんかということなんです。ぜひ、エネルギーの出し方として。桜を、リセット桜にするんじゃなくて、桜をプラスするということです。分かりますか。

それと、さっきから言っているように、絵をつくる。絵をつくって、ちゃんとみんなに見せる。そして対話をして変えていく。そして工事というふうにしないと、もう押しつけになっちゃうから。よろしくお願いします。

○嶋崎委員長 ちゃんと答えてくれよ。よろしくお願いしますだって、困ることだって、あるんだろう。ちゃんと言ってくれよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。

○嶋崎委員長 はい。どうぞ。

○小枝委員 どうして、委員長がそういうことを言うんですか。

○嶋崎委員長 何で。だって、いろんな意見があるんだよ。一方で、ね、どんどん進めてくださいという意見だってあるわけだから。それを、俺は両方聞いているわけだから、どうなんだというふうにおかしいじゃん、全然。（「それはそうだ」と呼ぶ者あり）何がおかしいんだよ。

○小枝委員 だから、私は両方が対話してくださいと言っているんです。

○嶋崎委員長 だから、俺は最後にまとめようと思っているけど、一方的に住民運動みたいな話をするからおかしいでしょと、俺は言っているんだよ。ちゃんと両方の意見があるんだよ。

○小枝委員 これまでずっとそうだったから、言っているんですよ。

○嶋崎委員長 そんなことないよ。それなりに、執行機関だって、ね、知恵を出してやっているんだから。そこはちゃんと分かっていないと、受け止めるところは受け止める、言うべきところは言うという、めり張りがあってやらなきゃ、委員会だからしょうがないだろうよ。そういう、俺は仕切りをしているんだよ。

答弁から。どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のご意見の、桜と今あるのを、イチョウを混ぜてというそのご意見ですけれども、それは、まさにずっとお話ししているとおり、今ある街路樹、イチョウは、一緒には、その場所にはいられないというところでご理解いただきたいと思います。

あと、パース等につきましては、ご指摘のとおり、今、実際に、神田駅までのパースというものがございません。ですので、その辺は皆さんが夢を持てるようなパースをこれから作ってまいりたいと存じます。

あと、何か……

○嶋崎委員長 いいですか。

ちょっとこの先の判断に行く前に、私のほうからちょっと執行機関に対して物を申したいんですけども、こうして何遍も何遍も、やっぱり陳情が出るというのは、これはやっぱりね、いかななものかと思うよ。せっかく前回ね、桜井委員長がきちっと整理をされて、それで委員会も一致をして、ちゃんと申し送りをしたにもかかわらず、かかわらず、こうやってまた出てくるわけだから。

ただ、一方で、正式な場所は協議会だよ。そうだよ。で、そこの協議会の皆さんの意見というのは、これは大事なことだよ。じゃなけりゃ、前へ進まないんだから。これ、一軒一軒、いかがでございますかって、そんなことはできないわけだから。そこは、もうちょっと、さっき小枝さんが言ったように、対話、やっぱりそうやって町会長さんとか、さっき印出井部長が言ったように、昔から、神田っ子の粹筋で、ずっと神田が好きで、このまちに生まれ育った人ばかりだと思ふよ、多分、その協議会の人たちは。だったら、その神田っ子の心意気を見せてくださいよ。ね。そういう対話をしながら、地域の意見をその人たちが聞いて、そこで協議会でいろんな議論をしてもらおうということは大事なんじゃないの。じゃなけりゃ、一軒一軒、いかがでございますかってことはできないんだから、だったら協議会は要らないよ。そうでしょう。だから、そういうことをきちっと、執行機関としてはさ。恥ずかしい話だよ。何遍も何遍もこうやって出されるのは。俺だって、やっぱり嫌だよ。まだやっていないのかって。だから、そこら辺は、今日はよーく、いろんなご意見が出たんだから、それは一方の意見だけじゃないんだよ。当然、早くやってくれ、大丈夫だよ、任せておけと言う人だっているわけだから。両論あるんだから、そこはバランスよくやるのが、私、執行機関の仕事だと思うよ。そこら辺は皆さんにちゃんと約束してくださいよ、委員の皆さんに。

部長。

○印出井環境まちづくり部長 はい。環境まちづくり部長です。

今、委員長からのご指摘でございます。先ほど私もお答弁申し上げましたが、道路・公園整備、さらにはまちづくりの合意形成の中で、これまで進めてきた合意形成の手法にとどまらず、それを核としながら、どうやって幅広く多様な意見を聞いていくか。具体的には東郷公園の整備等もあったのだろうなというふうに思います。そういった事例も踏まえながら、我々としては、今後も広く意見を聞き、それをフィードバックしながら、対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていくように努めてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。

それと、さっき小枝さんが言っていたのかな、グランドデザインみたいな、最終的な、こんなふうになりますよというのをさ、見せてくださいよ。そうすると、またいろんな議論が深まるかもしれない。ここだ、ここだと、断片的に見せられているから、せっかく社会実験をして、ね、自転車の社会実験をして、いろいろと今まで積み上げてきたんだから。で、まちづくりをしていくんだという面ではさ、そこはちゃんと見せてくださいよ

○印出井環境まちづくり部長 今の委員長からのご指摘でございます。神田警察通り、私も樋口区長就任して以来、やはり千代田区全域でウォークアブルなまちづくりを進める上での非常に象徴的な道路だろうというふうに思っています。ですので、今後、今、今回のご審議で頂いた参画手法の見直しと併せて、やはり沿道整備まちづくりのガイドラインから



道路整備、それから周辺でもまちづくりの機運が盛り上がっているところがございますので、そういったところも含めて、将来像をご提示できるように、いわゆる道路、土木部隊と都市づくり部隊が連携しながら、こういった形でお見せできるのかは検討してまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。私は終わります。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、まず、議案から確認していきたいと思いますけれども、議案に対する討論はいかがいたしますか。

では、木村委員、どうぞ。

○木村委員 沿道整備に当たり、沿道に住む住民の意見を酌み取る努力が不十分と言わなければなりません。今後のアダプト制を見据えると、この状況でとても請け負う契約に入る前提が熟しているとは言えません。また、気候変動が深刻化しているときです。これは江戸川区で造園職として緑化事業に推進されてきた元職員の方の言葉で、こういったことをおっしゃっていました。「重要なのは、人の命を守りつつ、いかに緑を育てるかという姿勢であり、そのためには行政が努力すべきだ」と。こういう言葉でありました。

まちづくりはゼロか100ではありません。みんなが参加し、みんなが喜べる、そういうまちづくりを追求していただくことを行政に強く求め、本議案には反対します。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。大坂委員。

○大坂委員 議案第44号について賛成の立場から、意見発表をいたします。

神田警察通りについては、神田警察通り沿道整備推進協議会において、10年余の長きにわたって幅広い見地から検討し、議論が積み上げられ、整備案がまとめられたものであり、その決定は十分に重視しなければならないものであります。

本整備工事については、車から人中心の道づくりを目指し、自転車走行空間を整備するだけでなく、歩道拡幅やセミフラット化など、バリアフリー化をはじめとして、安全・安心な整備を目的とし、当該地域の課題解決と魅力の創出に寄与するものと認識しています。

今後も引き続き事業の必要性や効果などについて丁寧に説明をし、理解を得られるよう努力することを求め、本議案に賛成いたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。小枝委員。

○小枝委員 今日のこの議案については、賛成できません。一つは、やはり、街路樹というものが、人の命を守ったり、いろいろな落下物やヒートアイランドを和らげたりという様々な機能があることを知っている住民たちもあり、今、コロナの中で住み続けることが困難な中で、もう少し、今までの住民や新しいこの錦町好き、神田好きの、好んで来てくださっている住民たちが共にこのまちをよくしようというふうに思える合意点の中で、道路工事、土木工事、そして街路樹の整備を行っていくというのが、明日に向かうまちづくりのエネルギーになると思うので、大変町会長の皆さんたちのご苦勞には申し訳ありません。

んが、この点については、もう一声、対話のエネルギーを出していただきたい。それについては行政の皆さんにもやっていただきたい。で、それは、やった中で出されてくる契約議案でなければならないということから、私はこの議案には賛成をいたしません。反対いたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。副委員長。

○大串副委員長 極めてこの議案については、賛成することは非常に厳しい。僕は意見を述べたとおりですよ。けども、賛成せざるを、するとすればですね、条件がある。

自転車道整備のこの契約については賛成するとしても、樹木についてはぜひ考えていただきたい。もう、この契約をしたら、もうそれで決まりですよというのではなくて、何とかこのイチョウの、そのⅡ期工事区間のイチョウを残しながら、このⅡ期工事区間の整備、自転車道を造る整備をできないものか。僕は諦めていない。

これは、千葉大学名誉教授の藤井英二郎先生が述べています。「現在、歩道の拡幅、段差解消や自転車レーンの設置が進められています。自動車中心の道路から、歩行者が安心して通行できる道路への変化は歓迎ですが、既存の街路樹を生かすように設計されない事例が多く見られます。樹木を残すことで幅員が一定にならなくても、通行する人が注意し、譲り合い、コミュニケーションが生まれて、心豊かな空間となるのです。歩道や自転車レーンだけを見て、基準どおりに設計するのではなく、街路樹も人の生活も考えながら総合的に計画、設計しなければ、真に豊かな都市にはなりません」。こう述べております。全く同感ですよ。ぜひ、千代田区としては、こういう姿勢を持ちながら、Ⅱ期工事以降の工事をしっかりと、またやってもらいたいと、そういうふうに要望し、やむを得ずですけれども、賛成いたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、討論を終了いたします。

採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第44号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大坂委員、永田委員、小林たかや委員、桜井議長、大串副委員長が賛成です。よって、賛成多数によりまして、議案44号は可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、陳情の確認なんですけれども、取扱いをどうしましょうか。今の議案とも関わりますから、いろんなご意見が、私はちょっと、皆さんの今までのご議論を聞いている限りでは、やはり先般の前桜井委員長がおまとめを頂いたあそこのところの、まあ、これ、計画になっていますけれども、これは計画でなくなりますから、その文言を整理して、やはり執行機関には引き続ききちっと地域に入って、丁寧にも丁寧に話を聞いて、そしてこれからのⅢ期に向けてですね、もちろんⅡ期もいろいろとご意見もあるでしょうから、

そこも含めてやっていただくと。そして、陳情者には、今日の議事録を添えてお返しをするというところで、私から扱いを言うのはおかしいんですけども、先般の桜井委員長のおまとめが、非常に皆さん共通をしていいただろうということでもとまったんで、いかがかと思うんですけども、ご意見があればと思いますけれども。（発言する者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。文言については、もちろん調整しますけど。

木村委員。

○木村委員 今日丁寧に対応していくということなので、それについてはそのとおりだと思うんです。ただ、今回、いわゆる沿道住民の意見聴取という点で、その協議会の議論というのは、これは当然、ずっと10年ぐらやってきたことなので、そのところを大事にするというのは当然だと思うんですよ。ただ、沿道住民の方の意見をいかに反映させていくのか、取り入れていくのか、どうやって聞いていくのかという、それについては、今後検討していくという、そういう答弁があったので、文言はともかくとして、それちょっと若干簡略、簡単に触れていただけるといいかなと。そのお返しする中で。と思うんですけど。

○嶋崎委員長 じゃあ、どうしましょう。

ほかにありますか、何か。

ちょっと休憩します。

午後4時30分休憩

午後4時36分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

陳情の取扱いでございますけれども、様々なご意見を議会としても頂いておりますし、前回は執行機関に対しては、地域に入って丁寧に対応するようにということで、委員会としてまとめました。しかしながら、また沿道住民の方からの陳情も出たと、今回出たということなんで、ちょっとこのところは、前回のまとめをベースにして、正副のほうで少し言葉を整理させていただいて、委員会として陳情者にお返しするというので、今日のところは、ちょっと文言は預らせていただいて、後日調整をさせていただいて、お示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、当然議事録もつけてということになろうかと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、陳情審査まで、議案も含めて終了いたしましたので、ここで区長がご退席になりますから、暫時休憩いたします。

〔区長退室〕

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

3番目の報告事項に入ります。政策経営部、「総合行政システム」リブレース方針について、報告をお願いします。

○加茂IT推進課長 委員長、IT推進課長。

○嶋崎委員長 はい。あの、凝縮して、しゃべってね。

○加茂IT推進課長 はい、承知しました。

それでは、政策経営部資料6に基づきまして、総合行政システムリプレイス方針についてご説明をしたいと思います。

総合行政システムといいますのは、財務会計、文書管理、決裁等の内部事務システムでございます。産声を上げてから既に15年間たっているというところで、この総合行政システムも、途中でいろいろと改修が増えたり、あるいは機能を追加していたということで、システム自体が非常に、今、硬直しているという状態でございます。そういった中で、非常に内部事務の煩雑化を招いている、あるいはきちっとした的確な業務処理もなかなかできないという課題が、今、顕在化しているということです。

それから、二つ目は、新たな時代の要請ではないんですけども、内部事務の自動化、ロボット化ということで、RPAですとかAI、そういったツールを使いながら事務効率を図っていくということと、それとあと、リモートワークですね、リモートワークによる内部事務作業。こういったことにも、今のシステムだと対応できないということで、今回、刷新をする、つまりリプレイスをするということを検討しているということでございます。

で、リプレイスの今後のスケジュールでございます。今、公示前でございますので、詳細の説明は割愛をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、まず、プロポーザル委員会を10月の第1週に発足させて、それ以降、プロポーザル委員会での承認を経て、公募と業者選定を約3か月かけて行っていくということを考えております。今の段階ですと、契約締結は来年の2月。で、開発期間が、来年の2月から約2年間かけて行うという形になります。

続きまして、プロポーザル委員会でございます。今回、また、内部事務の大きな改変ということでもございますので、委員長に副区長に就いていただいて、部課長6名、それとあと学識経験者1名という形で、8名で構成したプロポーザル委員会の中で、今後業者選定に入っていくということになります。

リプレイス概要につきましては、お手元の別紙資料1、横長の資料をご覧くださいというふうに思います。

まず、表紙をおめくりいただいて、「総合行政システムとは」ということで、今、冒頭もご説明しましたように、ここでは区民の方が何らかの給付金あるいは補助を受けるという形で窓口申請にいられたケースを、例として書いております。左側に「区民」がありますけれども、まず、窓口で処理をして、そこは総合住民サービスシステムで処理をしますけれども、その後、支出を伴うものについては、ここがちょっと、一旦システムが離れますけれども、各所属のほうで支出命令データを入力するという形になります。で、これ以降は、上と下が行ったり来たりしますけれども、要は今回の、今の総合行政システムは、財務会計、電子決裁、それとあと文書管理システム、それぞればらばらになっていきますので、それぞれが必要に応じて内容を照会しながら、あるいは決裁を仰ぎながら、順繰り順繰りにこう回していったら、最終的には、右側にありますけれども、支払処理で会計室に行くと、会計室のほうから区民の方に給付、支払いが行われるということになります。そういった意味で、非常に今、煩雑なシステムになっているというのが、このシステムの現状でございます。

では、今後どうしていくのかということで、下のページになりますけれども、「リプレ

ース目的と方針」というのがあります。見方としては、一番下から順番に見ていただければというふうに思います。

背景は、先ほどご紹介したように、段階的にシステム間連携を図ってきたということと、導入から15年たって、かなり老朽化して、度重なる機能改修を実施してきたということでございます。

その結果、現状と課題という形で、上二つにありますように、内部事務の生産性の低下を招いているということ、それから、迅速かつ確な区民サービスへの影響が出ているということでございます。じゃあ、どういったところが具体的な課題なのかということについては、この下に五つの項目としてまとめさせていただいております。

こういった、今回、課題解決のためにどういったシステムを調達するのかという要件を、六つほど整理をさせていただいております。とにもかくにも、区民のサービスを向上させるということでは、内部事務の効率化を図って、より早く対応していかなくちゃいけないということで、業務の標準化と全体最適化を図る。あるいは区の生産性を上げていくということで、リモートワークにも対応できるようにする。あるいは、新しいデジタル技術、RPAだとかAIだとかロボットも含めて導入できるようにしていく。なおかつ、やはり今後、いろいろ、区政の中でもいろんなことが起こると思います。そういった中でも内部事務が柔軟に対応できるようなシステムにしていきたい。

それと、最後になりますけれども、現在ばらばらで運用しているということで、導入・構築および運用保守経費の適正化を図れると。こういった要件を基に、今後調達をかけていきたいというところでございます。

最後のページになります。では、今までリプレースに向かって、どういうことを検討していたのかということで、3点ほどまとめさせていただいております。

まず、現状調査とあるべき姿の議論という形の中で、現場を含めて、現状調査、業務フローなんかを作って、あるいは、今はDXのPTという形であるべき姿を議論していますが、実際にユーザーである職員のいろんな意見だとか、そういうのを組み合わせながら、今のあるべき姿の下でシステム要件をつくっているということです。

それとあと、実際に区が今考えていることに対して市場はどう反応するだろうかということで、昨年度ですけれども、情報提供依頼という形で、8社からいろいろな情報提供を頂きました。そういった中で、区の目指すシステムはどういったものかというのを絞り込みながらやっているということです。

最後は、事業者による利用者向けのデモという形で、売込みの一端にもなりますけれども、3社に個別デモをしていただいて、現場の方がその中身を見て今後どういったシステムがいいのか、あるいは今の区の課題に対して、何が解決策になるのか、そういった観点で検討いただいていると。

こういった方針の中で、リプレースを来月から始めていきたいということのご報告になります。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご報告いただきました。質疑に入ります。

○大串副委員長 1点。来月からの募集ということなんで、今までも述べてきているとおりなんですけれども、こういう目的とか方針とかスケジュールを区民の方々も知れるよう

に、分かるように公開してもらいたいの。多くの方がそれを理解することによって、チェックすることにもなります。ベンダー主導にならないためにも、そういったように、僕は必要だと申し上げてきました。その点、どうでしょうか。

○加茂 IT 推進課長 今後、やはり区民の方にきちっとお示しするというので、まずは、今年、今年度、情報化指針を改正させていただいて、なおかつ、後ろのほうに、今後のDXの計画というのを載せさせていただきました。そういった中で、まずは計画をお示しして、その中で都度変更がある、あるいは方向性がもし変わるということであれば、改訂版という形の中で、ホームページ等を通じながら区民の皆さんにご案内をしていきたいというふうに考えております。

○大串副委員長 今回のこれもそうですよね。これも同じように公開、ちゃんとしてくれる、目的と方針とスケジュール。

○加茂 IT 推進課長 はい。これ、資料をそのまま公開するというのは、まだ公募前なのでできませんけれども、一応、前回、DXの暫定版の中には、今回のこのリプレースの趣旨につきましては述べさせていただいておりますので、あとはスケジュールを今後、公示、公募していきますので、区民の方にホームページを通じてお知らせするということになると思います。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件を終了いたします。

次に、区民向け電子申請の拡充についてご報告を頂きます。

○加茂 IT 推進課長 それでは、政策経営部資料7「区民向け電子申請の拡充について」についてのご報告になります。

ご存じのように、現在、区民への行政手続については、窓口中心にいろいろなサービスを提供しておりますけれども、今回はコロナという時世も鑑みながら、「窓口に出向かない、時間や場所にとらわれない、デジタルで完結できる」といった利便性向上を目指した電子申請のシステムを拡充していきたいということを考えているというところでございます。

現在、行政手続のオンライン化のシステムは二つございます。一つは、国——イコール、J—L I Sになりますけれども——主体で運営している、主にマイナンバーカードにて本人を確認するぴったりサービス、これにつきましては、既に千代田区のほうでも利用中でございます。さらに、今回、都道府県、都などの自治体が主体に運営し、主に運転免許証、身分証明書等にて本人確認し利用する、東京都の場合は東京共同電子申請になりますけれども、こちらに加盟をしたいということを考えております。これによって、実際にマイナンバーをお持ちの方でぴったりサービスをご利用される方、あるいはまだマイナンバーカード自体を取得されておりませんが、こういった電子申請サービスを利用したいとい

う区民の皆様、そういったご要望に幅広く応えるために、この2種類の電子申請サービスを今後準備して拡充していきたいというのが狙いでございます。

「また、同時に、」というふうでございますけれども、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」というのがございます。これは、行政窓口のいろんな手続がありますけれども、これを電子化する、あるいは情報通信技術を使いながらやっていくというための条例でございますけれども、これにのっとりまして、「千代田区オンライン通則条例」、これ、仮称としていますが、これを策定して、周知、施行することで、窓口手続きのオンライン化や窓口業務のデジタル化を図るということで、窓口業務と同時に、この電子申請の質も高めて、区民サービスの向上に努めていきたいというのが大きな目的になります。

下記になります。東京共同電子申請参加の利用についてということになります。ご存じのように、今、千代田区ではDXが推進されています。目標としては、来年度の4月ですね、4月からは本格運用したいということで、そこから逆算しまして、この10月に仕様を確認しながら、11月、できれば契約をして、パイロット運用を開始して、来年の4月から運用していきたいというふうに思っています。このパイロット運用開始ですけれども、実際にまだ私も電子申請サービスを使っておりませんので、都が講習会なんかも秋口にやっていますので、そこでいろいろな知識と、それとあと、どういう形で既存の紙を電子化するのか、あるいはこういったことに留意しながらこの電子申請サービスを運用するのかということをよくよく理解する必要があるかなというふうに思っておりますし、また電子申請サービスの中で、国が法定で電子申請を認めるものについては、千代田区のオンライン通則条例がなくてもできるということもありますので、まずはパイロットでやりながら、区民の皆様のいろんな反応ですとか評価を得てみたいというふうに思っております。そういった意味で、逆算して、11月に契約して、4月から本格運用に努めていきたいということを考えております。

経費面でございます。二つございます。導入経費ということで、ここは実際にシステムを使うときに、千代田区のいろんな要望に応じてチューニングをする必要があります。これが約150万という形になります。これは導入経費になりますので、一旦この150万円でチューニングを行うと、しばらくの間は使えるという形になります。それとあと、利用経費でございます。利用経費は、年額になってございます。150万という形に、年額になります。この150万でございますけれども、この東京共同電子申請そのものは、年間運用で約1億円かかっています。そのうちの22%を東京都が負担して、残りを参加団体が、住民の規模によって、まず割ります。その後、財政支出比率ですね、これを見て、財政的に厳しいところに対しては手厚く、それとあと、財政支出について余裕のあるところはそこから減額をするという形になっております。そういった、ちょっと複雑な構成の中で算出額が決めますけれども、一応、千代田区としては利用経費約150万、正確に言いますと157万程度というふうに現在聞いております。これは年額更新という形になります。

それとあと、2点目、千代田区オンライン通則条例施行でございます。これらにつきましては、次の別紙資料2に基づいてご説明をしたいというふうに考えております。

それでは、別紙資料2、横長の資料をご覧ください。

まず、ページをおめくりいただいて、全体像でございます。「千代田区DXを支える「主要情報システムと電子申請サービス」」ということで、今回、区民の方から見られたときに、区民一人一人が置かれた環境の中でいろいろな行政サービス、手続きを受けていただくということで、電子申請と従来の窓口サービス、さらに24時間365日、何か問合せがあったときに、チャットボット、ロボットが答えるような仕組み。で、既に始まっていますけれども、コンビニ交付ですね、夜11時まで、コンビニのほうに行けば、住民票だとか印鑑登録証明が取れるという形でございますけれども、こういった、いわゆる品ぞろえをすることによって、区民のライフスタイルなり区民の特性に応じた形の中で行政サービスを使っていたらどうかということを考えております。

そのうち、電子申請についてはぴったりサービス、今回加盟、参加を予定しております共同電子サービス。その他というのは、幾つかの自治体であるんですけども、自前で電子申請システムを、大きな投資をしてつくって運用するという形になります。千代田区では、まずは、このぴったりサービス、共同電子サービス、年間契約をしながら、区民の活用の状況を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

その下にあるのが、今いろいろ、前回も全庁LANシステムのリプレースのお話をさせていただきました。先ほどは総合行政システムのリプレースのお話をさせていただきましたけども、これらのサービスの質の向上や利便性の向上を目指して、BPRと一緒にシステムも変えていくということを考えているというのがこの全体図でございます。

続きまして、「窓口サービスと電子申請サービス」、3ページ目になります。ここでのメッセージは、窓口、電子申請、それぞれ利用される方からすると、何がどう変わっていくのかということですけども、重要なところは、一番下にあります利用者視点のところでございます。それぞれ、窓口での行政サービス、それから電子申請サービスでのサービス提供、まあ、長所、短所、ございます。こういったことも区民の皆様のそれぞれの置かれた環境ですとか、あるいは考え方で、うまく活用いただければということで、バランスを取りながら両刀遣いの中で、区民サービスを向上させていきたいということを考えているということになります。

続きまして、次のページになります。先ほど電子申請サービスは二つあるというふうにお話ししましたけれども、整理をさせていただくと、この図になります。ご本人、区民の方ご本人がマイナンバーで本人確認をして、電子認証を行うという場合はぴったりサービスを使っていただく。主に、ぴったりサービスは、国が主導して運用しておりますので、特に、いわゆる霞が関のいろんな接続業務ですね、そういったものがプリセットされているという形になります。一方で、一番下にあります汎用的電子申請システム、これが今回新規利用する部分ですけども、本人確認については自動車免許証と身分証明書を写真で取って、それを添付するという形の確認になります。このほうは、特に、電子申請のフォーマットについては、それぞれの自治体が独自でつくるという形になります。ですから、午前中の議論にもございましたように、たくさん使っていただくということになるには、やはりこの申請書類を非常に簡便化していく必要があるだろうということを考えております。それぞれ料金体系も、ぴったりサービスは利用者IDごと、それから汎用的電子申請については、人口比割や財政支出等に応じてなっているという形になります。来年度以降は、ぴったりサービスについては、基幹系システムと連携ができるようになります



ので、特別定額給付金のときのように、申請のところと業務が分かれて分断されていて、大変な混乱が起こったということがございますけども、来年以降はここを接続することによって事務効率化が図れるということになります。

続きまして、「電子申請事務の検討」でございます。じゃあ、実際にこの汎用的電子申請システムですとかぴったりサービスを拡充するに当たっては、どういったサービスを提供していくのかということですが、ここに幾つか書かさせていただいています。

実は、政府のほうから、デジタルガバメントの実行計画ですね、55事務については、各自治体でオンライン化を進めるようにというガイドが出ています。そんな中で、今年度ですけども、23区の電算課長会でアンケートを取った結果、こういったものを今電子化しています、こういったところにニーズがありますというのが、一覧として示したのが以下になります。

まず、ふだんから住民の方がお使いになるような図書館の貸し出し予約ですとか文化・スポーツ施設の利用予約、研修とか講習の申込ですね、こういったものが一つ。それから、もう一つ下にあるのが、ライフイベントにに応じて必要なサービスという形になります。基本的には、上の処理件数が多くてふだん使うということについては、今後、東京共同電子申請を使っていきたいというふうに考えております。一方で、ライフイベントに関しては、既にマイナポータルのほうで申請書がプリセットされていますので、こういったものを利用していくということを考えているということになります。こういった業務を徐々に電子化をしながら、区民の皆さんにもお使いいただくということを考えているということになります。

最後のページになります。千代田区オンライン通則条例でございます。下のほうにございますけれども、この根拠となる法は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律ということで、平成15年に施行されています。ここでの章立てですけれども、第1章から第4章がある中で、やはり千代田区としても条例をつくるということになったときに、重要なのは、その目的、何の目的で電子化を進めていくのかということと、それとあと、基本、どういう理念の中でこれを進めていくのかということが重要になるかなというふうに思っています。そういった中で、目的の第一条に関しては、ここに太字で示させていただいていますけれども、区民及び事業者が利便性を享受していただくということを中心に書かせていただいております。

それとあと、基本として、やはり重要なのは、「情報技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、」というところがございますので、やはりここにつきましても、より多くの皆さんがこういった電子申請をご利用いただく、あるいはそういった中で利便性を享受いただく、そういったことも条例の中の理念の中に盛り込んで進めていきたい、こういった条例をこれから準備して、周知期間を経て、4月から、できれば施行させていただきたいということでございます。

以上、ちょっと早口でございましたけれども、電子申請についてのご報告となります。

○嶋崎委員長 ご苦労さまでした。

非常に盛りだくさんというか、はい分かりましたというわけにはなかなかいかないのかなと。というふうに思いますけれども、基本的なところをご質疑があれば受けますけれど

も、いかがでしょう。

○大坂委員 今回の、新たに参加をしたいという東京共同電子申請ですか、これについて、ちょっと幾つか確認したいんですけども……

○嶋崎委員長 はい。

○大坂委員 このご時世、コロナ禍において、やっぱり、より多くの手続が電子化されるべきだとは思っています。当然、区役所や出張所に行かずに済む手続というのは増やしていくべきだと。そのことが、より一層の区民生活の向上につながっていくということはもう間違いないというふうには思っていますので、その視点から拡充していくということに対しては、根本的には進めていくべきだというふうに考えます。

ただ、唐突に出てきたというような感がありまして、今回も、金額についても、導入経費150万、利用経費が150万、年間。ということで、これは予算にも計上されていないものではあるんですけども、なぜ、この年度の途中にこういったものが出てきたのかということですね。何のためにこれを想定しているのかということについて、説明をお願いいたします。

○加茂IT推進課長 今年度予算の、されていないというお話がございました。私どもとしても、ウィズコロナという中で、どこまで今のコロナの状況が続くのかということで、年度、今年度いっぱい、過ぎれば、もう、ほぼ落ち着くんではないだろうかということを見越してはいましたですけども、ただ、またこの第6波も含めると、年を越してもしばらくは続くということを見ると、なるべく早めにこういった仕組みを導入して、区民の皆様にも安心・安全が早く提供できるようにしたいということを考えました。

そういった中で、やはり4月からの、期が替わるということ考えたときに、それまでにきちっと準備をする。当然のことながら、業務を主管している主管課が、それを、手続を電子化するということになりますので、その主管課も巻き込んでいかなきゃいけない。そういう時間を考えますと、今から進めていかざるを得ないかなと。そういった中で、まずはパイロットとして利用したいということで、今回、この、唐突という形になりましたですけども、この10月から進めていきたいということ考えた次第でございます。

○大坂委員 これは想定しているメニューとか、そういったところについては何かあるでしょうか。

○加茂IT推進課長 先ほど、補足資料の中の5ページ目でお示しをしましたように、まずは処理件数が多いもの。実は、じゃあ、それぞれに、例えば図書館の貸し出し予約、毎日どれぐらいの方が図書館を利用しているのか。あるいは文化・スポーツ施設、今はちょっとコロナの影響であんまり使われていないと思いますけれども、こういった予約がどれだけあるのか。この辺のデータがちょっと今ない中なんですけれども、これについては、早急にデータを把握した上で、まずはこういった、日頃区民の方が利用されるそういったものについても、スマホから予約ができる、確認ができる、そういったものをまず進めていきたいというふうに考えております。

○大坂委員 はい。ありがとうございます。この電子申請については、平成17年に議会の承認が得られずに、当面の間、運用を見送るということが決定したというふうに伺っています。その際には、利用見込みが少なく、費用対効果の面ですとか利便性への疑問や機能不足などが理由になっているということだそうですね。特に、6出張所における手続と

総合窓口の在り方などの対応というのが、そのときセットで言われたということだと思いますが、当然、このときから比べると、もう十数年経過して、世の中のオンライン化というのはもう当たり前ようになってきています。渋谷区なんかは区民が区役所に来ないというような状況を目指しているというふうにお伺いしているというような状況にもなっているので、大幅に変わっていると思うんですけども、改めて何かその間答えが出たのか、その点について説明をお願いいたします。

○加茂IT推進課長 今ご指摘のように、平成17年の議会でオンライン通則条例を上程させていただきましたけれども、そのときは利用見込みが少なく、費用対効果の面、利用に際する利便性、機能不足の観点から継続審議ということで、結果的には廃案となったという経緯がございます。

そのときは、確かに、じゃあ、どれだけの方が利用するのか、やはり千代田区が一番大きな特徴は、窓口の充実したサービスにあると。これは、私も、今も変わらないというふうに思っています。ただ、当時と今と環境が大きく違っているのは、当時は、まだ2005年の頃は、まだスマホが、急激にまだ浸透していない頃の時代でした。それが、2007年度以降ですけれども、急速にスマホが普及しているということで、今は、かなり、お年寄りの方でもスマホをお持ちだということで、そういった、いわゆる利用のためのツールが広がってきた中で、そういった仕組みを導入するということであれば、利用も広がるんじゃないだろうかとということを考えて、今回、加盟を、参加を検討したということになります。

○大坂委員 ありがとうございます。恐らくこれぐらいの金額であれば、今の現状の利用者想定と見合った形で、運用はしていけるというような判断がされたんだろうというふうに認識をいたします。

最後に、現在、マイナンバー制度を使ったぴったりサービスというものが既に導入されていて、国が示す30もの業務を、令和4年度末までに導入するということが義務づけられています。それとは別に、この電子申請を導入するということで、利便性が高まると同時に、ちょっと分かりづらくなってしまわないのかなという懸念があるんですけども、その点の使い分けですとか整理は、どのようにされていらっしゃるのでしょうか。

○加茂IT推進課長 ただいま委員からのご指摘がありましたように、機能的にはマイナンバーカードをお持ちの方はぴったりサービスをご利用になる、あるいはそれ、まだマイナンバーカードをお持ちでない方はこちらの共同電子申請といっても、なかなかやはり区民の方には分かりづらいところがあります。そういった形の中で、今後、周知徹底を含めて、まあ、徹底という言葉は正しくありませんけれども、周知をどのように行っていくのかということが重要になると思っています。

ここにつきましては、IT推進課はシステムのインフラを担当いたしますけれども、実際の業務、手続そのものについては、やはり主管課になりますので、主管課ときちっと綿密に連絡を取り合いながら、どういったことをやることによって、区民の方が利用いただけるのか、あるいは進んでいくのか、あるいは、これについては、両方でメニューを用意するのではなくて、もう全てのメニューを1回で用意するのではなくて、順番に、順次導入をしていきたいというふうに考えております。

○大坂委員 本当に、使いやすいような形で運用していただきたいと思います。そ

うしたときに、こういったオンラインでいろいろな手続きができるようになってくると、ちょっと分からなかったときとかに、コールセンター的なものが必要になってくるのかなと思います。もちろんチャットがあるという形もあるんですけども、それだけでは不十分だと思いますので、コールセンターを設置しなければいけないというようなことになると思うんですけども、それについてはシステムのほうで対応がされているのか、それとも千代田区で新たにつくらなければいけないのか、その点についてお答えください。

○加茂 I T 推進課長 ただいまのご指摘の話というのは、既に、実は23区でこの電子申請につきましては、もう22区が運用されています。その中でアンケートを取ると、やはり一番大きな声が、区民からの問合せに対して、どこが答えるのかと。いわゆる千代田区で言うと I T 推進課なのか、あるいは業務主管課なのかと。そこがはっきりしていない自治体さんについてはかなり混乱が生じているというふうに聞いております。そういったことがありますので、我々としては、まずは、全てをこれ、1回でリリースするという形ではないので、まずは I T 推進課の中でヘルプデスク的な対応を行う。これについては、職員が行うのか、あるいは委託も含めた形の中でどう効率的に回していくのかということも考えたいと思います。

行く行くは、サービスメニューが増えた段階、またマイナンバーカードも普及していく、あるいは電子申請の利用も進んでいくといった中では、新たに体制を組んだ中で、業務主管課に負担をかけることなくやれるような仕組みを考えていきたいということを検討しております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小林たかや委員 ここの電子申請の場合の、「運転免許証等」の「等」というのは、何。

○加茂 I T 推進課長 身分を、本人であるということが確認できる書類という言い方をされています。ここについては、画像になりますので、例えば本人の顔写真が写っているということになると、運転免許証がほぼ主体になるのかなというふうに思っております。

○小林たかや委員 「等」。「等」とは何ですかと聞いたんで。運転免許証を持たない人は、どういうものを持ってくるんですか。

○加茂 I T 推進課長 まず本人確認になりますので、まず保険証とか、そういったものになると思います。ただ、保険証については顔写真がついておりませんので、そこについては、なりすましじゃないかどうかという確認は、一つ必要になるというふうに考えております。

○小林たかや委員 ちょっと、まとめて。どうやって証明するんですか。なりすましでないというのは。

それと――もう、全部質問しちゃいます。その割合はどれぐらいあるんですか。免許証を持たない人が今多くなっているから、その割合はどういうふうに見ているんですか。

それと、マイナンバーカードを使う人と電子申請を使う人は、今どれぐらいの予想なんですか。先ほど質問もありましたけど、電子申請が少なければ、すごく少なければ、効率が、こう、負担になるんですかね。その辺は今、現時点でどういうふうに。150万という数字を出してきているということは数を見込んでいると思うんですけど、どれぐらいの数なんですか。

○嶋崎委員長 3点ね。

課長。

○加茂IT推進課長 まず、「等」というところのお話でございます。先ほど健康保険証という言い方をしましたですけれども、本人確認をどうやってやるのかということについては、ここについては、システムの中で、こちらから問合せをするという形しか、今はないと思っています。実際に顔写真があれば、本人確認をさらに進める中で進められると思いますけれども、顔写真がない、あるいはいわゆる一般的な証明書では本人確認ができませんので、ここについては折り返しこちらからご本人に連絡をさせていただくという形になると思います。そういった意味で、メールでの確認をさせていただいているというのが、共同電子申請システムの仕組みでございます。

それから、二つ目、どれぐらいの利用を見込んでいるかということでございます。今、ぴったりサービスについては、今、保育とか子育てについて、今、サービスを提供させていただいております。この中では、大体3か月に1件か2件の割合で申請が来ているという状況でございます。ただ、じゃあそれが、数が少ないんじゃないかというご指摘もあると思います。まだまだやはりプロモーションが足りていないということもあると思いますので、そこについては、今後プロモーションをかけていきたいというふうに思います。

それとあと、汎用的電子申請ですね、何からやっていくのかということでございますけれども、先ほどまだ手元にデータがありませんというような話をさせていただきましたけれども、まず最初にできるものとしては、やはりここも現場からご要望があったんですけれども、コロナワクチンのパスポートですね、ワクチンパスポートがございまして。7月23日だったと思いますけれども、こういった制度をしますということで、窓口には大体300件ぐらい、1か月で来たそうです。それに対して、窓口だけではなくて、やはり電子申請でできる仕組みが欲しいということもあります。これについては、現在、この共同電子申請の中でもサポートしているということでございます。千代田区のほうで、今、聞いた話ですと、大体、月平均30件ほどの申請が来ているということでございますので、それが全て100%電子化になるかどうか分かりませんが、そういった需要はあるのかなというところでございます。

○小林たかや委員 質問が繰り返しますけど、マイナンバーを使う人と電子申請をやる人というのは、どう、どの割合ぐらいで、なんですか。

それと、もう一つ、それじゃ。その電子申請を、共同電子申請をやる人は、で、今まで千代田区は入れていませんでしたよね。経験がないんで分からないんですけども、今までずっと運用してきたところの問題点とか、そういうのはつかんでおるんですか。それを生かしてやるのはどこで検討しているんですか。

○加茂IT推進課長 ぴったりサービスと汎用的電子申請システムでございますけれども、まずぴったりサービスは、ほぼマイナンバーカードで本人確認を行うということでございます。午前中にも報告いたしましたけども、9月9日時点で区民の47.5%が今保有しているという形になりますので、まずはこの保有されている方が前提という形になるというふうに考えてございます。

それとあと、汎用的電子申請ですけども、先ほど別の委員からのご質問もございましたように、既に先行しているところでアンケートを取ってみると、先ほど来のいわゆる区民

からの問合せのときに、どう、どこが答えるのか、どこが責任を持って答えるのかというところが一つ大きな課題になっているということで、ここについては、運用保守の体制の中で考えていくというのが1点目。

それとあと、2点目、通常の紙の書類、これを電子化していくということになります。そうしたときに、スマホですとかパソコンで何か申請するときに、とにかく入力する項目が多い、複雑ですと、これはもう、誰もこんな面倒くさいものを使いたくないということになると思いますので、そういった意味で、ユーザーインターフェースをいかに簡素化していくかと。これについては、今、庁内で、いろいろBPRで、押印の見直しですとか添付書類の見直しとか、いろいろ進んでいますけれども、こういったものと結びつけて、よりユーザーの利用のされ方からすると、簡単に申請ができるような仕組みを講じていきたいというふうに考えております。

○小林たかや委員 共同電子申請は、先ほどちょっと問題点の、問題というのは、部署が、答える部署がばらばらだから困るとか言っていたんですが、そのほかはなかったんですか。

○加茂IT推進課長 申請書の仕組みのところですね、前面にお話しさせていただいたのは。要は、今まで紙でやっていた手順を電子化するということになります。ですから、そういった中でスマホとかPCで情報にする入力のところが非常に多かったですとか分かりづらいということになると、やはり紙で、窓口に来てやったほうが手っ取り早いということになると、これは本末転倒になりますので、その工夫をいかにするかということろだと思っております。

○小林たかや委員 本人確認の電子申請は、免許証で確認しますよね。と、いつも免許証を持っておこななくちゃいけない。

○加茂IT推進課長 電子申請の場合は、画像データをそこに添付するという形になります。

○小林たかや委員 そうすると、イメージでは、免許証を持ってきて、免許証をスキャンする。それで、1回すれば、それで終わり。それとも、毎回免許証を持ってくるのか。

○加茂IT推進課長 毎回かどうかはちょっとあれですけども、利用するときに、1回、スマホなりデジカメで撮った写真をそこに添付していただくという形になります。ですから、1回、パソコンの中、スマホの中に、自分のもしそういったデータが残っていれば、申請のたびにそこからファイル添付という形で、電子申請の仕組みに載せていただくということになります。

○嶋崎委員長 いいですか。

○小林たかや委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

いずれにしても、これ、今日ちょっと時間もかなり迫ってきているんで、これ、先ほどから課長ご自身も、以前にご議論いただいたけれども廃案になったというような、僕も覚えてますよ。古い議員さんはみんな知っているんだけど、そういう中で、やはり、まず区民に分かりやすくということが一つ。それから、あと、もうちょっと事前に、我々とも共通認識しておかないと、我々も聞かれたときに、区民に聞かれたときに、いやあ、22区でやっていたんですけど、今度うちも入って23区になりました、だけじゃしょうがな

いから、そこら辺は、今後の中でもちょっと、これを進めるということであれば、しっかりと議会とも議論していかないと。共通認識にしていってほしいと思うんですけど。このところ、最後、ちょっとご答弁いただけますか。

○亀割デジタル戦略担当部長 委員長のご指摘、ご答弁申し上げます。

まず、この本件、本件とともにぴったりサービスというのが、区民にとって最も一般的な区との接点となり得ます。当面は、区民の利便性の向上の観点から、このように開始させていただきます。今後は、区として、このポータルサイトの在り方というものをよく整理するということが必要になってくると考えています。あらゆる手続を分かりやすく、漏れのないように、使い勝手を整理していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、区民が混乱しないように、分かりやすいポータルサイトの活用と運用に努めていかなければならないと感じております。

それから、さきの議会の議論、私も認識をしております。まあ、この件に限らず、重要案件も含めまして、当然のことながら事前に報告をし、よく議会と議論した上で共通認識を図るということは大変重要だと認識しております。今回、唐突感があったかと思いません。遅くなって申し訳なかったんですが、コロナ禍におけるサービス提供ということで、対面せずに、というニーズが多いという中で、スピード感を持って行うべきという判断でございます。年度途中でございますが、この報告をもってご議論いただきまして、共通認識を図れたらと考えております。よろしく申し上げます。

○嶋崎委員長 よろしく申し上げますよ。状況に応じて情報提供を下さい。

この件、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、以上で報告事項を終了いたします。

次、日程4、その他です。委員の皆さんからありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

執行機関からありますか。あるんだよね。どうぞ。

○山下環境まちづくり総務課長 区道の通称名について、口頭でご報告させていただきます。

区民の方々に愛着を持っていただくために、区道に通称名をつけております。83か所の区道に通称名をつけておりましたが、このたび新たに1件追加されましたので、ご報告させていただきます。

場所は神田錦町一丁目16番先から神田錦町三丁目16番先の、特別区道千第469号の一部、340メートルの区間でございます。通称名は、錦町三丁目第一町会など、道路周辺の5町会からの申請に基づき、千代田区道通称名選定委員会での審議、答申を受けて決定したもので、五十通りでございます。9月20日の広報千代田、ホームページにて周知をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。報告いただきました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

ちょっと休憩します。

午後5時20分休憩

午後5時23分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開します。

以上をもちまして、企画総務委員会、閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時23分閉会